平成25年第3回嬉野市議会定例会会議録													
招集年月日	平成25年9月2日												
招 集 場 所	嬉野市議会議場												
開閉会日時	開議 平成25年9月11日				午前10	議	長	太	田	重	喜		
及び宣告	散会	平成25年9月11日			午後 5 時38分		議	長	太	田	重	喜	
	議席 番号	氏		名		出欠	議席 番号	氏		名		出欠	
	1番	辻		浩	_	出	10番	副	島	孝	裕	出	
	2番	山	П	忠	孝	出	11番	田	中	政	司	出	
	3番	田	中	立-	一郎	出	12番	織	田	菊	男		出
応 (不応) 招	4番	Щ	下	芳	郎	出	13番	神	近	勝	彦		出
議員及び出席並びに欠席議員	5番	Щ	П	政	人	出	14番	田	П	好	秋	ı	出
	6番	小	田	寛	之	出	15番	西	村	信	夫		出
	7番	大	島	恒	典	出	16番	平	野	昭	義		出
	8番	梶	原	睦	也	出	17番	Щ	П		要	ı	出
	9番	園	田	浩	之	出	18番	太	田	重	喜	ļ	出

	l	ı		1		1
地 方 自 治 法	市 長	谷口	太一郎	福祉課長	徳永	賢 治
	副市長	中島	庸 二	健康づくり課長	中野	哲也
	教 育 長	杉崎	士 郎	農林課長	納富	作男
	総務部長	筒 井	保	学校教育課長	神近	博 彦
	企 画 部 長	小 野	彰 一	収納課長	堤	一 男
	健康福祉部長	杉野	昌 生	税務課長		
第121条の規定	産業振興部長	一ノ瀬	真	観光商工課長	Д П	健一郎
により説明の	建設部長	中尾	嘉伸	健康福祉課長	神近	博
ため議会に出席	教育部長教育総務課長兼務	江 口	常雄	茶業振興課長		
した者の職氏名	会計管理者	中島	直宏	建設・新幹線課長	中島	憲郎
	総務課長	池田	英信	環境下水道課長	横田	泰次
	財政課長	井 上	嘉徳	水道課長		
	市民課長	井 上	親司	農業委員会事務局長		
	企画企業誘致課長	田中	秀 則	会 計 課 長		
	地域づくり・結婚支援課長	ЩП	久 義			
本会議に職務	議会事務局長	永 江	邦 弘			
のため出席した者の職氏名						

平成25年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成25年9月11日(水) 本会議第5日目 午前10時 開 議

日程第1 議案質疑

議案第81号 嬉野市子ども・子育て会議条例について

議案第82号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について

議案第83号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第84号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第85号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につい

て

議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第87号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例について

議案第88号 市道路線の認定について

議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)

議案第90号 平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第91号 平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八十地区画整理事業費

特別会計補正予算(第2号)

午前10時 開議

〇議長(太田重喜君)

おはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに 本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定していますので、御注意ください。

それでは、議案第81号 嬉野市子ども・子育て会議条例について質疑を行います。 質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それじゃ、質問をさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、国の子ども・子育て支援法に基づく条例化ではないかと

思っておりますが、この会議の期間につきましては、説明からしまして委員の任期の期間が 2年とありますけれども、会議についても同じような期間でしょうか。また、その2年の終 了後、どういった形になるんでしょうかということを1点目にします。

もう1点は、この会議の設置する目的ですけれども、子ども・子育て支援法の中にあります――法律第65号ですか、この中に入っているかと思いますけれども、条例の中にはこの目的なりは入っていないのかということを確認させていただきます。

もう1つ、対象の子どもたちですけれども、範囲はどうかということを1回目にお聞きします。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

まず、第1点目のお尋ねが、この会議の準備期間は2年で終了かというお尋ねでございます。

この会議につきましては、審議会その他の合議制の機関として設立をするものでございますので、ずっと続くようになります。この2年間というのは、子ども・子育て支援事業計画を策定する期間が2年間ということでございます。それと、任期が2年であるということでございますが、この計画は5年を1期として随時更新していくようになりますが、委員の任期が2年ということでございます。

次が嬉野市は会議をつくって何を目指すのか、目的は何かということでございます。

これにつきましては、会議の目的は、子ども・子育て支援法第77条の規定により設置するものでございまして、その目的につきましては支援法の第1条に掲げられております。「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。」ということでございます。

それで、この目的を条例に何でうたっていないのかということでございますけれども、この条例の第1条を見ていただきますと、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置をするものであるという規定を設けております。この第77条の中に、この会議がどういうことをするんですよということを規定されております。いわゆる上位法のほうで規定をされておりますので、ここでうたう必要はないということになります。

それと、対象の子どもは保育園、幼稚園、それ以外の子どもは対象にならないのかという お尋ねでございますけれども、これにつきましては、対象者は18歳の3月31日に達するまで の子どもさんが対象になります。18歳に到達した最初の3月31日までということになります。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

2回目の質問をいたします。

それでは、審議委員の選定ですけれども、15名以内という中で、当市におきましては12名ということで、この前、全体の説明会でお聞きしております。その委員の選定ですけれども、市からの任命になるのか、それとも市民に向けての公募制をとられるのか。特に、強い意思を持って入りたいという方についてのそういった意見を反映する機関はないのか。要するに公募委員として、やる気のある方を選定することは考えておられないのかということをお聞きします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

この委員をお願いするに当たりまして、現在のところ市のほうで選考をさせていただいて 就任いただく方法を考えております。当然、公募による方法というのもあるのは承知をいた しておりますが、この会議自体が若干利害関係が発生してくる場合もありますので、市のほ うで公平に選考をして、お願いをしたいというふうに考えております。

以上です。(「以上です」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

次に、神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

それでは、まずですね、この法律ができた理由と、それからこれは全国一律の網かけになっているわけなんですけれども、本市にとって、この子ども・子育て支援法ができたメリットというものは何かあるのか。

それから、この子ども・子育て支援法の第27条を読むと、要は施設型給付費の支給という ふうな形の中で法があります。これは給付の確定というのは毎年確定しなければいけないと 思うんですよね。子どもの保育園でありますとか、そういうところに入るときの、結局、定員じゃなくて利用定員が確定になりますので。そう思いますが、この第27条で規定してある 利用定数というのがあるんですけれども、この利用定数の考え方なんですよね。結局、毎年 その施設を利用するのがあくまでも利用定数なのかどうか。それとも、各保育園が定数を定めてあります。ですので、その定数というものを利用定数というふうに考えていいのか。それによって、この子ども・子育て会議が開催を毎年しなければいけないのか、しなくていい

のかというところになるんではないかなと思うんですよ。その点をお尋ねしたいと思います。 次に、次世代育成支援対策推進法というものがございます。中身を見ると、次世代は、先 ほど課長が言われたように、18歳未満までの全子どもを対象とした一つの推進法なんですけ れども、今回の子ども・子育て支援法というのは、先ほど課長が言われましたけれども、あ くまでも18歳未満は児童手当の対象の分だけなんですよね。基本的にこの子ども・子育て支 援法というのは、あくまでも小学校に上がる前までの子どもたち、結局、そういうふうな保 育園等に上がる、利用をされるとか、そういうふうなものを特に重点的な形の中で計画をさ れた法律なのかなというふうに私は理解したんですけれども、この次世代育成支援対策推進 法と今回の子ども・子育て支援法との大きな違いというのはどういうものなのかをお尋ねし たいと思います。

次に、この会議の組織、第2条のところで1項から6項まであります。この組織は、先ほど言いました次世代育成会議の組織とほとんど一緒なんですよ。ですので、この組織の選出委員はどのようにされるのか。全く次世代育成のほうと一緒なのか、それとも全く別なのか、そのあたりについてお尋ねをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

まず、この法律のできたメリットは何かということでございます。

子ども・子育て支援法第1条に目的、第2条に基本理念ということで掲げられております。 こういったことがメリットになっていくものと思われます。

じゃ、具体的にどういうことかと申しますと、これは今からこの会議を開催していくわけですが、その中でいろいろ議論がされてまいりますので、今、具体的にこれということではなくて、やっぱり委員の会議の中でいろいろ煮詰められていくものというふうに思っております。

次が法第27条との関係でございます。

第77条は施設の利用定数です。それから、第27条につきましては給付の定数でございます。 これは当然違ってまいりますので、第27条をいじるから第77条の会議を開催する必要という ことには結びつきません。あくまでも第77条に規定されておるものについて会議が招集され、 審議、調査がされるということになります。

それから、次世代育成支援対策推進法の計画とこの法律の計画で大きな違いということで ございます。

この違いというのは、次世代育成支援対策推進法、これは時限立法で設立をされております。平成27年3月31日をもって効力を失うということになります。そういうことで、そのか

わりの制度ではないかというふうには見ておりますが、次世代育成支援行動計画によります と、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標はということで規定をされてお りますが、大体似たような感じにはなっておりますが、バージョンアップした制度だという ふうに理解をいたしております。

それから、この会議の組織の構成員は次世代育成の委員とほぼ同じではないかというお尋ねでございます。

この事業自体が大体似通ったような制度、バージョンアップした制度になりますので、こういった構成員になるかもわかりませんが、この組織については、国のほうからこういうふうな人たちにお願いをしてはということで通知をいただいておるところです。その中で、一つ違うのは、この条例の第2条第2項第2号に事業主を代表する者というのが新しく加わっております。この事業主を代表する者とは、いわゆる経営者ですね。子育てを行う保護者さんたちを雇用する事業主の意見も聞いて、協力をしていただく必要があるんじゃないかということで、今回、この事業主ということがここで盛り込まれております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

第1回目に質問しましたうちのメリットの件なんですけれども、答えになっていないんですよね。私が聞きたいのは、この全国一律の網かけというところが一つあるんじゃないかなと。要は都市部においては待機児童の問題とか、いろんなそういうふうな問題があって、こういうふうな支援法ができたのではないかなと思うんですよね。それなら、私ども嬉野市において待機児童が発生しているかといえば、発生していないわけなんですよ。ですので、地方と都市部との子育てに対する取り組みというものがやはり若干違うと思うんですけれども、私は国がこういうふうな全国一律の規定した法律をつくること自体が時代にそぐわないんじゃないかなと思って、まず第1点、聞いているんですけれども、結局、嬉野市にとって本当に何がメリットなのかというところがはっきり――国がつくったから、つくらなければいけないというのはわかるんですよ。わかりますけれども、やはり嬉野市にとって、この法律ができることで何かメリットがなければいけないと思うんですよ。だから、その点、実際課長が思っていらっしゃるメリット、そういうものが本当にどういうところなのかというのをお聞かせ願いたいと思います。これから会議で出てくるじゃなくて、この法律ができたことによって嬉野市がやはりよかったと思えるようなメリットがどういう点があるのかをもう一回お尋ねいたします。

次に、第27条の件で私が質問したときに、第77条の規定の中というふうにおっしゃいました。でも、第77条の中に、この会議をつくるに当たって、第31条第2項、第43条第3項、そ

れから第61条第7項という規定があるわけですよ。そういう中で、結局、第43条第3項についてはまた特別なやつですので、嬉野市からは外れていいかと思います。第61条については、これは子ども・子育て会議のことを規定しておりますので、これは必要かと思います。ただし、第31条第2項を読むと、第31条第2項の中に第27条の件が書いてあるわけです。だから、関連がないというふうにおっしゃいますけれども、第77条を今回設置するに当たって、結局、第31条第2項がある。でも、第31条第2項の中には、第27条第1項に基づいての第31条なんですよ。だから、結局、第27条があるから第77条につながってきているんですよ。だから、私はお尋ねをしているんです。だから、もう一回そういうところの御答弁をいただきたいと思います。

次に、次世代育成と今回の大きな違う点というものについては理解をいたしましたので、 結構です。

次に、組織についてなんですけれども、変わったのは、この第2号の事業主を代表する者というものが今回新たに加わったというふうに私も思います。ただ、ほかの方々はほとんど一緒なんですよね。ですので、よくこういうふうな会議の中で言われるのが、いろんな会議がある中で、こういうふうな(3)でありますとか、あるいは(4)でありますとか、(5)でありますとか、こういうところの代表者で出てこられる方というのがほとんど同一人物であるというふうな指摘も今まであったわけなんですよね。本来であれば、その組織の中のほかの方々の御意見等もやはり聞くべきじゃないかというふうな御意見もいろいろあったわけなんですけれども、課長のほうの御答弁でいくと、次世代育成の会議が27年3月31日付で終わる。だから、4月1日からの子ども・子育て会議のほうに、極端に言ったらそのまま移行できると。だから、この会議そのもの、組織については問題ないと思うんですけれども、そのメンバーが本当にそういうふうに――どう選定されるかわかりませんよ。でも、同一人物であった場合は、今後の嬉野市の将来を考えていくときの本当の意味合いとしていいのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

第1番目についてですが、メリットということでございます。この会議につきましては、 合議制のものだということで、当然、市が行います子育てに関する政策等に加入していただ くようになります。その際、審議、あるいは調査を行っていただきます。その政策に対して 調査をですね。そういうところで、どういうふうになるかわかりませんが、ある程度の発展 性が求められ、期待できるんじゃないかというふうに考えております。

議員おっしゃるとおり、じゃ、具体的にどうかというのも望まれておるかもわかりません

が、今のところそういうことを期待しておりまして、県におきましては今のところ2月議会 でこれが制定される見込みで、県より一歩早く制定をしておるところですけれども、県のほ うの動向等も参考にさせていただきたいなという考えではおります。

それから、2番目の第27条の関係ですけれども、第61条の規定では第27条から持ってくるようになっておりますので、基本的には第77条なんですが、当然、関連すればこの会議を開催する必要があろうかと思います。この条例制定をお願いはするものの、まだ研究段階の部分もございます。そういうことで、これを制定次第、直ちにこの中身について詳細、具体的なことを煮詰める必要がある部分もございます。国から一方的に出されたということで制定した部分もあるかもわかりませんが、これは全国一斉に制定をされていくものと思われます。次が組織でございますけれども、次世代育成と同じ構成じゃないかということでございます。

これは先ほど申しましたとおり、大体似通った、バージョンアップした制度ということで、同じような委員になるかもわかりませんが、委員会でも御指摘をいただいております。例えば、ここで民生委員・児童委員を代表する者というふうな規定を設けておりますが、同じ人がまた選考されるんじゃないかと。ただ、こういう代表の方にはメンバーがたくさんいらっしゃいます。そういうことで、例えば、次世代育成で御苦労いただいた方以外の方をお願いするということも考えております。同じメンバーにならなくて、幅広くお願いをしたら幅広い意見が、また新たな意見が伺えるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

第1点目の質問については、この合議制の機関を設置することによって、今後の市が制定していく計画等について議論をしていく場をつくっていくことが一つのメリットであるというふうなことを言われました。そういうことであれば、逆に、本当に承認機関というふうなことではなくて、今後、市が子育て関係の計画をつくるに当たって、たたき台として皆さんに御提案していただいて、そこで本当に子育てのことについて熟議をしていただく、そういうふうな機関であってほしいと。あくまでも執行部側から来た提案をただ承認するというふうな機関であれば、この合議制の機関というふうな形にはならないだろうと思いますので、その点は委員になられた方々ともいろんなお話をしていただきたいというふうに思います。

次に、第27条の件については御理解をいただいたと思いますが、ですので、第1回目のほうに質問したように、これはあくまでも保育園関係の定数を変更した場合、変更する場合ですよね。そのときに結局この会議にかけるというふうに理解していいんですよね。毎年毎年、給付が決定をすると、その利用人数によってそれを承認するための会議ではないというふう

に理解していいのかどうか、もう一回そのあたりの確認をします。

あとは、組織については先ほど課長が述べられましたので、私は最初の1項目の質問と一緒で、熟議のある委員で、そして中身の濃い会議としていただきたいと思いますので、2番目の分についてお答えを願います。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

まず、答弁は必要ないということでございましたが、この会議は当然合議制の会議でございますので、十分そのことを踏まえて取り組みたいというふうに考えております。

次が定数関係ですが、私もこの支援法を読む限りでは、施設の定数というふうに解釈をしておるところです。

以上です。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

次に、山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、神近議員の質問と重複するところもありますけど、お尋ねしたいと思います。

この条例は、先ほど神近議員も指摘されましたけど、全国一律になされていると思いますけど、確かに都市部と地方ですよね、この我が嬉野市ですよね。やっぱり条件が違うので、この子ども・子育て支援法が制定されるからこの条例を制定しなさいということですけど、制定しなくてもいいんですか。絶対これは必ずしなければならないということですか、全国一律に、どこの自治体でもですね。その辺はどうなっているんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

この会議を必ずつくらなければならないかということでございますけれども、これは必ずということではございません。国のほうから、つくっていただきたいという強い要請はあっております。そういうことを受けまして、制定をお願いしておるところです。県内の状況といたしましては、大体ほぼ全域において制定をされるものというふうに考えております。

それと、先ほども言いましたように、この会議が合議制の機関、子ども・子育てに関する 政策全般を審議いただくものでございます。ですから、保育園のみではなく、あらゆる子ど も・子育て政策の中に踏み込んでいただいて審議をいただく機関となりますので、ある意味、 期待をしておるところです。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

保育園とか、あらゆるところの声を聞き取るというお話ですけど、現在、嬉野市でもいろんな子育ての活動を行政のほうでもやっておられますよね。そういうところからすくい上げたら、別にこういう代表をまた一々集めて会議をする必要――必要というか、そこまでするよりも、職員が面々に各地あちこち子育てに関してはいろんな活動をやっていらっしゃいますから、そういうところから声を拾って子育て政策に反映されたらいいのではないかなと考えます。だから、国から言われたから、絶対うちは大丈夫ですよとは言いませんけど、うちはほかの方法でこういうふうにやっていますので、今回はちょっと遠慮しますとか、そういうことは言えないんですかね。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

議員御意見のとおり、そういう方法もございます。各種団体、事業所、あるいは御苦労いただいている方から意見を集約して、市のほうがそれに基づいて政策を取り組むというのも当然ございます。ただ、今回のやつは正式に条例化をいたしまして、その審議、あるいは御意見を公式に取り上げることができます。審議会ですから正式、公式な意見として、それを踏まえまして行政のほうも政策を打ち出すということになりますので、より重みがあると言ったらちょっと語弊があるかもわかりませんが、それだけ権威を持った意見、あるいは調査結果というふうになろうかと思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

公式な意見ということですけど、なかなか難しいですよね、その定義がですね。私もわかりますけど、やはりこの条例を見ていますけど、先ほど神近議員もおっしゃいましたけど、今までのこういう会議の条例と本当似ているな、そっくりだなということを本当つくづく痛感いたします。私たちは見なれているからいいですけど、一般の方が見たら本当に何をするんだろうという素朴な疑問が沸くと思います。だから、この条例をもう一回よく、本当に嬉野市の実情に合った条例なのか。そういうことを国のほうが言っている趣旨はわかりますよ。その辺をもう一回考えてもらいたいなと思っております。いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

この条例のお願いにつきましては、あくまでも会議を設立するための条例でございます。 議員おっしゃるような政策的、制度的なものについては、子ども・子育て支援法ですか、こちらのほうで規定されておりますので、こちらの内容については十分市民の皆様にもこういう制度が、こういう法律がありますよということで周知をしていく必要があるんじゃないかと思います。その中で、また市民の方からもいろいろの御意見を伺えれば、参考にさせていただけるのかなというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、副島孝裕議員。

〇10番(副島孝裕君)

第81号の条例ですけれども、条例の中身については、今、3名の方が非常に詳しく質疑をされましたが、私はこの条例そのものの中身に――中身というですか、この条例のつくり方についてこれでいいのかなと。先ほど課長の答弁では市民への周知のための条例ということでありまして、とすれば、当然これはやはり対象者は、例規をつくってそれで終わりということじゃなくて、多分この会議をするとすれば、会議資料でこの条例は当然添付されると思います。

それで、私が見る限り、この条例のたったこれだけで委員に選任された方が理解できるのかなと。それで、通告にも書きましたように、まず所掌事務がない。何をこの条例はつくって、どういうことをするという取り決めがない。こんな条例が存在するのかなと僕はびっくりしたとですけどね。当然これは所管がつくって、例規の専門の部署に回って、それなりの議論がされて議案提出と思います。これは僕はびっくりしました。

それと、これは3月の議会でも私はお尋ねをしたとですけれども、こういう条例の中に、報酬を伴うものについてはちゃんと報酬及び費用弁償の条項を設けなさいと、あれだけ3月には言っていました。当然、市の例規はこれだけの数があるわけですから、それは全部はできないにしても、こうして新しく条例をつくるものには、やはり必ず報酬、費用弁償の項を設けるべき。これを設けないから特別職の費用にこういうのを付加しなかったり、そういう簡単な間違いが出てくる。ネットでもずっと調べたら、まず半分ぐらいはやはり費用弁償の項目があります。それで、ちゃんと附則のところにこれこれは特別職の費用弁償の項目に掲げて日額幾らと金額までありますし、そういうのが市民に向けた気配りのある条例だと思います。

それと、3項目めについては、庶務、事務についてはあったりなかったり。ただ、何遍でも繰り返すように、これは市民の方、特に市民を代表して選出された委員ですから、やはりこれはどこどこが担当しますよぐらいの庶務ですか、事務ですか、そういうのは条項として設けるべきと思いますが、この3点についてお伺いします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

まず第1点目が、所掌事務について規定がないということでございます。

今回お願いしております会議条例につきましては、第1条の設置のところで、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置するという規定を設けております。この中で、所掌事務については上位法である子ども・子育て支援法の中に規定をされておりますので、ここで会議設置条例の中でうたう必要はない――うたってもよろしいんでしょうけれども、そこまで規定する必要はないというふうに判断をいたしたところでございます。

それから2番目に、報酬等について規定を設けるべきではないかということでございます。この報酬につきましては、地方自治法の中で委員には報酬を支払うものとする規定がございます。それを受けますので、ここで報酬規定を設けるまでもないんではないかというふうに判断をいたしております。中には報酬規定を設けてあるところもあるかもわかりませんが、解釈上はわざわざここでうたう必要はないというふうに考えます。

それから、会議の庶務については、所管課を明記すべきということでございます。

これも各市町村の条例を見てみますと、どこどこ課が所管するという規定を設けてあるところもございます。これは条例のつくり方、市によってスタンスが違います。10人が条例をつくれば10とおりの条例ができるというふうにスタンスが違うわけですけれども、嬉野市では庶務規定、所管するところを明記しない方法で制定しようということでございますので、あえてここで上げておりません。当然、どこが所管するかについては事務分掌のほうで規定をされておりますので、その中で、子ども・子育てに関することということで福祉課のほうに規定をされております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

今のところでちょっと納得がいかないのが、上位法、要するに子ども・子育て支援法というのがあって、この第77条によって設置をすると。第77条、先ほど質疑があったように、設置しなければならないという項目じゃなくて、合議制の機関を置くよう努めるものとすると。

努めるものとするということは、先ほど議論があったように、置かなくてもいいというように解釈ができるわけですね。それで、先ほどの課長の答弁では、2月の県議会において県も制定すると。ということで、県からの指導もあってというようなところでした。早いところでは、今年の3月議会に提出したところも全国では結構ありますね。

そういった意味では、やはりこれはあくまでも市民に向けた条例であるべきですから、例えば、支援法の第77条の中身まで詳しく書く必要はないと思います。それで、ここにあるように、設置としてはこれでいいと思います。ただ、所掌事務のない条例というのはあるのかなと。大分、例規の中を見るとですけど、名称は変わっても、所掌事務とか任務とかいろんな形である。まず、設置をするけど、これはどういう目的の条例なのかというのは絶対必要であると思います。その点、今後加えるという考えはありませんか。

〇議長(太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

条例のつくり方、いろいろな方法、スタンスがあろうかと思いますが、今回の会議条例につきましては、第1条で第77条の規定に基づきということで規定をしておりますので、この第77条の規定の中にこの合議制の機関はどういうことをするんだよというのが掲げられておりますので、ここで規定をしていないからちょっと条例としては不都合じゃないかというのには当てはまらないんではないかと思われます。あくまでも第77条の規定を一一ここでは努めるものというふうになっておりますが、これを受けまして、嬉野市におきましては条例を制定するということでお願いをしておることから、これを持ってくるようになりますので、必要ないというふうに判断いたしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

それでは、その所掌事務の項目は追加する考えはないと、そういうふうに理解をしていいわけですね。ただ、これが制定して公になった場合に、細かくそういう意見はないと思いますが、少なくとも県内の20市町の条例とぜひ比較をしていただきたい。

それと、費用弁償の項目ですけれども、この辺が、これも去年の9月やったですかね、ある条例でこういう大きな議論になったわけですが、この辺は絶対関連するわけですから、あれは執行部側に見落としがあったわけですから、そういうのを防ぐためにも、報酬を伴うようなところは必ず費用弁償を入れるべきと私は思いますが、市長、いかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

前回の議論も十分承知をしておるところでございまして、一般市民の方は細かな条例文等が入っておればわかりやすいという点もあるんじゃないかなと思っております。今回につきましては、御承知のように、上位法の中での取り組みをするわけでございますので、このような条例設定になったということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

次に、園田浩之議員。

〇9番(園田浩之君)

もう大方のことは質問されましたので、確認をしたいと思います。

委員の組織のことですけれども、事業主を代表する者をちょっと説明されましたが、もう ちょっと詳しく説明をしてください。

それと、委員の構成ですけど、15名以内ということで、6の組織というか、団体ですので、 2名ずつプラスアルファというふうに考えたらいいのでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

事業主についてということでございます。

子ども・子育でについて政策を検討する上において、当然、当事者の人たちが主になりますが、その方々を雇用しておられます事業者ですね、こちらの方々の御理解も必要であるということで、経済団体とか、いわゆる嬉野市でいうと商工会さんあたりでしょうか。それから、大きな事業所、たくさんの従業員を抱えていらっしゃるような事業主ですね、こういうところに参加をいただきまして、子育でをする世代の方の御要望、御意見等を少しでも会社のほうでも理解して、協力していただきたいということになります。

それからもう1つが、15名以内ということで、主要事業のほうにも参考として各2名ずつを上げておりますが、まだ正式に確定はいたしておりません。この条例を制定いただき次第、構成員の選考をさせていただくようになろうかと思います。その際に、ここで条例第2条で掲げてある代表の方から選考をさせていただきたい。ただし、この代表の方は構成員としてたくさんいらっしゃいますので、また人間がかわれば別の意見、考え等もあろうかと思いますので、幅広く組織の中から選考させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

園田議員。

〇9番(園田浩之君)

事業主のことですけど、今の御説明によると、子どもさんを育てている保護者を雇用している事業者であって、しかも、たくさん雇用している事業所を対象にするというふうな説明を受けましたけれども、例えば、小さな商店と言ったらおかしいんですけれども、そういう小さな事業所はこの中には入らないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

子育てをしている方を雇用している方ということではございますが、実際にたくさんの方を雇用されておる方を見つけるのは大変なことでございまして、企業代表といいますか、そういう形で考えていいんじゃないかというふうに考えております。そういう中で、嬉野では先ほど申し上げました商工会さんあたりに協力をお願いすることができないかなという希望は持っております。

それから、なかなか大きな企業と申しましても、こういう会議への協力要請もどの程度お願いできるのかわかりませんので、商工会さんあたりが一番協力いただけるんじゃないかなというふうには感じておりますが、まだこのお話をいたしておりませんので、今からというふうになります。

以上です。(「以上です。いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

これで議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第83号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第84号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

それでは、議案第84号 嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例ということで質問をいたします。

通告書にも書いております。今回の改正、これはいわゆる嬉野市内の公共の体育施設等を

指定管理者に移行できるように条例の改正を行うという内容でありますが、具体的にいつご ろからといいますか、いつということで計画をしてあるのか。

また、第2条において「体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。」ということで、 社会体育館、市の体育館、不動ふれあい体育館、吉田地区運動広場、嬉野ゲートボール場、 大野原運動場ということで、この条例には6つ施設があるわけですが、これを一括して指定 管理者というふうに行うのか、そこら辺の計画をまず詳細にお聞きいたします。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えをいたします。

まず、具体的にいつから行うのかということでございますけれども、これについては、いつから実施をするというところまではまだ決めておりません。指定管理ができるようにしたいということで、今回、都市公園条例を含めて指定管理ができるような形での3本の条例の上程をいたしております。

それと、指定された施設全てを一括して行うのかということでございますけれども、それ ぞれに状況が違う分もありますので、一括はちょっと難しいのかなという気もしていますし、 それぞれの状況の中で適宜判断をして行われればというように思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

これは次の第86号の都市公園、第87号の嬉野市公園ということで、今回、要するに施設の内容によって都市公園であり公園でありということであるわけでして、それを一括して、いわゆる公園全部を大体指定管理者ができるようにということで今回3本上がっているわけですね。全てに絡んでくるわけなんですが、今回、ここで聞きたいのは、じゃ、今、市が管理しているほかのといいますか、全部に漏れるところが轟のプールとかというのはどこになるわけですかね。第86号に入るとかな。それと、B&Gの艇庫とか、そこら辺があるわけですよね。そういった施設については、全部これは網羅されていますか。

〇議長(太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩午前10時50分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

轟の滝公園のプールについては、都市公園のほうの条例に入っております。

B&Gについては、艇庫条例ということで別にしておりますけれども、これについては一応、県のほうからの土地の借用とかした中で運営を行っておりますけれども、これについては今回、3本の中には入っておりませんけれども、基本的にまだ、さっき申しましたように、体育施設についてもいつからというふうなことはまだしておりませんので、こういうふうなことも含めて、今後、適宜判断、状況を見ながら指定管理できるものについては、また上程をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

今回、どういった根拠でこういうふうなことになったのか、どういう条例改正ということなのか、若干、私、わからないところがあるわけなんですが、基本的に指定管理者はいいと思うんですよね。

ただ、これは後のほうでも言いますけど、若干、そこら辺の施設によっては、例えば、今、管理している施設等の、今、答弁に困られたように、何かもう少し条例等も考えて、それでほかの施設、他の施設等と整合性をとりながら、これは持っていくべきじゃないのかな、要するに時期尚早じゃないのかなという気がしたんですよ、その点だけですけど。

要するに、今回こういうふうに指定管理者に、まず、なぜかえたのかというだけ、そこの説明を求めたいと思いますけれども。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えをいたします。

指定管理については、ほかの施設についても出している分がありますけれども、財政の効率化とかいろんな経費の削減とかいろいろあるかと……。(「ちょっと聞き取りにくいです。 議長、聞き取りにくい」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

もっと大きな声で。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)続

お答えをいたします。

現に、指定管理あたりは、まだ出している分がありますけれども、今度の行政運営とか含めてですね、指定管理等も行いながら行政の運営の効率化といいますか、そのことも含めてしていく必要があると思っておりますので、今回、3本の体育施設、都市公園、公園ということで出しておりますけれども、こういうふうな中で今後できるものから行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、園田浩之議員。

〇9番(園田浩之君)

私がお尋ねしたかったのも田中政司議員と全く同じところなんですけど、指定管理することによって、コストというか、維持管理費が落ちるということはわかりますけれども、補正予算のところにちょっと触れるのですが、逆にコスト高になるようなところが見られたもので、なぜ指定管理者にするためにこの条例をつくられるのか、その根拠をもう一度答えてください。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

先ほども申しましたように、基本的なところでの指定管理については、民間事業者等のノウハウ等や経営手法を活用することによって利用者のニーズに対応したきめ細やかなサービスとか、効率的な管理運営による経費の削減等を行うために指定管理を行うということでありまして、そういうふうな目的とメリットも同じものであるというふうに考えております。以上です。

〇議長 (太田重喜君)

園田議員。

〇9番(園田浩之君)

それでは、今の管理では、今の課長の答弁だと、きめ細やかなサービスが不十分であるということをお認めになったということでしょうか。

〇議長(太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

そういうことではございませんけれども、いろんな経営手法があると思うんですけれども、 市内のいわゆる体育施設、公園の関係とか含めてですね、よりよいものにしていくためにと いう部分もありますけれども、とにかくこういうふうにして各施設の指定管理も行えるということで今回、条例の改正ということで上程をしているところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての 質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第86号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

それでは、議案第86号で質問をいたします。

通告を出しておりますけれども、要するに、第18条第1項の別表において都市公園内の御幸公園だけを指定管理者ということで理解するんですが、ほかの施設についてはどうなのかということですよね。

で、2番目に利用に関する業務。これは、いわゆる指定管理者が行うというふうになっているわけですね、業務として。で、住民サービスの向上を考えれば、施設の利用手続、これを一元化するべきということで、現在、情報のほうで自治体クラウドというのに取り組んでおられるわけですね。

そういうふうな中において、申請手続等について指定管理者と、いわゆるほかの施設、い わゆる指定管理者でないところ、そこら辺のいわゆる手続がどうなるのか。

これは補正予算のほうにも出てくるわけですが、指定管理者選定委員会という補正にも出ております。これは、時期的にいつごろをめどに考えておられるのか。この3点について、まず質問をいたします。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答えします。

1番目の御質問でございますが、嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園の管理を指定管理者の管理とすることができるように改正をするわけでございますが、本条例第2条には嬉野総合運動公園(御幸公園)、鷹ノ巣公園など19の都市公園を設置しております。

都市公園の管理を指定管理者の管理とすることができるように改正をする意味では、あえ

て公園名を指定する必要はございませんが、では全ての公園を指定管理者による管理とする のかということになりますので、このたびは嬉野総合運動公園、いわゆる御幸公園を指定管 理者の管理といたしたく、指定した改正を御提案しているところでございます。

ほかの施設についてはどうかという御質問につきましては、今後、この御幸公園の管理が 適切に実施されていると認められる時期に、可能な施設から御提案をいたしたいと考えてお ります。

2番目の御質問でございますが、住民サービスの向上のためには、御意見のとおり一元化 だと私も思っております。

現在、嬉野地区内にございます御幸公園、鷹ノ巣公園、轟の滝公園内の各施設、プールについては嬉野公民館となりますが、そのほかに市の体育館、社会体育館、不動ふれあい体育館、中央広場、公会堂につきましては、嬉野庁舎財政課管財グループのほうで利用申請受け付け等を行っております。

御幸公園を指定管理者の管理とした場合、御幸公園だけが指定管理者への利用申請となりますので、サービスの低下とならないようにと考えているところでございます。

また、先ほど言われましたクラウドでございますが、現在、構築しておりますクラウドの 利用につきましては、使い勝手がいいようなシステムでということで研究しておりまして、 市民へのサービス向上につながるものと考えているところでございます。

補正予算との関連での時期についてでございますが、スケジュール的には今後、10月、11 月ごろに指定管理者候補者の公募を実施したいと考えております。12月に指定管理者候補者 の選定を行い、議会への上程というスケジュールになろうかと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

ちょっとわからなかったですけど、先ほどの議案第84号では、いわゆるどこを指定管理者ということを指定されていないわけですよね。で、それは個別でするかもわからない、時期もいつごろかわからないという形の中で、今回できるけれども、今回の条例の中で御幸公園だけというふうに本条例は定めているわけですよね。だから、そこら辺の整合性がわからないわけですよ。

だから、この公園を、いわゆる指定管理者にすることができるとしておけば、別に1カ所だけ指定管理者にすることだってできるんじゃないのかなと思ったんですよ。例えば、轟の滝公園と一緒に、じゃあ2つやろうということもできないわけですよね、この条例でいけば。どういうふうな、そこら辺の解釈がちょっとわからなかったんですよ。別にここで指定をしてあるということは、ほかのやつは、じゃあできないのかということにならないのかなと思

ったんですよ――のが1点。

それと、自治体クラウドによって市民サービスの向上という言い方をされますけれども、 じゃあ具体的に、仮に御幸公園を指定管理者にした場合、誰がどこでじゃあ利用のその申請 を受けつけるんですか。そこに、その指定管理者の職員さんというか、いわゆる事務局さん がどこにおられるわけですか。どういうふうに具体的にやろうと思っておられるのかお聞き をしたいんですが、ほかの施設との整合性というか。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答えします。

御質問のとおり、ほかの公園はできないと。私としても、今回、総合運動公園を指定しておりますので、ここに轟の滝公園をということになれば、さらに条例改正をする必要があると考えておりますし、轟の滝公園以外の公園についても指定管理者の管理ということであれば、そういったものを追加していく改正が必要ということで考えております。

クラウドの件につきまして、具体的に市民サービスが向上するようにというふうなことで 御答弁申し上げました。

基本的に、クラウドを利用して市の施設をそれに載せた場合、市民の方が登録しながらそこを見られるようになられれば、予約の状況が見られるし、予約までをそのクラウドでできる。実際、使用の申請につきましては、窓口のほうに行っていただくということになるわけでございますが、当然、今先ほど答弁したように、指定管理者の総合運動公園の分、ほかの施設についてはまだ市がということで、窓口が2つになる、当然、形的にはそういう形になると想定されますが、実際的には1つの窓口でできるようなことでと考えているところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

3回目ですのであれですが、私、基本的に指定管理者にすることがだめと言っているんじゃないんですよね、要は。

御幸公園だけを今回、限定したというのがわからないわけなんですよ。轟の滝公園もありますし、利用料は取っているわけですよね。そういうところで、指定管理者にやろうと思えばできないことはないというふうな考えなんですね。

それと、要は指定管理者にすることは、民間が持っているノウハウ、これをうまく活用して市民サービスの向上を図るということですよね。さっき、地域づくり・結婚支援課長がおっしゃいましたけど、そのとおりだと思うんですよ。

今回、じゃあ御幸公園にすることが、市民向上の、いわゆる市民サービスの向上ということを考えた場合に、日曜日にあそこがあいているから、じゃ、すぐ使えるかというと、今現状ではなかなかそういうことができないと。そういった点で、いわゆる民間のいわゆるところを指定管理者にすることによって、ここにちゃんとあるじゃないですか、「(指定管理者の業務)第20条(1)都市公園の利用に関する業務」要するに、あそこを利用したいんだけれども、日曜日にはそういうことができない。でも、それを民間に指定管理者をしていただくことによって、一般市民が、例えば日曜日に使いたいとかですね、そういうことが可能になると、その当日でも、あいてさえいればというふうなところでですね、私はぜひ、こういう民間の方の活用、民間の指定管理者を活用していただいてというのがあったんですよ。

そこら辺の今の課長の答弁でいくと、市役所の中で一括してやっていただくようになると 思うじゃですね、何のための指定管理者なのかですね。

ただ、要は、もうはっきり申し上げて、役場の職員の頭数を若干減らしてよそにやらせることによってというふうな、何かそういうふうなことだけを見られているような気がしてならないわけですよ。もうはっきり申し上げて、もうお荷物を向こうにやって、お金だけやってしてもらおうというぐらいの指定管理者じゃ何の意味もないんじゃないかなという気が私はします。市長、いかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

基本的なお尋ねでございますけれども、やはり私としては指定管理者、いわゆる民間のノウハウを十分生かしていただくということで、今回、指定管理者の、いわゆる導入の可能性を確保していきたいということで提案をしているところでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

また、細かい話になりますけれども、今、議会のほうでも御提案いただいた、いわゆる新しい予約システム等も研究をしておるわけでございますので、今、議員、役場があいていないときにはどうの、使えないじゃないかと話でございますけれども、これはこれで現地でも、また対応できるということも可能性としてあるわけでございますので、やはり管理をしておられる方が、これはもう臨機応変にやっていただくというふうに期待しておりまして、そういう点で、もちろん経費の削減というのもございますけれども、やはりこの指定管理によりまして、御幸公園の使いやすさとか、また御幸公園の利便性をもっと高めていただくというふうに期待しているところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

次に、園田浩之議員。

〇9番(園田浩之君)

私も、全く田中議員と同じ疑問があって通告書を出しているんですけれども、今回、御幸 公園だけということですが、なぜ御幸公園だけなのかということとあわせてですね、行く行 くは、ほかの公園も指定管理にするというふうな考えのもとで今回の条例なのかをお尋ねい たします。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長(中島庸二君)

お答え申し上げます。

今、市長も申し上げましたけれども、今回は御幸公園を統括だけ出そうということで、まず試金石としてちょっと考えております。

実は、前も一緒でしょうけど、施設管理の面で全てを統一して出したほうがいいだろうというのは当然ありますけれども、ただ、先ほど田中議員のほうにもちょっと説明がありましたけれども、全部を一緒にやるとクラウドの進め方が、民間にやってしまうと役所のシステムとして非常にできにくいということで、まず御幸公園を指定管理に出して、それがある程度、形ができれば、すぐほかの公園もやれる分をやろうという考えであります。

そういうことで、ちょっとクラウドと一緒になりましたので、どうしても議員のほうからもいろいろ指定管理のできるものは早くやれということも言われていましたので、それはやりたいと思いまして、そのシステムの使い方は非常に、市のやっぱり方針を全部、民間の指定管理者にお願いするのもどうかなということで、いろいろの機能もございますので、まずは混在しても一応これでいいんじゃなかろうかと。次年度以降はぜひ含めて、そういう形で進めたいということで考えを持っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

園田議員。

〇9番(園田浩之君)

よくわかりました。それでは、議案第84号、議案第86号、議案第87号は、大方そのような基本的な考え方で今後は進めるよというふうに理解してよろしいわけでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長(中島庸二君)

基本的には、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号 嬉野市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第88号 市道路線の認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)についての質疑を行います。

7ページから16ページの歳入について質疑を行います。

まず、15ページ、20款.諸収入、4項.受託事業収入、3目.土木費受託事業収入について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

今回、九州新幹線西九州ルート整備受託事業収入ということで707万9,000円、計上がされております。

事業の中身については、また後でお尋ねしたいと思いますけれども、今回、6月25日に実施協定書を締結された中でこういう形が予算計上されたと思いますけれども、ここに至るまでの経緯といいますか、流れがどのような形でこのようなことになってきたのかということを、まずお示しいただきたいということが一つ。

そして、これが沿線市町村によって、この受託事業というのが差異があるのかどうか。それぞれ市町村で大きい、少ないということがあるかと思いますけれども、そこら辺のところの今の現状における状況はどうかということを次にお尋ねしたいと思います。

そして、もう1つは、私、これはもう本当に初心者的な質問で申しわけなんですけれども、前からこの受託事業ということについての考えの中で、受託事業収入という科目が、当初予算でも科目存置として上がっておりましたけれども、逆にこれを使い切らなかった場合について、受託事業返還支出というふうな項目というものも科目支出として計上しておくべきではないかなという気が以前からしておりましたけれども、そこら辺のことについてどのようなお考えなのかと。

それを3点、とりあえずお尋ねをしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

建設·新幹線課長。

〇建設・新幹線課長(中島憲郎君)

お答えいたします。

まず、1点目の受託事業の経緯ということのお尋ねでございますが、これは西九州ルートの建設着工に伴います市内の建設業を初めとします各事業種等の活用について、事業主体で

あります鉄道運輸機構に対して、平成23年3月に嬉野市商工会、また嬉野温泉旅館組合、建設業組合など各種団体の方が要望活動を積極的に行ってきておられます。

また、市においても、新幹線の投資効果の佐賀県への拡大に向けた取り組みを県とともに 実施をしておりまして、県や市への工事委託を積極的に活用することを要望してまいってお りました。

さらに、御承知のように、平成20年12月には当市議会からも九州新幹線西九州ルート着工 に伴う地元企業の活用と参加要件緩和に関する要望書ということを鉄道運輸機構に提出をし ていただいておりました。

このような中で工事は着々進んできておりましたけれども、なかなかトンネル工事等が今までが主体な工事ということで、高度な技術が必要なことということで、市が発注できるような工事がなかなかおりてこなかったというのが現実でございまして、今回、ようやく市が発注できるような工事が出てきたところでございます。

今後、新幹線工事につきましては、地域経済に波及し新幹線効果が生まれるように、市で施工可能な工事については、工事や測量などについては市が受注できるようにお願いしてまいりたいと考えております。

次に、市沿線の市町での差があるのかということでございますが、この件につきましては 今の現在のところ、ちょっと把握はできておりませんので、申しわけございません。

それから、返還支出についてでございますが、これはちょっと私も今、気づいたところで ございますので、今後、検討をさせていただきたいということで答弁にかえさせていただき たいと思います。

以上です。(「財政課長は」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答えします。

返還支出での科目存置が…… (「ちょっと声の低か」と呼ぶ者あり)

返還での科目存置が必要でないかというような御質問だったと思いますが、当然、返還が 想定されるものであったら科目存置はしておくべきだと私も考えておりますが、この場合、 使い切るというふうなことで科目存置までは至らなかったのかなと。(「ちょっと待って、 聞こえなかった」と呼ぶ者あり)使い切るということでですね、科目存置までは至らなかっ たのではないかと、ちょっと考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

まず、後段のほうから行きますけれども、使い切るということで、それは100%のある意味じゃ交付金ですから、そうかもしれませんけれども、万が一の場合、それを使い切れなかった場合というものについては、やはりある程度科目存置というものを存置しておかなければ、なかなかそのものを返還ということについて対応というのが非常に難しいかというふうに思うわけなんですね。

そこら辺で、前々から疑問に思っていたんで今お尋ねしたんですけれども、そこらのところをもう一遍考えをお尋ねしたいということ。

そして、もう1つは、今まで、先ほど、建設・新幹線課長の答弁ですと、市が発注できる 工事がなかったということで答えられましたけれども、もうこれはあくまでも私、人づてに 聞いた話なんですけれども、それはやはりトップセールス等々、もう行政のアプローチの仕 方によって向こうの考え方、工事の発注等も変わってくるというふうな話を聞いた覚えがあ るんですよね。そこらのところが全然なかったのかというふうなことの確認をしておきたい と思います。

そして、その工事の差異といいますか、違いについては把握していないということなんですけれども、今後について、やはり沿線市町村、それぞれこういう形で働きかけがあるかというふうに思いますので、やはり嬉野市としてもできるだけ地元業者の工事があるような形で努力をしていっていただかなければならないというふうに思いますけれども、そこら辺のところに対する考え方をお尋ねしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

科目存置の件で再度、答弁申し上げます。

この受託事業に係る補助金と申しますか、鉄道運輸機構からの歳入でございますが、事業 費については、確かに場合によっては入札等の関係上、予定価格と申しますか、事業費より 少なくなる可能性が当然ございますので、そこら辺につきましては返還金も想定した科目存 置が必要だと思います。

あと、事務費の部分につきましては、人件費等、あるいは消耗品等に充当するわけでございますので、そちらのほうについては十分に対象費用がございますので、問題ないかと考えております。

そのようなことで、科目存置は今後検討してまいりたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

2点目のということにつきまして答弁をいたしたいと思います。

先ほど、課長が申したとおりでございますけれども、例えば、トンネル工事で業者が決まった分につきましては、鉛筆1本でも市内から買ってくれとか、あるいはまた下請についても積極的に市内業者をお願いしたりということで、業者のほうにつきましては、機構含めてお願いをしてきました。

ただ、今までがトンネル工事というふうなことで、なかなか市内業者でできる、あるいは 技術的にできる工事が発生をしなかったということですけれども、今回、表のほうに出てま いりまして、このような形になってきました。

今後も、いわゆる明かり区間と言いますけれども、そこの発注が出てきましたならば、こういう附帯工事的なものは出てこようかというふうに思っておりますので、そのものにつきましては機構さんとお話をして、ぜひ市内の業者でできるような配慮をお願いをし、また協定等もしてきたところでございます。

したがいまして、何逼も機構さん等々には行きましてお願いをしてきた結果が、第一弾ということで今回実現をしたということでございます。

以上です。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで20款. 諸収入、4項. 受託事業収入、3目. 土木費受託事業収入についての質疑を 終わります。

次に、16ページ、21款. 市債、1項. 市債、2目. 臨時財政対策債について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

もう詳しいことにつきましては、また決算のほうでお尋ねをしたいと思いますけれども、 とりあえず、今回、臨時財政対策債について財政不足額というふうなお答えをいただいてお ります。

そのことについては、この臨時財政対策債について今までと違って――というのは平成23 年度から地方財政法第5条の特例といいますか、そこら辺の中で、これが人口基礎方式から 財源不足額基礎方式というふうな形に変わったというふうに私は理解をしているわけなんで すね。

そこら辺の財源不足額の基礎方式、この方式によってこのような形の財源不足額に伴う臨時財政対策債の発行というふうなことにつながったのかどうか。そこら辺のところ、ちょっと確認をしたいと思いますけれども。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答えします。

平成25年度の普通交付税の算定という中で、臨時財政対策債の発行可能額というのが決まってまいります。

要するに、財源不足額というのを基準に平成25年度はもう算定されるわけですので、議員のおっしゃるとおり、その部分で発行額が決まりましたので、この分を財源不足額ということで記載をし、計上しているところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

もっともっと詳しいことは決算特別委員会でやりますけれども、とりあえず、じゃ、今回 についてはそのことの中で行うということで、これはあくまでも交付税の不足分に伴う形と 思うんですよね。

これは、県の指導によって、臨時財政対策債をその分足らないから発行しなさいということで理解をしていいんですかね。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

これは、県の指導ということには捉えておりません。以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

じゃ、県の指導でないということは、当市の財政等の問題の中で交付税不足分をこれで補うということで、このような形をされたということですかね。

もう1つ気になるのは、この臨時財政対策債について人口基礎方式から財源不足額基礎方式に変わって、これも一応、平成25年度、今年度までという形になっているわけなんですね。で、これ以降については非常に不安な面があるというふうなことで私も少し理解をしているんですけれども、そこら辺の考え方といいますか、今後に対する考え方といいますか、それだけをとりあえずお聞かせいただいて、あとは決算のときにまた詳しくお尋ねをいたしますので、とりあえずそこだけお答えいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長 (井上嘉徳君)

お答えします。

先ほど御意見のとおり、現行の臨時財政対策債の制度につきましては、地方財政法の第5条の特例措置で平成25年度までとされているところでございまして、平成26年度以降につきましての対応は、まだ決められていないと承知しております。

しかし、総務省は、去る8月30日に平成26年度予算の概算要求におきまして、地方財政収 支の仮試算を発表いたしております。

それによりますと、地方財政規模の総額を82兆8,000億円で平成25年度比、約8,000億円から9,000億円のプラスとされており、そういうような中で臨時財政対策債を3,000億円の増、6兆5,345億円見込んであります。臨時財政対策債の存在なしでは地方財政計画は組めない状況と、国も認識されているのではないかと思っております。

したがいまして、今後、日本経済が好転して国税が大幅にふえるとか、また政府が国税5 税の法定税率を引き上げ、地方交付税総額を確保しない限りこの制度は継続されるのではな いかと考えており、嬉野市においてもこの制度を今後利用するほかないというふうに考えて おるところでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

これで、21款. 市債、1項. 市債、2目. 臨時財政対策債についての質疑を終わります。 次に、16ページ、21款. 市債、1項. 市債、3目. 合併特例債について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

この中身については、もう大体資料等で理解をいたしましたので、いいです。

〇議長 (太田重喜君)

これで、21款. 市債、1項. 市債、3目. 合併特例債について質疑を終わります。次に、歳出17ページから18ページまでの2款. 総務費について質疑を行います。

初めに、17ページの1項.総務管理費、6目.企画費について質疑の通告がありますので、 発言を許可いたします。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

これも出してから資料を見ておりまして、大体理解ができましたので、いいです。あとは、また決算のときにこれ、お尋ねいたします。

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、1項.総務管理費、9目.地域振興事業費について質疑の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。初めに、平野昭義議員。

〇16番(平野昭義君)

まず、説明書にもございますから皆さんも御存じですけど、県から342万円、しかも半年 分の補助がなされたということの経緯ですね。途中でこういうふうにして県からサービスが あったか知りませんけど、そういうふうな経緯ですね。

そして、日給7,500円ですね、その3人の方を6カ月間と、合計で270万円。この方々の仕事の内容、当然、バリアフリーツアーセンターでは1年分の事業計画書、あるいは仕事の割り当てもありましょうが、この270万円は何に使うのかというふうなことですね。

それから、バリアフリーツアーセンターの中には責任者、いわゆる所長とか、あるいはそ ういうふうな方が現存しておられるのかどうか、その辺をちょっと。

〇議長(太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

最初の分は経緯とおっしゃられましたですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)経緯ということですね、この導入の経緯ですね。

導入の経緯については、5月にバリアフリーツアーセンターの総会がありまして、その中で県の課長さんも出席いただいておりましたけれども、運営に関する等について相談いただければというふうな話もいただきましたので、これについては地域支え合い体制づくり事業というのが5月に要綱が決定をなされておりまして、その事業の中に今回の入浴介助というサービスを新規事業ということで行えることができるというふうなことでの県の判断をいただきましたので、今月の9月議会ということで補正をいたしております。

この中では、3名の人件費270万円の計上もいたしておりますけれども、事業自体は新規ですけれども、人件費については今いらっしゃる職員の方の人件費にも充てていいということとあわせまして、その全体事業費の中の何割が人件費ということも定めていないということでございましたので、基本的にこの3名分については、今いらっしゃる職員の分の人件費ということで計上いたしておりますので、半年分ですね、これは前の市町村課のほうの補助であります地域活性化協働事業の積算方法で積算をしておりますので、半年分として3人分の人件費を270万円計上をしているというところでございます。

それと、その責任者という部分については、事務局長がいらっしゃいますので、その方も 含めた人件費ということで計上いたしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

今、担当課から説明がありましたけれども、まず270万円の賃金を、そこにおられる職員

がされるのか、それとも新しく公募か、あるいは何か選定してされるのか、そういう点について。

それからあと、下のほうの説明書を見れば、2,500円で、いわゆる1名10回が、1つは20万円、1つは30万円というふうに委託料がありますけど、この委託料を受けた人は、何かアンケートとかなんとかを作成してみたり、配付してみたりというふうにありますが、もう少しその辺を詳しくお知らせください。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

委託費については、基本的に介護報酬等の基準よりも安いということで、これはバリアフリーツアーセンターのほうで話をされているんじゃないかと思うんですけれども、この金額でいいというふうなことで積算が出ておりますので、これに基づいて県のほうにも提出をするということになっております。

2,500円という部分についても、基本的に10人ぐらいを毎月したいということでしておりますけれども、これについては、とにかく最初の質問で出ておりましたけれども、方向性は今までも「ひとにやさしいまちづくり」含めまして、嬉野は観光客もいらっしゃるということも含めてですね、障害のある方の入浴等にもつなげていきたいということもありますので、そういうふうな中で今年度の後半の半年でいろんなノウハウ等も取得しながら、いわゆる来年度以降の収益事業にもつなげていきたいというふうなことで、今回、この取り組みをしているというところでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

このヘルパーの方ですね、この方がどこに委託をバリアフリーツアーセンターからされる のか、そういう点。

なぜ、今ごろね、これは県から特段にお金を、先ほどちょっと説明ありましたけど、私は その辺がちょっと疑問に思いましたので、こういうふうな大金が急に嬉野市に、また来年も 来るのかどうか知りませんけど、そういう点をよろしくお願いします。

〇議長(太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

ヘルパーさんについては、市内の託老所等の事業所ということで介助に来てもらうという ことで計画をなされているようです。

で、なぜ今なのかということにつきましては、先ほども申しましたけれども、いわゆる3 月議会でも人件費についてはどうにかならないのかという質問もございましたけれども、そ のときについては、どうしても人件費については市の補助は出せないというふうなことも申 しておりましたけど、これについては先ほど申しておりますように、5月の時点でこの要綱 が、地域支え合い体制づくり事業ということで県のほうの事業を制定されておりますので、 それでも6月には恐らくもう無理ということも含めて、今回が計上よりも早い時期というこ とで、5月のバリアフリーツアーセンターの総会の後に県のほうにもちょっと相談等いたし まして今回の計上といたしておりますので、平成25年度の当初予算とか6月補正等について は、まだその時点では話がこういうふうに事業としてできないという状況だったということ で、今回の補正の計上というふうになっております。

以上です。(「今後についての答弁がありませんけど」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

答弁漏れ。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

今後については、この事業が平成25年度事業ですので、平成25年度であって平成26年度は この補助事業はないということになります。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、園田浩之議員。

〇9番(園田浩之君)

平成26年度はないということですね。

それで、5月の段階でもこの補正予算がつくまでは、もう補助金がないから活動できない という状況になっていたと思われますが、そこら辺の確認が一つと、もし、この補助金がと れなかった場合はどうなさったのかということですね。

で、この事業を見てみますと、地域づくり・結婚支援課ということになっておりますけれども、どこから見てもこの事業は福祉の分野の事業としか思えないんですよ。何でまた、こういう福祉、まあ、これしかなかったからかもわかりませんけれども、やっと見つけた補助金だろうと推測をいたします。

で、平成26年度には補助金がないということをお聞きしましたが、じゃ、今後、このバリアフリーツアーセンターをどのような形でお進めになろうとしていらっしゃるのか。3点、お尋ねいたします。

〇議長 (太田重喜君)

答弁求めます。地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

5月の時点までは、こういうふうな事業はありませんでしたし、そのときに話をこういう ふうにして出ましてですね……。(「ちょっと聞き取りにくかとよ、耳が悪いけんが。まちか っと声を太う。ゆっくりしゃべって、太うしゃべってくるっぎ助かるけど」と呼ぶ者あり) お答えいたします。

聞こえますでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

5月の時点で、先ほどから申しておりますように、それまでには事業もないというふうな中で、そういうふうな総会での話がありました中に県の課長さんも同席をされていたということでですね、そのときに話をしたら、まあ相談いただければというふうな状況になりましたので話をしておりますけれども、基本的にこの地域支え合い体制づくり事業というのが基金事業というふうな中で、5月20日でしたかな、いわゆる16日で要綱の制定をされております。

ですから、先ほどから申しておりますように、当初予算にはまだ、2年続けてうちのほうも県にも何かないかということでお願いに行っておりますけれども、その時点ではないということでですね。事業費の補助は幾らかしてもらう形になっておりますけれども、人件費についてはありませんでしたので。で、5月の時点でそういうふうな話をしたところ、先ほどから申しておりますように、この事業が新規事業であればできるということと、人件費についてもその分を、いわゆる今いらっしゃる職員さんにも充てていいという、率については問わないということでございましたので、一番早い段階ということで今月ですね、9月議会にということで補正を計上したところです。

それと、これは3月議会でも話が出ました。先ほどから話しておりますけれども、人件費については補助は出せないというふうな中で、今年度においては市からは、いわゆる施設の維持管理費というだけで今回、補助金の交付を考えております。

あと、車椅子、ニューミックステニス大会については、その分がまた別にありますけれど も、基本的な人件費の補助はしていませんでしたので、もしこの県の事業がなかったら、今 のところ、うちのほうとしてもできないという状況でしかないというふうに思います。

それと、先ほどから言いますように、これは県の地域福祉課ということで、いわゆる「ひとにやさしいまちづくり」という、そういうふうな知事さんが進められるユニバーサルデザインとか、そこの担当課の事業でしてあります。

本来であれば障害者の方への入浴介助サービスというふうなことで、福祉の所管かと思う んですけれども、バリアフリーツアーセンターがうちの「ひとにやさしいまちづくり」の所 管の中で動いておりますので、県のほうは福祉のほうの所管でありますけれども、総務のほ うで計上をさせていただいたところです。

それと、基本的に前々から言っておりますけれども、バリアフリーツアーセンターについては存続はしたいということで考えております。

ただ、どうしても財政的な問題については、できるだけ何かないかということで、うちのほうもちょっと動いている部分もあるんですけれども、なかなか事業としていいものがなかった、たまたま今回はちょっと人件費も含めた補助事業があったということでおりましたけれども、もしないというふうなことになれば、ちょっと担当課としては、それ以上にはできないという状況になるかと思います。(「ということになると」と呼ぶ者あり)できないということになると思います。(「消滅という」と呼ぶ者あり)いやいや、バリアフリーツアーセンターをうちが消滅させるとかいうことじゃなくですね、市からの補助等についてはできないということですから、これをどういうふうな形で持っていかれるかですね。それは、その組織としても考えてもらうということは出てくるんじゃないかというふうに思います。

以上です。(「まだ十分答弁がないとですけど、平成25年度までは何とかなるにしても、次年度はどういう方向性として持っていくかという質問に対しての答弁がないとです」と呼ぶ者あり)

ですから、先ほどから申しておりますように、3月で申しました人件費については、市としては補助が出せないということで答弁をしておりますので、基本的にバリアフリーツアーセンターがどういうふうな方向性を持って組織として運営をされていくかということについてまでは、うちは存続はしてもらいたいとは思うわけですけれども、財政的な分については、できる範囲でしかできないという、それは維持管理等の部分ですよね、ということになるかと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

園田議員。

〇9番(園田浩之君)

はい、よくわかりました。それでは、次年度からはバリアフリーツアーセンターに対しては、人件費等の補助はもう考えていないということだと思います。

バリアフリーツアーセンターにふさわしい補助金が出てくればまた別の問題ではあるでしょうけれども、できるだけ存続はしてもらいたいとは思うんですが、先ほど答弁の中で観光のことで触れられておりましたので、これがうまくいきますと、これを試金石にして実績をつくってですね、これを観光に結びつけられないだろうかという内容の答弁らしきものがあったんですが、今の現状だと自然消滅ということになるわけですけれども、これが地域づくり・結婚支援課ではなくて、この事業がうまくいきますと、観光客への商品にもなると考えられるんですよね。

そうなると、地域づくり・結婚支援課ではなくて観光商工課のほうに、何というんですか、 課を移すと言っちゃおかしいんですけれども、そのほうで考えられないだろかと思うわけで すけれども、地域づくり・結婚支援課長と観光商工課長の双方の御意見をお聞きしたいと思 います。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

これについては、今年度の分については市内の障害者の方とかですね、いわゆる入浴に介助が必要な方を対象にということにして、それを市民の方も含めてなんですけれども、今後について観光、いわゆる嬉野温泉に入りたいけれども、どうしても介助がないと入れないという、そういうふうな方たちも対象にするということで、いわゆる観光客の増加にもつなげたいという、そういうふうなバリアフリーツアーセンターの、特に先ほどから財政問題を話していますけれども、事業収益を上げるという部分もあるものですから、それがどれくらい来てもらったら収益上合うのかという部分とかあるんですけれども、基本的にはやっていかなければ金は降ってくるわけじゃありませんので、とにかく地道な事業でもしていって事業収益につなげるということで今回考えられていますから、その対象者が、先ほどから言いますように、介助を要する方ということでの事業をしたいということですから、健常者の方については通常の入浴ということでありますけれども、そういうふうな意味での観光客の増加につなげたいということで、バリアフリーツアーセンターとしては考えられて今回の新しい事業ということでの県の補助事業を導入したということになっております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

産業振興部長。

〇産業振興部長 (一ノ瀬 真君)

お答えいたします。

バリアフリーツアーセンターが設立をされた意図としましては、いわゆる高齢化社会、そ ういうものを見据えて、その高齢化社会を逆手にとって、それを一つの観光素材として育て ていかれるのが一つの大きな目標じゃなかったかと思うわけですね。

ですから、一つの目的としては非常によかったわけですけれども、その収支面でやはり収益を生まないような状況になって厳しいじゃないかというふうに考えております。

ですから、設立の考え方はそれぞれあると思いますので、恐らく観光業界としてもバリアフリーツアーセンターを取り込むことによって、観光施策、自分たちが一般社団法人としての目的がございますので、それに合致するということになりました場合は、一つの方向に向

かっていけるんじゃないかと思いますが、ただ、それぞれの収支が当然ございますのでですね、それはその観光協会の考え方もございますので、それはまたその団体として協議をしていってもらえれば、今の社会の方向性としてはうまくいくんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

園田議員。

〇9番(園田浩之君)

3回目です。

今、一ノ瀬部長からの答弁で非常にいいお答えをいただいたんですけれども、もうこのままだとバリアフリーツアーセンターの組織そのものが消滅するのはもう目に見えるそうで、この事業が半年間の間にうまく収益を、半年で黒字になるということはまず考えられないんですけれども、これが収益を生む事業になればですね、これは地域づくり・結婚支援課の所管になると思われるんですよ。

で、そうなると、観光課、観光協会さんがこの地域づくり・結婚支援課の職員を迎え入れていただかないことにはできないわけですが、そこら辺が観光協会さんとバリアフリーツアーセンターさんがどうお考えになっていらっしゃるのかわかりませんけれども、行政としてはそちらの方向に、指導じゃないですね、流れをつくっていただくと、バリアフリーツアーセンターも今後は他の市町村に、嬉野市はこれほど「ひとにやさしいまちづくり」を本当にやっているんだということがアピールできると思うんですよ。

そこを今までどのような活動をされているか深くは知りませんけれども、この事業を見ていてそのように感じましたので、ぜひ観光につながるように、これから先もバリアフリーツアーセンターが位置づけられるように育てていくというか、言い方おかしいんですけれども、行政としてもサポートしていただきたいなと強く感じているところです。

これが、もう繰り返しますけれども、絶対、これは他の市町村がまだこういうところまで やってないと思いますので、先駆けて来年度から始められて、これを発信していただいて、 嬉野市の本当の日本一のバリアフリーを目指すまちとして発信できるんじゃなかろうかと、 そのように考えておりますので、観光商工課長と市長のお考えをお願いします。

〇議長(太田重喜君)

答弁求めます。(「観光商工課長から」と呼ぶ者あり) 観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

現在、観光協会の中には地域開発プロジェクトというのがございまして、その中にUDチ

ーム、ユニバーサルデザインチームというのが組織されていらっしゃいます。

その中で、市としても地域開発プロジェクトには補助等を流しておりますので、バリアフリーツアーセンターの組織がどういうふうに考えるかはわかりませんが、何らかの支援というんですか、観光協会の中で話し合いをされて何らかの支援はされるんではないかというふうに思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今、担当課長が申し上げたとおりでございまして、このバリアフリーツアーセンターの最初の立ち上がる以前から私は承知をしておりますし、かかわってきたところでございまして、今、なぜこの地域づくり・結婚支援課のほうが担当しているかといいますと、いわゆるあの当時、最初、御指導いただいた中村先生が来られて、いろんな話をしていく中で、要するに観光というものは地域の光を見るという基本的な中で、観光業者だけがいわゆる対応するんではなくて、地域全体がいわゆるバリアフリー、ユニバーサルデザインに対応していかないと観光客の方も魅力を感じないというふうなことを強くお話をしていただいて、そういう中で、私どもは市の施策としてユニバーサルデザイン大会等を開催してきたわけでございまして、そういう中でバリアフリーツアーセンターとユニバーサルデザイン、そしてまた地域づくり・結婚支援課との関係ができておるということでございますので、市の施策としては一本筋を通してしっかり進めておるところでございます。

ただ、担当課長申し上げましたように、いわゆる補助金と、それから事業費、人件費の問題については、これはもう、やっぱりなかなか厳しいところがございますので、事業等につきましては、もう本当に積極的に支援をしていっているということでございます。

そういうことでございますので、しばらく時間はありますので、次年度につきましても、 いわゆるバリアフリーツアーセンターの方々と協議をしながらですね、存続していけるよう な、そういう形での事業等を探して御協力をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(太田重喜君)

次に、18ページの2項. 徴税費、2目. 賦課徴収費について質疑の通告がありますので、 発言を許可いたします。山口要議員。

〇17番(山口 要君)

あと5分、12時までですので、5分以内におさめたいと思います。

今回、過誤納金還付金ということで400万円、計上がされております。

説明によりますと、予定申告の法人納付還付金というふうなことで説明がありましたけれども、これが実は当初予算600万円計上がされておりましたね、このことにつきましては。で、今回、これが400万円計上がされると。

昨年度の決算を見ましたときには、これは過誤納還付金については937万、約1,000万円近くがこの数字で出てきております。

そうした場合に、昨今の経済情勢等々考えてみましたときに、これは当初の600万円という数字そのものが私は過小の計上ではなかったろうかなという気がいたしましたので、あえてお尋ねするわけですけれども、そこら辺のところについて、そして今後の見込みが大体どれくらいの数字を立てておられるのか、その2点だけをお答えいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

収納課長。

〇収納課長(堤 一男君)

お答えいたします。

過小の見込みじゃなかったろうかという御指摘なんですけれども、実際、昨年、一昨年一一昨年はちょっと特殊な事情がございまして、3,000万円程度の支出を行っております。平成24年度も、最終的には937万3,301円の支出を行っておりますけれども、その前の平成21年度、22年度を見まして、平成21年度が730万円程度、平成22年度が659万円という支出がございました。

それでもちまして、経済情勢を見てという御指摘もありますけれども、今までの実績を勘案して、返還金が100万円、還付金が600万円、見込めばいいんじゃなかろうかということで税務課と協議をいたしまして計上をいたしております。

それと、今後の見込みにつきましては、合同委員会のときに私がもう予定申告の点で今後 見込まれるという説明をいたしておりますけど、現在までの固定資産の還付金、それから住 民税等の還付金等を勘案して、昨年の10月以降の実績を見ておりますと約300万円程度の支 出をしております。それと実際、今控えておるのがもう法人で2社、約90万円程度の還付を 行わなければいけない見込みになっております。

ですから、約300万円から400万円程度の予定申告に対する還付が生じるのではなかろうかと考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

1つだけお尋ねします。

平成23年度の分で、あれはアクシデントというものがあって、ああいうふうな数字になっ

たわけなんですけれども、その分の数字を除いた金額では、大体どれくらいでしたか。

〇議長 (太田重喜君)

収納課長。

〇収納課長(堤 一男君)

失礼いたしました。

ちょっと私の記憶では、固定資産が約2,600万円程度の記憶がございますから、約600万円 前後かと記憶いたしております。

以上です。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

これで、歳出17ページから18ページまでの総務費についての質疑を終わります。

議案質疑の途中でございますが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

〇議長 (太田重喜君)

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を続けます。

歳出19ページから、20ページまでの第3款. 民生費について質疑を行います。

19ページの1項. 社会福祉費、2目. 障がい者福祉費について質疑の通告がありますので、発言を許可します。山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは、昼からの冒頭ですけれども、質問いたします。

まず、この分の重度障がい者地域生活重点支援事業について、お尋ねをいたします。

この分は当初予算で、県の半額補助として科目存置的な形で計上されておりましたけれども、実質の事業としては新規事業じゃないかと思っております。その中で、運営費の補助が計上されておりますけれども、これについては事業所の人件費じゃないかと思いますけれども、まずその分を確認させていただきます。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

この事業におきまして、施設は看護師の配置を必要となります。そういうことで、人件費相当分に対する補助ということになります。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

事業説明書をいただいておりますので、それを見てみますと、「在宅で重度障がい者を介護する家族等の休息等を目的として、日中一時支援事業所等が看護師等を配置のうえ、重度障害者を受け入れ、必要な支援を行った場合に、事業所の運営経費を補助する」となっております。お尋ねの分については重度障害児の方を受け入れるということですけれども、在宅の中でその施設まで移動をなさるということで受けておるんですが、実際、程度によって動かれない方も、この文面からしましたら相当あるんじゃないかと思うんです。それをあえてこの施設で受け入れるということに御本人さんが苦痛に思われる点もあるんじゃないかと思いますけれども、その分の確認を先にいたします。

〇議長(太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

重度障害者ということでございますけれども、この程度にもよりまして、施設へ行くことができる方というふうになろうかと思います。通常の車とかで移動可能な方ということで、対象者の方が1名、たしかいらっしゃったかと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは確認ですけれども、自宅から移られる方、一時的な預かりが不可能な方については対象にならないということでよろしいですか。それとも出向いてでもなさるということでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

施設への移動が可能な方というふうに考えることになろうかと思います。もう寝たきりと かそういう場合はちょっと厳しいんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、1項. 社会福祉費、3目. 老人福祉費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

続きまして、質問いたします。

介護基盤緊急整備等特別対策事業でありますが、この分につきましては、県支出金の10分の10でございます。説明書にありますように、認知症グループホームのスプリンクラー等を設置する事業者への補助でありますが、まず市内におきまして、対象施設が幾らあるのかということを先にお尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

さきの議会で10カ所程度があるということで答弁をしておりましたが、現在調査したところでは、14カ所、嬉野市内で確認ができております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

じゃ、14カ所ということですね。これも新規でありますけれども、同じような形で共生ステーションがあったわけです。こちらにつきましては、同じ10分の10の中で、手挙げ方式であったんですけれども、今回のこちらの事業につきましてはどういった形で認定を受けられるのか、手挙げ方式なのか、それとも先に該当の14施設をなさるのか、お尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

今回は手挙げ方式というふうになります。今回、予算計上でお願いいたしておりますのは、 各施設に対して打診をいたして、希望調査をいたしております。ただ、正式にまだ申請段階 ではありませんので、手挙げ、希望したいというところを把握いたしまして、予算としてお 願いをいたしておるところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

じゃあ、今回の予算の241万2,000円計上されておりますけれども、これは14カ所全部充当できるんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

対象としては14カ所が対象となりますが、御希望されておるところが今、5カ所確認をいたしておるところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次、平野昭義議員。

○16番 (平野昭義君)

今、山下議員のほうから大体質問ありましたけど、私からは、まず施設が14カ所もあると。 それから、託老所のスプリンクラーの設置率は全体で何%ぐらいあるのか。それから、今回 既存の事業所の負担がゼロ円ということになって、3分の1あるところと、いわゆる既存の 事業所にはないということについての経緯ですね。どういうような経緯でゼロ円になってい るのか、そういう点について、ちょっとそれだけお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

議長、先ほどの数字の訂正を今よろしいですか。

〇議長 (太田重喜君)

はい。

〇福祉課長(徳永賢治君)続

先ほど山下議員のほうに14カ所ということで申し上げましたが、4カ所ですね。託老所が14カ所確認をできております。

続きまして、平野議員の御質問でございますけれども、市内託老所の数ということでございます。これは今、市が確認しておるところは14カ所でございます。

また、今回既存の事業所の負担はゼロとなっているが、その経緯についてということでございます。これはさきの長崎の火災事故、事件を受けまして、県のほうが積極的に推進を図るものでございますけれども、従来、県が3分の1、市が3分の1、事業主3分の1ということでございましたけれども、事業主の3分の1相当分を県が見るということで、県3分の2、市3分の1という負担割合になります。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野昭義議員。

〇16番 (平野昭義君)

託老所が今、その数だけありますけど、たまたま年間何回かそういうふうな避難訓練とかなんとか宅老所では行われておりますか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

この託老所については、市で申請する義務がございませんので、市のほうではなかなか把握できない部分がございます。そういう中で、各託老所ごとに自分ところで避難訓練を実施されておろうかと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

いわゆる共生ステーションというのと託老所との違いですね。私は嬉野のほうにおりませんから、なかなかそういう点がじかに肌で感じませんけど(発言する者あり)塩田にも幾らかあります。

〇議長 (太田重喜君)

質問の趣旨のようわからじおるごたっけん。

〇16番(平野昭義君)

共生ステーションと託老所の違いの説明をお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後1時9分 休憩

午後1時9分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(杉野昌生君)

共生ステーションと宅老所の違いということですが、地域共生ステーションは、その利用する対象を幼児から老人まで幅広く憩いの場所というか、その場所を提供する場所でございます。託老所は、高齢者に対象を絞ってということで理解をしていただければよろしいかと思います。

以上です。

次に、副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

ここのところは2つ事業がありますので、私はそれぞれにお尋ねをしたいと思います。

まず、介護基盤緊急整備等特別対策事業についてですけれども、補助対象、今回、私は1 カ所かなというふうに理解をしていましたが、先ほどでは何か5カ所というような答弁をい ただいたわけですが、もし差し支えがなかったら、この認知症のグループホームの名称を教 えていただきたい。

それから、スプリンクラー設置費で、これは10分の10ということでしたけれども、10分の10は平米当たり9,000円の補助がということで、10分の10の限度いっぱいの補助だと思いますが、これが設置費にかかった総額等がわかればお尋ねをしたい。

それと3問目に、市内にある認知症グループホームの件数、これは先ほど10カ所と言われたわけですかね。これはスプリンクラーが設置しないところが10カ所あるという、その総合的に認知症グループホームがどれくらいあるのか。

それと、先ほどの問題と重複するかもわかりませんが、スプリンクラーの未整備のそのうちの件数はどれくらいあるか。

この3点、ちょっとまずお尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後1時11分 休憩午後1時12分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(杉野昌生君)

ただいまの御質問ですが、まず上段の介護基盤整備等特別対策事業の件について御説明を 申し上げます。

この対象の施設というのがグループホームの市内4カ所が対象になります。今回、補正を お願いしているのは、そのうちの1カ所がスプリンクラー未整備の箇所がありますので、そ の1施設に対する補助でございます。先ほど、御質問の中に10カ所とか複数の数が出てきて いますけれども、上段の介護施設の関係が4カ所のグループホーム、下段の地域共生ステー ション等の事業費に係る対象施設が14カ所の託老所等という施設が対象になってきますので、 御理解をよろしくお願いします。

以上でよろしいでしょうか。

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

費用面でございますけれども、この施設の状況によって事業費の額が変わります。というのは、スプリンクラーでございますので、水道管から直結してできる場合、あるいはタンクを設置する必要があるところもあります。そうした場合に大きな事業費の差が出てまいります。直結できる場合は、大体この補助金相当ぐらいで可能じゃないかということです。また、タンク等が設置必要な場合、これ県の今のところの概算で100万円ほどは事業主負担が発生する可能性もあるということでございました。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

よかですか。(「未整備はなかて理解してよかですか。4カ所のうち。残り1カ所が整備できた、もう未整備なし」と呼ぶ者あり)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

今、田中議員からも質問していただいたとですけど、結局これは268平米というのは直結で済んだのか。そういう意味で、2番目の項目のスプリンクラー設置費の総額は幾らだったのかというような意味でお尋ねしたとですけど、その辺の直結かタンクが必要だったのかというのをまずお尋ねをしたい。

それと、この説明書を見れば新規て書いてあるとですけどね、これ21年度か22年度かの特養かどうか、大きな施設2カ所、大がかりなこの事業をされたて私は認識しているとですけど、その辺をお尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

その工事の内容につきましては、まず今、事業所のほうにこういう制度があるけれども、 希望されますかという調査を行って上げております。それで、具体的にどういう工事が必要 なのかは今からの段階になろうかと思います。

〇議長 (太田重喜君)

後段の分。

〇福祉課長(徳永賢治君)続

暫時休憩をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩午後1時16分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

健康福祉部長。

〇健康福祉部長(杉野昌生君)

前の年度で多額の補助申請があった箇所が1カ所ありますが、その施設に関しては、その 事業の取り下げがありましたので、予算の執行はされていないということです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

いや、県の、私が言ったのはそれは去年かでしょう。最近の事例です。21年か22年かの実績で、結構大がかりなところが2カ所かあっとっとですよ。この介護基盤のあれで、基金事業で見ていた場合。そいけん特養かどうかの、そういう設備かな、結構金額的に大がかりでしたので。もし、きょう即答は結構ですので、ちょっと調べてみてください。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

議員の御質問、確認をさせて、また答弁させていただきます。

以上です。(「議長、よかですか」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

それでは、次の事業。同じ19節で、地域共生ステーション防災対策整備事業ですけれども、ちょっと質問事項が前の議員と重複するかもわかりませんが、一応通告を出していますので、今回の県の緊急措置の内容、またその対象となる市内の施設の件数、それと建築基準法対応整備費というのがあっですね。スプリンクラーともう1つ、この整備費の内容はどのような内容なのか。それと、既存事業について、補助対象額に対して、自己負担なしでて、既存の事業所はあるとですけど、実際、総事業でもう丸々自己負担なしでできるのか、その点、3点お尋ねします。

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

施設の件数ということでございますけれども、今、確認できているところは市内14カ所を 確認いたしております。

それから、建築基準法対応整備の内容でございますけれども、建築基準法に基づく壁に防 火上必要な間仕切りの整備、壁、天井、防炎化するためのものをというふうになります。

それから、費用面でございますけれども、先ほど申したとおり、施設の状況によって事業 費が変わってくるということです。県とかにお聞きする中では、水道管から直結できるとこ ろは大体この補助基準額で可能なところもある。しかし、タンク等を設置する必要がある場 合は、補助基準額ではおさまらないということで、お伺いをいたしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

ちょっとその介護基盤と重複するかもわかりませんが、介護基盤は平米9,000円というような上限額があるわけですが、共生ステーションの場合は同じ費用なのに金額で上限額が決まっている。そういうところで、今の課長の答弁で、その基準内の金額で賄い切るのか、その点をお尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

この制度はあくまでも上限を定めておりまして、介護基盤の場合、平米当たり9,000円ということでございますけれども、工事の内容によっては9,000円でおさまらないという場合もあろうかと思います。また、同じく地域共生ステーションについても、上限がスプリンクラーの場合120万円ですか、上限決まっておりますので、この補助対象額でおさまるかということになりますけれども、ケースによって違うということで、事業主負担も幾らかは出てくる可能性があるということでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

3問目ですけれども、建築基準法の件を先ほどお尋ねしましたが、答弁では防炎対策のための間仕切りの壁のことを今言われました。ということは、今回の建築基準法の事業情勢はそれと理解していいいわけですか。この中には、内装の制限とか、2個以上の直通階段の設置とか、排煙設備、それから非常用照明、いろいろあるとですけれども、この対象となるのは間仕切りの壁だけですか。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

建築基準法が275平米以上というふうになっております。そういうことで、この施設についてはこれ以下ということになりますので、建築基準法の適用は受けませんが、スプリンクラーとか壁、そういったところにも整備をする場合はこの補助として認めてあげましょうということになります。

以上です。(「そいけん、今回の建築基準法の対象になる項目は、間仕切りの壁だけか て」と呼ぶ者あり)

お答えをいたします。

今のところ、壁……(「スプリンクラーじゃなかわけやもんね」と呼ぶ者あり)ええ、スプリンクラーは別ですね。

〇議長(太田重喜君)

次、20ページ、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

報酬と全般と2項目出していましたけれども、全部まとめてお聞きします。

まず、報酬の件なんですけれども、これは詳細のほうを見ると、ニーズ調査が来年の3月末までかかるというふうに書いてあるわけですよね。それで、その後、直ちに計画策定に取りかからないと間に合わないというふうなことで、こういうふうな形が出てきていると思うんですけれども、それを考えたときに、委託料はわかるんですよ。2カ年の継続事業ということで。ただし、報酬の分のですね、委員さんの報酬を今年度上げるその理由が若干違うのではないかなと。先ほど言いましたように、3月末までニーズ調査がかかるのであれば、その後なんですよね。委員さんが結局、先ほど条例の中であった子育て会議で議論するのはあくまでも計画策定について議論をするわけであって、ニーズ調査までは何人も携わらないわけですので、私は計上する理由がないんではないかなと思うんですが、その点と、先ほど言いましたように、委託料関係の分。これも国から法律が、法令が定まって、市町あるいは県

のほうにつくりなさいというふうになっているんですよね、計画は。それであって、国がその分の費用を出さないというのはいかがなものかなと思うわけですけれども、このあたりについて、国の考え方がどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

まず、委員さんの報酬、今年度は要らないんじゃないかということでございますけれども、 今年度、ニーズ調査を実施するわけですが、そのニーズ調査の内容の検討等をこの会議で検 討してもらう必要があります。それと、ほかにございました第77条で規定する事案等が発生 しましたら、当然その分の検討。それから、子育て支援に係る計画等の施策がございました ら、そういう施策についての検討を審議、調査を行っていただく必要がありますので、今年 度から委員さんにお願いするということになります。

それと、財源問題でございますけれども、国から私どもが通知いただいた内容については、 財源についてはうたっていなかったもんですから、県に確認をいたしたところ、地方交付税 措置だということでございます。嬉野市としても、地方交付税措置より補助金とか負担金と か委託金とか、そういう形が非常に好まれるところでございますけれども、国の制度として 交付税措置だということになっております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

報酬については、そのニーズ調査の内容等も検討していただくということですので、理解 をしたいと思います。

財源なんですけれども、交付税措置、いつもの国の逃げかなと思うわけなんですけれども、 とりあえず国のほうに交付税の算定がどのくらいになっておるのかという確認ぐらいはやっ てみてください。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

交付税措置ということでお話をいただいておりますが、交付税措置の算定の際に、この分が含まれているのかは財政課のほうの資料を見せ合わせていただきまして、確認をしたいと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、園田浩之議員。

〇9番(園田浩之君)

先ほどの神近議員の質問の答弁で、おぼろげながらわかったようなわからないような状態ですけれども、今、課長の答弁の中に、報酬の中にニーズ調査も行ってもらうためとかいうふうに答弁なさいましたけれども、この説明書によりますと、ニーズ調査と計画策定を密接に関連するため、同一業者に委託したいということになっておりますので、委託料の中に含まれるから報酬が発生するのかな、そこら辺の関連も説明をお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

福祉課長。

〇福祉課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

継続費として2年事業として計画書の策定をお願いいたしておるところですが、これは計画書の策定、ニーズの調査そのものを業務委託するものであって、じゃ、どういう調査内容をお願いするのかというのは、この会議等で研究していただくようになろうかと思います。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

園田議員、よかですか。 (「はい、よかです」と呼ぶ者あり)

これで歳出19ページから20ページまでの民生費の質疑を終わります。

次に、歳出21ページ、第4款.衛生費について質疑を行います。

1項.保健衛生費、8目.環境衛生費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

浄化槽設置整備事業補助金について質問いたします。

当初予算を大幅に超える事業でして、非常に好評というんでしょうか、そういった推移で行っております。今後もこういった形で希望者があられたら追加補正をされるのか、もしくは上限があるのか、お尋ねをいたします。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

今回、12件の補正をお願いしておりますけれども、今後、申請の状況等を見ながら、国の

交付金の追加要望もあれば、また要望もしていきたいと考えております。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

国、上位のほうの状況を見ながらということで、今確実にはわからないということで受けてよろしいわけですね。当然上限もないということでいいんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

議員御発言のとおりでございます。

以上です。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

この件に関しては、汚水処理の整備問題で一般質問をしたばかりでありまして、この件がありました関係で、なかなか浄化槽にも一般質問では直接触れることができませんでしたので、今回、議案質疑に出させていただきました。それで、通告に3問書いております。今回、補正の各槽ですね、5人、7人、10人。槽別の件数、それと申請の区域が大字別等で、もしわかれば教えていただきたい。

それと、申請件数が前年度に対して大きく増加をしている要因は何なのか。それと、先ほど今後の見通しについては、申請の状況を見て追加をしていきたいということでしたので、 大きく増加している要因ですね。

それと3番目として、住宅リフォームの緊急助成事業との関連で、非常に平成24年度は好調でした。それで、今年度は一応住宅リフォームももう既に受付は終了したわけですが、その辺の24年度と25年度の浄化槽設置についての絡みといいますか、24年度の実績と25年度の見通し、以上3点をお尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

まず1点目の今回補正の人槽別の件数でございますけれども、5人槽が8件、7人槽が3件、10人槽が1件の計12件分の増額補正を計上しております。それと、申請を受け付ける区

域でございますけれども、集合処理の現在認可を受けている区域以外の市内全域を対象とい たしております。

2点目の、この前年度に対し大きく増加した要因でございますけれども、それと今後の見通しですが、昨年度といたしますと若干景気が上向いてきたのか、住宅の着工数も微増をして、新築の着工数も微増しているような状況ではないかと思います。それと、もう1つの主な大きな要因は、今議論をされております消費税の増税問題ですね。それが来年の4月から増税となれば、その前の駆け込み需要もあるかというところではないかと思っております。

3番目に、リフォームの関係でございますけれども、平成24年度の実績がリフォーム関係 関連で14件ございました。そして、25年度で10件申請になっております。25年度の見通しで ございますけれども、昨年度、平成24年度は、年度途中で補助金が全部なくなりましたので 打ち切っておりましたけれども、23年度の実績を見ますと、この10月ぐらいから翌年の3月 ぐらいまでに15件ほどの実績がございます。それを考えまして、今回、増額をお願いしてお ります12件分で見通しを立てております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

これは集合処理の認可区域外ということで申請を受け付けられておるわけですが、この辺がちょっと例えば大字別ぐらいはわからないかなということで、1問で問うてみたわけですが、例えば上久間を除く久間地区、それから不動地区、上岩屋地区、吉田地区、大草野地区、大体その辺でその申請箇所がわからないかな。急に多くなっている地域があるのかなというのがあってですね、もしよかったら後ででも教えていただきたいと思います。

それで結局のところ、当初43件で6月の補正で9件、今回12件ということで、合計しますと64件というふうにして上回るわけですが、それについては多分、今の課長の答弁では若干の景気の上向き、それからやはり消費税を前にした住宅の着工、それにかかわる定住奨励金なんかが非常に追加、追加で来ているわけですね。私が思うには、やっと住宅奨励金制度なんかがやはり市内に行き回ってきたのかなと思うとですけれども、その辺もやはり効果があるのかなと思います。

それで1つお尋ねしたいのは、結構、住宅の着工件数が多いと。そういうところはやはり、 例えば新築のところはほとんど合併浄化槽の利用をされているのか。その辺が新築着工件数 と、ここの浄化槽の施設の関連というのがもしわかったら教えていただきたいと思いますが。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

まず最初の質問の大字等の関連でございますけれども、ちょっと大字ごとで申請を分類した、集計したものがございませんので、嬉野地区と塩田地区では平成24年度で、全体で41件のうちに嬉野地区で26件、塩田地区で15件、それと平成23年度につきましては、全体41件のうちに嬉野地区33件、塩田地区8件となっております。

それと、住宅の新築に対する浄化槽の件数でございますけれども、建築確認が今現在、4 月から8月までで集計をした中で、5件分ほど昨年度と比較して増加はしております。ただ、 そのうちに新築をしたのが公共下水道の区域なのか、浄化槽を設置する区域なのか、ちょっ とそこは調査をしておりません。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

一般質問のときもちょっと触れたわけですが、既存の浄化槽あたりが、例えば市町村型の設置で事業が始まった場合は、既存の浄化槽については寄附をお願いすると。これはほかの市町あたり、特に近隣の武雄とか鹿島市を調べた場合でもそういう記載がありますので、それはそのようにされると思いますが、1つ鳥栖市の場合、この浄化槽の維持管理費の補助ということで、年間1万5,000円の補助金交付というところがありますが、その辺、所管としては把握できていますか。それと、こういう補助金制度というのが嬉野市でも交付できると思われますか。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

今後どのような事業で進めていくのか今後決定していくかと思われますが、資料は現在収集している途中でございます。その中の維持管理等の補助を考えられるかということも、今後方向性が決まっていった中で決定をしていくものではないかと考えます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、山口要議員。

〇17番(山口 要君)

大体わかりましたので、取り下げます。

〇議長 (太田重喜君)

次に、1項.保健衛生費、9目.公害対策費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、織田菊男議員。

〇12番 (織田菊男君)

産業廃棄物処分場水質調査について質問いたします。

この件はあと4名の方が質問されますので、表面的な質問で終わります。

今回の補正予算250万円で2カ所のボーリングをするということになっておりますが、検査場所はどこかと。それから、深さですね。ボーリングに対しての詳細な説明をお願いいたします。それに、年に何回の検査を行うか、これが不定期か定期的に行うかと。

水質検査についての資料はもらっておりますが、項目が余り多く、どれかよくわかりませんので、どれが一番重要なところか説明をお願いいたします。

そして、水に含まれていけないものは何か。もし水質が基準を超えた場合はどのような対応をされるのか、お聞きします。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

今回、ボーリング調査を計画しております場所でございますが、嬉野の大野原地区というところがございます。演習場がある付近の大野原の小・中学校から1キロメートルほど左のほうへ上っていったところでございます。それと、2カ所の検査場所でございますが、その現在処分場となっておりますところの上流側で1カ所、下流側で1カ所の計2カ所で行う予定でございます。それに伴う水質の検査でございますけれども、上流で1回、下流で2回の予定をしております。それと、そのボーリングの詳細でございますが、深さ10メートルのボーリングを行いまして、その中に井戸枠を設置いたしまして、そして、そこに流れ込みます地下水の水質検査を行うものでございます。この水質検査は25項目するように決まっております。

あと、県との連携混合はどのようにということでございますけれども、県と市は常に状況 に進展があれば、情報を共有するように連絡をとり合っております。今後は、状況を見なが ら検討を行っていきたいと考えております。

あと、その水質検査の重要項目といいますか、その中で、重金属等の水質悪化が出てきた 場合は、問題ではなかろうかと考えております。

以上。(「対応、対応。基準を超えた場合の対応」「基準を超えたときの対応」と呼ぶ者あり)

お答えいたします。

もう1点、水質の悪化については、またその結果を見ながら県と交渉等行っていきたいと 思います。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

織田菊男君。

〇12番 (織田菊男君)

資料によると、県による業者への指導状況ということであります。これが平成22年度及び 平成24年度8月に、業者から県に対して拡張計画の相談があり、地元との環境保全協定の終 結を指導ということであります。これ、内容わかりますか。

〇議長(太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩午後1時46分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

後ほど資料の提出でよろしくお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

よかですか。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)次に、山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

おおむね、ただいまの答弁と手前に資料をいただいていましたので、それで承知いたしました。

〇議長 (太田重喜君)

次、副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

今の質問と大体私の通告とは重複しますが、もしよかったらこの委託料の明細と書いておりますが、調査事業を委託されるわけですが、この委託先でボーリングから水質調査までできるのか、委託料について中身をもしよかったらお尋ねをしたい。それと、2カ所のボーリング調査とありますが、これは2カ所程度でいいのかなというのが、私も気がかかって、あと何か所かふやした、そういう調査というのはできないかなというふうに思っていますが、その辺ちょっと2点だけお尋ねをします。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

委託先と明細ということでございますけれども、金額のウエート的にはボーリングの削孔 がウエートを占めます。例えば、どこに委託をするのかですけれども、そのボーリングする 会社等であれば水質検査は外注になるかとは思っております。

あと、2カ所のボーリング箇所でいいのかという御質問でございますけれども、詳細に調査をするために数をふやせばいいところもあるかとは思いますが、費用等考えた場合に、この処分場の技術基準にもありますが、2カ所以上の箇所で水質検査をするということにはなっております。今回は、2カ所で行っていきたいと考えております。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

後のほうのボーリングの数をふやせばいいという問題でもないと思いますが、今の答弁では最低2カ所というところがありまして、もしできれば予算もふえることですが、非常に大きな問題も今後発生すると思いますので、その点ではもう少し慎重にボーリングの数あたり、あと2カ所ぐらいはふやしたがいいんじゃないかなと私は個人的に思うわけですが、その辺の今後のお考えと、それから、今答弁があった、一応ボーリングの専門のところに委託をすると。一括で委託をして、そこから水質検査は専門の業者さんにお願いをすると。そういうふうに理解していいわけですか。もしよかったら、ボーリングの数についてふやす件は、市長にちょっとお尋ねしたいと思いますが。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

私どもとしては、今回初めてでございますので、上流側と下流側の2カ所を想定したところでございます。今後また専門的な意見もお聞きして、もう少しふやしたがいいとなると、また議会のほうにもお願いをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

2つ目の質問でございますけれども、まずはボーリング会社、当然ありますけれども、そこに委託をいたしまして、それから水質検査につきましては、また別途、専門の科学検査協会等々ございますので、そちらのほうへの委託というふうになろうかと思います。

以上です。(「別途ね」と呼ぶ者あり)いや、すみません、その中に入っております。外注ということです。(「ボーリング屋さんから」と呼ぶ者あり)から、外注です。(「外注してもらう。そいでよかとね」と呼ぶ者あり)はい、そいです。(「直接調査にはお願いせんでも」と呼ぶ者あり)いや、それは2通りあろうかと思いますけれども、今回はそのようにしたいというふうに考えております。

〇議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

西村議員。

〇15番(西村信夫君)

この問題は、250万円のボーリングの予算を計上されておりますけれども、まず私は、県のボーリング調査を定期的にやっておられますけれども、今回あえて二重に市の財政を投入してやらなければならなかった要因を、まず1つお尋ねしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

今回の調査内容の理由ということでございますけれども、現在、処分場となっておる箇所が来年の半ばで許可が更新が終わります。その後に、その隣接地を拡張の計画をされておるということでお聞きしまして、現在の処分場の処分が終了してしまいますので、その前に県も水質検査等をやっておられますけれども、うちのほうでもまたその下流で調査をして確認をしたいということで、補正予算で計上させていただいております。

〇議長 (太田重喜君)

西村議員。

〇15番(西村信夫君)

今回、来年の9月で更新が期限が切れますけど、その後また、新たに拡張したいというようなことの方向ですけれども、地元としては、この拡張に反対しているというようなことで伺っておりますが、その点は執行部どういうふうにお考えなのか、その点お尋ねしたいと思いますが。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長(中島庸二君)

お答えいたします。

すみませんが、ちょっと暫時休憩をお願いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩午後1時57分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

次に、山口要議員。

〇17番(山口 要君)

次からの分も残っておりますので、取り下げます。

〇議長 (太田重喜君)

これで、歳出21ページ、衛生費の質疑を終わります。

次に、歳出22ページから23ページの第6款.農林水産業費について質疑を行います。

22ページの1項.農業費、3目.農業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、織田菊男議員。

〇12番 (織田菊男君)

さがの米・麦・大豆競争力強化対策事業について質問をいたします。

今回の補助は、西吉田のコンバインと聞いております。コンバインの補助に対しては、面積や人的条件がついていると思います。受益面積が、大体どのくらいになっていますでしょうか。一般的に機械1台について、能力、馬力ですね。これも前は条件がついておりましたが、今はどうなっているかですね。土地利用が、二期作をせろというふうな形で結構条件がついておりましたが、水はけが悪い場所は二期作はできないということで、どのような条件がこれについてもついているか。

それから、機械の利用日数や稼働率も条件がついておりますか。補助を受ける場合は、どんな機械や施設が対象になりますか。今回は、県2分の1、市10分の1となっているが、機械に対しての補助率、施設に対しての補助率は同じか、金額の上限は幾らになっておりますか。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

お答えいたします。

今回の補正でお願いするのは、議員おっしゃるとおり西吉田の営農組合のコンバイン購入 に対する補助でございます。

この補助事業の、さがの米・麦・大豆競争力強化対策事業の実施要綱の中に、佐賀県特定 高性能農業機械導入計画というのがございまして、その中身を、中山間地域担い手育成タイ プに該当しまして、その中の山麓、山間がありまして、その山間の分に該当します。補助を希望されているのは3条刈りのコンバインですので、1台当たり7.5~クタールの下限面積があります。今回、当組合には既存のコンバインが既に1台ありますので、15~クタールの水稲の作付面積が必要じゃなかろうかと思います。したがいまして、西吉田地区の営農組合につきましては16.8~クタールございますので、3条刈りのコンバインの導入に対してはクリアできておると思います。

また、あと、土地利用につきましては、この中で言えば水田の排水が悪いということも出ておりましたけど、一応うちのほうで組合長さんにお伺いしたところ、安全・安心な米、麦、大豆を頑張ってつくって生産拡大を行うということで言ってもらっていますので、一応、水田面積とか土地利用の条件につきましてはクリアできるかなということで考えております。

あとは、機械施設の補助関係なんですけど、この事業には2つの種類がありまして、その中に、省資源環境保全型農業拡大タイプというのに該当します。これは、消費者が求める環境への負荷の低減や安全・安心な米、麦、大豆の生産拡大、また、必要に対しまして必要な機械、施設の整備を行うことでありまして、その事業の中に、売れる米・麦・大豆づくりの推進事業というのがありまして、新品種の導入や新規需要への対応などの、消費者が求める、売れる米・麦・大豆づくりに必要な活動を行うことで、これが一応、事業の範囲となると考えております。

補助率といたしましては、現在、県のほうが3分の1ということになっています。市が、10分の1ということでお願いしております。合わせまして30分の13になるかと思います。

また、金額の上限につきましては、同事業に対しまして、嬉野市さがの米・麦・大豆競争 力強化対策事業の補助金交付要綱が市にありますので、その第1条のほうに、予算の範囲内 において補助金を交付するということになっておりますので、その範囲の中でお願いをして おります。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

織田菊男君。

〇12番 (織田菊男君)

すみません、今のやつは資料をください、わかりにくかったから。

それから、環境負荷低減ということで書いてありますが、環境にいいのは全てこの補助金 を利用できるか。利用できる範囲、条件と補助率を教えてください。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

先ほどの御質問にお答えいたします。

環境についてでございますけど、うちの現在の補助事業になっております中では、堆肥などの有機物を圃場に全面散布するときのマニュアスプレッダー、あるいは土とか砂とかの積み込みに使用しますショベルローダー、あるいは麦わら等の収集機などを、一応、私は把握しております。

それから、補助率につきましては、すみません、こちらで把握しておりませんけど、補助 金額の上限につきましては、これは先ほど申し上げました嬉野市の場合は嬉野市のさがの 米・麦・大豆競争力強化対策事業費の補助金交付要綱の規定に基づいて補助をお願いしたい と思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。

次に、山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは、私も農業振興費の補助金の青年就農給付金についてお尋ねをいたします。

昨年から始まった国の、農家にとっては非常にすばらしい、いい補助金があるわけでありまして、昨年より、特に本年度、まだ半分も経過していませんけれども、予算としては昨年以上でもちろんですけれども、当初予算の倍を超える勢いで伸びておるということで、成果が相当見られるんじゃないかなということで期待をいたしております。

その中でですけれども、説明書はいただいていますけれども、経営開始型ですか、こちらのほうが非常に好評ではないかと数字から見て思っております。要因は何かということでお尋ねいたします。

〇議長(太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

まず、経営開始型が好評なことの御質問でございますけど、1人当たり年間150万円という、金額的に高いと感じております。金額が高いことと、あと給付期間が5年ということで長いということでしております。それからまた、それに伴いまして、新規就農の農業者の農業への意欲が高まるのではないかということも書かれております。

それから、もう1つですけれども、給付金であるために縛りがなく、使途が制限されていないということも一つの要因かなと感じております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

その経営開始型に比べまして準備型、この分は当然、先立って、跡取り、後継者としてそういった専門の実習を終えて就農するという形の補助なんですけれども、この分が少ないんですけれども、準備型もしくは経営開始型、今現在、予算まで含めてわかりましたらお示しをいただきたいということと、この就農という一つのくくりですけれども、どういった形で農家の方に御案内をなさっておられるのか。以前、私もそれを使ったんですけれども、農業経営移譲というのが以前あったんですけれども、そういった形の、家計の分を全て移譲しないといけないものか、どういった形までこれは認定になる要素なのか、就農として該当になるのか、お示しをいただきたいと思っています。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

準備型は、直接、県のほうへ本人さんが申請ということになっておりますので、うちのほうではちょっと把握しておりませんけど、後で質問に出ておりますけど、うちのほうでわかっているのは1名おられまして、経営開始型でその後を引き継いでおられますので、一応、聞き取りした分で1名いらっしゃいます。

あと経営移譲につきましては、内容の要件の中に自立自営というのがありますので、議員 おっしゃるとおり、一応、経営移譲をされて、使用貸借権なりを結ばれて、名義変更なりを されて、自分があくまでも主体となってするという形でした場合に要件が成立するんじゃな いかと思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

最後です。そいじゃ、以前の農業経営移譲という一つの資産から、もしくは家計的なこと まで、そして名義も含めて移譲しないといけないということですかね。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

お答えします。

この辺につきましては、使用貸借権というのがありますので、名義までは変更しなくていいとなっています。要するに経営権ですね、名義ですから。例えば、農協の通帳とか共済とか、あの辺の農業関係の名義がえを行うだけで、土地の所有者の移動は、そこまでは制限さ

れておりません。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

先ほどの織田議員の質問の中で、同じ費目の中の青年就農給付金についてはまだ聞かれとらんやったばってん、よかですか。 (「忘れておりました、目で」と呼ぶ者あり) そいぎよかですね。 (「じゃ、ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり) はい。1回だけよ、もう。 (発言する者あり) はい、わかりました。織田菊男議員。

〇12番 (織田菊男君)

これは、前年度もあったと思います。この結果は、どのような形になっているかですね。 今回が6件7名となっておりますが、旧対象者の希望作物やら作付希望地域はどういうふう になっているか。

それから、年齢が45歳と聞いておりますが、今回の希望者の年齢、また、新しく始められるのか。農業以外の仕事をされている方が始められるのか。跡継ぎというような形で、家の関係で行う人は何名か。この事業では、準備型と経営開始型というのがあります。準備型というのは県の認めるものと、経営開始型というのは市が認めるということになっておりますが、この市が認めるのは、大体どういうふうなところを認められるか。

〇議長(太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

お答えいたします。

まず、今回の補正対象が6件になっておりますけど、この6件、去年が3件ございまして、 それから、新しくまた今年度、新規で6件になっております。6件の作物とか作付地域についてということでございますけど、作物につきましては、米、麦、大豆、あるいは米、麦、野菜、それから、米とイチゴ、それからあと、お茶、お茶苗等がございます。

作付地域につきましては、ほとんどの地域が市内ということでお伺いしております。

それから、該当者の年齢の区分でございますけど、今回4名と2組ございましたので、4名が、20歳が1名、それから21歳が2名、そして32歳が1名の4名でございます。それから、あと2組の場合は、これは夫婦でございます。2組の夫婦は、40歳の夫、38歳の夫婦でございます。

それから、あと1組は、34歳と33歳の夫婦でございます。

それから、あと、内容のことでございますけど、20歳の方は新規でございます。21歳の2 名の方も新規でございます。それから、31歳の方は、転職されてからの新規でございます。 40歳、38歳の夫婦の方は、Uターンで帰ってこられた方です。それから、もう1組の34歳、 33歳の夫婦の方は、この方は転職をされての方でございます。 準備型につきましては、先ほど申し上げましたとおり県のほうから直接本人のほうへ申請、 あるいは補助金の支払いとなっておりますので、うちのほうではちょっとわかりかねますが、 経営開始型につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり市を通していきますので、市か らの直接の補助というか、交付金という形で出しております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

織田菊男君。

〇12番 (織田菊男君)

今度聞きたいのは、対象者が市内の人か市外の人か。というのが、市内の人は結構土地を 見つけるのはたやすいと。市外の方は、土地を見つけるのが大変難しいという考えを持って おります。それで、準備型は2年ということで、1年以内に独立、自営をすると。もしでき なかった場合は、金額を返還というふうになっております。もし土地ができなかった場合、 この場合、準備型より経営開始型に移行はできますか。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

この方たちは、全て市内の方です。全部市内の方ですので、一応、土地の確保と申します か、経営の状態でいくと思います。

それから、先ほど2番目のお話は非常に難しいところがございます。戻ってこられたとき、 1年以内、2年、最長ありますけど、来られたときに、農業が条件的に合うような形ができ ないということでありますけど、一応、その場合は農業委員会のほうも含めながら協力して もらうこともありますけど、ちょっと検討させてもらいたいと思います、その辺は。すみま せん。(「はい、これで終わります」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

私も、青年就農給付金でお尋ねなんですけれども、いい制度だと思うんですよね、国の施策の割には本当にいい政策をやっているなと思うんですけれども、市独自で、この青年就農給付金制度に伴って一緒にできるような取り組みというのがほかにあるのかですね。お金をやりなさいということじゃなくてですよ。結局、これは250万円以上になったらもう打ち切りじゃないですか。(「そうです」と呼ぶ者あり)だから、市独自に給付金を別にやりなさいということじゃなくて、やはり若い方々、今、年齢をおっしゃいましたけれども、そういう若い方々が、やはり1年でも2年でも早く自立ができて、この250万円というそのライン

を超えて生活をしていくために、市としての独自の政策というのが何かあるのかなと思って 尋ねるんですが。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

非常に難しい問題ですけど、先ほど議員おっしゃられたとおり、私も非常にいい制度だと 思っております。早く所得制限の250万円以上になって、自立、独立型を目指す形でしても らうように、農林としては助言をしたいと思っております。

支援策として何かあるかということでございますけど、実際この事業に対して上乗せなどしておりません。ただ、農業後継者研修事業ということでうち単独で1つありますけど、これは5万円の1回のみで、静岡の茶工場研究所とか、佐賀県の農業大学などの研修機関へ行かれた方が対象になりますけど、私もこれちょっと考えさせてもらいましたけど、例えば、新規就農者のほうに、要件がそろったところにはなりますけど、認定農業関係の申請をお願いして、そして、認定農業関係にありますスーパー営農資金とか、就農支援金などを活用してもらって、施設関係の拡大の補助とか何か、その辺の指導をできるだけうちのほうでしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。(「もういいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次、副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

私も、青年就農給付金について。これは、さきの議会でもお尋ねをしたかと思います。 3 月議会やったかなと思っています。それで、ある面では重複するかもわかりませんが、一応、通告を3問出しておりますので、今までの質問事項とちょっと重なる点はもう結構です。申請者は、そもそも何名、何組ぐらいあったのかですね。

それから、今回、追加補正で給付金が上がったわけですが、当初でも6名分は上がっているわけですね。それで、今の時期に補正で上がったとする、その辺の理解ができませんので、説明を。

それから、1組の夫婦については、半期分というような支給が決まっているわけですが、 その理由をお尋ねします。

それと、3問目に、いずれの議員さんも発言があっていますように、この給付制度というのは、やはり農業後継者にとっては非常に力強い支援策と私も思っております。今後のPR 方法は、市としてどのように考えておられるのか、その辺一応、1回目として3点お願いし ます。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

まず、1番目の申請者はということでございますけど、全体では10名と夫婦2組。今回、 補正でお願いをしている分につきましては4名と2組です。

2番目の、年のさかのぼりの分と、それから、1組が半期分ということになっておりますけど、基本的に1年間はさかのぼってできますが、年度のさかのぼりはできません。新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記1の第7に、給付主体の手続等の2の(3)のところに、「給付金の給付は半年分を単位として行う」ということになっておりますので、4月から9月に給付要件がそろった方は1年分、150万円ですね。それから、10月から3月までに給付要件がそろった方は75万円となっておりますので、今回、1組の方が75万円となっておりますのは、担当と打ち合わせをした中で、本人さんが10月に申請を行うということで、今準備段階でございますので、その関係で、一応10月の予定ということで1組分を半期分ということで予算をお願いしているところでございます。

それから、今後の対応ということでございますけど、うちのほうでは、PR方法につきましては今まで市報のほうにも何度か掲載しておりまして、再度11月号で一応予定をお願いしようということで段取りをしております。というのは、一応、今年度分につきましては年内に県のほうが締められますので、今年度につきましては、何とか最終を11月にお願いしたいと思いますことと、もう1つは、農業委員会のほうにお願いして、農業委員さんのほうからも協力をいただきながらPR活動に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

PRの方法としては、市報11月号と言われましたが、引き続きホームページでも必ず落と さないようにお願いします。

それと、農業委員会への協力要請というのは非常にいい方法だと私も思います。それで、申請者が10名あって、結局そのうちの4名が決定した。それで、6名はこれは決定できなかったのかですね。夫婦については2組で2組決定したというところですから、その辺の事情をお尋ねしたい。

それと、当初6人分決まって、それで今回4人分が決まったわけですが、この方も、さかのぼって年間の150万円に該当されるのか、今回決まられた方が。それで、ずっと調べてい

ましたら、これ1回目の支給が10月ですね、10月と4月ですか。年に2回でしょう。そいけん、その辺の絡みについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

6名おられて今回4名でございますけど、当初お願いした分の当初予算の中に、前回からの3名分と、今年度、当初予算でお願いしていた6名分ということで予算をいただいておりますので、その方たち、今年度も引き続きの支給でございます。そして、4名が新しくということでございますので、6名の分につきましては、去年からことしまでも支給となっております。

それから、支払いにつきましては、半期半期の支払いでございますので、4月から9月までの分を半期ということでございますけど、今回、うちのほうが支払いがおくれまして、前期の分を7月か8月かにお支払いしておりますけど、要綱の中には、要件が固まったところで早目にということになっておりますので、極力早目にということで、今回、10月以降の後期の分につきましてはその以降に、早目にお支払いをしたいと考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

その辺になりますね。わかりました。それで、当初の6名分というのは、前年度からの引き続きの分が6名あったわけですね。そして、今度24年度として新規に4名加えられる、25年度がですね。そういうことと思います。答弁は私が座ってからで結構ですから。

それと、ずっと経営型ばかりで、準備型については県に直接申請で把握できていないと。 多分、1名は準備型がおられるということでしたけど、先ほどの課長の答弁の中で、農業大学とか、それから私が非常に気になっているのが、牧之原のお茶の研修施設ですね。あそこなんか、私の知っている方も結構何人でも、息子さんとかお孫さんたちが必ずあそに行って研修を受けてこられるわけですが、あそこの場合はこの対象に、農業大学とか牧之原のお茶の研修施設等はその対象にならないか、お尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

農業大学は先ほど申しましたとおり、県の――該当します。すみませんが、牧之原という

のは独立行政法人農業技術研究機構ですかね。 (「ああ、はいはい」と呼ぶ者あり) これは、 恐らく茶業研修ですから、該当になると考えております。

以上でございます。(「それと、さっき言うたとは、私の理解したとでよかとですね、支給の方法」と呼ぶ者あり)そうです、人数の分ですね、それで結構です。去年からの引き継ぎが3名いらっしゃいますので。(「4名分というのは、4月から9月まで、10月から3月までの分の年間150万円が4人の分……」と呼ぶ者あり)新しいですね。新規に、25年度に新しく申請をされた分です。

以上でございます。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

次、西村信夫議員。

〇15番(西村信夫君)

同じく青年就農給付金のことで質問いたさせていただきます。

農業新聞にも載っておりましたように、これは大幅に国も増額して進めておるようでございまして、今回、先ほど答弁をいただきましたけれども、4名と2組という中で、私は、この制度に向けて、前年の所得が250万円以上の人は給付しないというようなことで書いてありますけれども、今回、夫婦2組、40歳と38歳、33歳と34歳の方がいらっしゃるわけですけれども、1組はUターンをして帰ってきておられます。もう1組は、転職というようなことですけれども、恐らく転職とかUターンの場合については、仕事を辞めて帰ってきておられると予測されますので、恐らく退職手当とかそういった部分があった場合については、今回から実施、該当するのかどうか、その点をお尋ねしたいと思いますが。

〇議長(太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

先ほど所得の件が出ておりましたけど、この所得に対しては、給与所得じゃなくて農業に 対する収入所得でございますので、恐らく該当すると考えられます。

〇議長 (太田重喜君)

西村議員。

〇15番(西村信夫君)

そしたら、もう1つお尋ねしたいと思いますが、この250万円のラインの考え方で、農業所得が100万円ということと、そしてもう1組の夫婦の場合は、奥さんがパートをして1年間に200万円稼いだということで、2人で300万円をその年で稼いだ場合、この給付金は該当するのかどうか、このあたりの見解を教えていただければと思います。

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

議員、先ほど100万円と200万円とおっしゃいまして、収入ですので、所得になると必要経費を落とされますと落ちてきます。所得やけんが落ちてくると思いますけど、あとは、うちのほうで出してもらって、証明書関係も出してもらいますので、そのとき要件がそろって認定されれば支給になるということじゃないかと考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

西村議員。

〇15番(西村信夫君)

調査をして、私もちょっと調べてみましたところ、100万円の農業所得と。それで、奥さんと夫婦でしょう、今回はね。100万円ではちょっと生活できんからパートに行くということで、奥さんが200万円稼いだと。その人も給付金の対象であるということで、2人の夫婦の給付金の対象になるだろうかということをちょっとお尋ねしています。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩午後2時32分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

失礼しました。お答えいたします。

先ほどの議員の質問ですけど、要綱の中には、本人の所得が250万円ということになりますので、それぞれ一人一人(381ページで訂正)ということでしてもらえばいいと思います。 (「夫婦で一人一人の」と呼ぶ者あり)はい。御主人さんで1人250万円をどうあるか。そして、奥さんのほうで1人250万円どうあるかということでやっておりますので、その確認でお願いしたいと思います。

以上です。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

次、1項.農業費、9目.農業農村整備費について質疑の通告がありますので、順次発言

を許可いたします。

初めに、織田菊男議員。

〇12番 (織田菊男君)

せまちだおし事業について質問をいたします。

せまちだおし事業は、耕地整備ができていない中山間地と思いますが、せまちだおしの補助事業を使える土地条件はどのようになっておりますか。一つの例としまして、数枚の田んぼを合わせて何アール以上、また傾斜地、このようなことでどのような条件が必要か、お聞きします。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

先ほどの議員の質問の土地条件でございますけど、まず、受益面積が5アールから500ア ール以下(377ページで訂正)ということでお願いいたします。

それから、受益地の傾斜になりますけど、これが100分の1以上ということでお願いします。

そのほかに、受益地は、これまで基盤整備が実施されていないということが条件になって おります。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

織田菊男君。

〇12番 (織田菊男君)

この事業を利用する場合、年がいった場合は仕事ができないと。だから、その年齢制限で すね。

それから、後継者がいる、いない、これは関係しますか。

それから、整備をした後、どのような見通しをお持ちでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

お答えいたします。

年齢制限につきましてはございません。(「なかと」と呼ぶ者あり)はい。

あと、後継者の問題もかかってきますけど、今回、申請が8地区ございますけど、後継者のほう、家族の中に若いということもありますけど、一応その方たちも入れた場合、一応8名中7名は後継者ということでうちのほうでとっていますけど、ちょっと中には、8名の中

にも若い人はおりますけど、跡継ぎになるかはちょっとわかりませんけど、一応後継者とい う形で確認しております。

以上でございます。(発言する者あり)

〇議長(太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩午後2時36分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

すみません、先ほどの答弁の訂正をお願いいたします。

土地条件の制限が、受益面積を5アールから500アールと申し上げておりましたけど、5アールから50アール以下に訂正をお願いいたします。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

織田菊男君。

〇12番(織田菊男君)

3回目です。効率化はいろいろ考えられますが、具体的に、どういう点を効率化ということを考えておられますか。

それから、実際に対象になる効率化の施設、機械、それから、耕地を大きくしても農道がなかったら利用ができないと。このように、関連したものに対しては補助はありますか。

それから、効率化ではありませんが、大きくなしたら、どうしても使用をするということ になりますので、鳥獣対策などの補助金が優先的に使用できるかでございますけど。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

効率化ということでございますけど、圃場が狭いところを合わせまして1つになしますので、広くなりますことによって形が整ってくるということになりますね。そういうことで、将来的に大型、あるいは中型の機械の導入が可能になるかと思っています。それに伴いまして、作業時間も短縮されることも考えられます。

先ほど、その中にありました農道が必要になってくるということでございますけど、その 辺の件につきましても、ちょっと即答できませんけど——農道につきましても、市の単独の 補助事業がございますので、そちらのほうで持っていきたいと思っております。

それから、有害鳥獣関係につきましての優先的なことはありますかとしておりましたけど、 それにつきましては今のところはありませんので、そういうことで回答をいたしたいと思い ます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

次、辻浩一議員。

〇1番(辻 浩一君)

同じく、せまちだおし事業についてでございますけれども、今説明があったように、耕地が狭小地域について、今後の農地保全ということに関すれば、非常にいい制度だと私は思っております。そういった意味で、今回こういった補正が出ておるわけなんですけれども、ただ、地域をばらばらにして何人かの方がこういう制度を知らなかったというふうな声を聞いたんですよ。それで、これの制度についての周知をどういうふうにやってきたのかと、26年度までですよね、これですね。(「はい」と呼ぶ者あり)それで、来年に向けて、今後の周知をどういうふうにしていくのかを、まずお尋ねを申し上げます。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

先ほど、議員申し上げられたとおり、この事業は来年度までの3年間事業です。毎年、年度当初の行政嘱託委員会の折に、翌年度の要望ということで説明と、あと資料をお渡しして、地区内への周知徹底をお願いしてまいりました。今年度につきましては、4月の行政嘱託委員会の折に、来年度、26年度の要望として説明と資料をお渡しして、地区内への周知徹底ということで。あと合わせまして、申請の場合は、行政嘱託員さんを通して5月末までに出してくださいということで提出してもらうようにお願いいたしましたところでございます。

一応、今後の要望徹底ということで、公募の徹底とありますけど、一応26年度につきましては5月で締め切っておりますのでできませんが、来年度の要望につきましては、もし相談がありましたら、一応、県のほう行って枠あたりを聞いてみて、なるだけ要望にお応えするような形で持っていきたいと思っております。

〇議長 (太田重喜君)

辻浩一議員。

〇1番(辻 浩一君)

そういったことで、まだもしそういった希望が多かった場合、県として――これ県費が入っているわけですよね。県の今後の動向はどういうふうに考えているのかがおわかりになれ

ばということと、もし県費がなくなった場合、市としてはどういうふうに考えるのか、そこら辺が、意向があればお聞かせください。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

先ほど申し上げられましたとおり県費関係でございますので、先ほど出ましたようにもし要望があれば、再度、県のほうにも一応相談してみたいと思います。ただ実績を聞いてみますと、昨年か一昨年あたりは、例えば――昨年が五、六件ありましたけど、希望はもうちょっと、七、八件とかあったとです。ただ、申請された中で、個人負担関係の予算関係に伴いますので、した後で取り下げという形が多々ありました関係で、なかなかうまく希望に沿った形でいっておりませんけど、一応、内容的にはいい事業でございますので、やっていきたいと思います。

今後の補助事業をした後につきましてどうされますかということであっておりますけど、 これは財源的なことも絡みますので、私が今ここでは申し上げられませんけど、ということ でよろしいでしょうか。すみません。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

いいですか、いいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

次、西村信夫議員。

〇15番(西村信夫君)

今回、委託料の維持管理ということで、下宿水辺公園の管理に30万円計上されております。 説明では、6月に下宿水辺公園内に不法投棄が発生をしたと。廃棄物の処理を委託するため 30万円の予算を計上したというそういう説明だったんですが、具体的にどのようになされた のか、この不法投棄はいつごろからそのままにしてあったのか、どこに委託されたのか、そ してまた、不法投棄をした場合についての違反者の特定はできたのかどうか、そのあたりを 含めてお尋ねをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

お答えいたします。

先ほど議員、御説明がありましたとおり、こちらのほう、ことしの6月にうちのほうで発 覚しました不法投棄事件に端を発しまして、場所につきましては嬉野高校の裏のこのめの里 へ上るところの右手の奥のほうの、ため池の奥のほうになります。非常に人目に触れにくい ところでございまして、いろいろな雑物とか、廃棄物が山のように山積みされておりました。 いつごろかと申し上げますと、ちょっとうちのほうではわかりませんけど、少なくとも三、 四年以上かかっていると思います。下のほうの廃棄物を見ますと、かなり腐ったところもご ざいまして、三、四年以上は必ずたっているかなということで見ております。

あと、警察のほうにも一応届けて調査してもらっておりますけど、犯人の特定にいまだ至っておりません。うちのほうでは、職員がトラック2台で何とかしましたけど、やはりガラスの破片とか、かなり大きい、人の力では動かせないような大きなものまでありましたので、今回、業者のほうに委託という形でしております。

委託につきましては、また今度、議会が終わりまして承認をいただけた後に、発注して片づけにかかろうかと思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

西村信夫議員。

〇15番 (西村信夫君)

問題なのは、3年前ぐらいからというふうなことを言われましたが、3年前ぐらいまで、全然いろいろな、市に対して、発見者、発見された方もいなかったのかどうかですね。そのまま3年間放置して、誰もが知らんやったのかと。そして、今回の不法投棄について、特定の人が、1人の人がしたのか。あるいは、複数の人がもうあそこは全部捨てていいわというようなことで、あちこちから寄せてしたのかですね。そしてまた、量的にはどのくらいの量があったのか、その量の中身については、どういうものが捨ててあったのか、その点をお尋ねしたいと思いますが。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

お答えいたします。

二、三年たったところでございますので、内容につきましては、スレートとかガラスの破片、それから、今あるのでは浄化槽のタンクがありました、1つですね。それから畳とか。だから、どういう状況で捨てられたか、その辺私もちょっと詳細はわかりませんけど、捨ててあるのを見ると、恐らく倉庫か何かを解体したのかなという形でうちの職員とは話をしておりましたけど、そういうのが捨ててありました。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

西村信夫議員。

〇15番(西村信夫君)

市が撤去して今30万円を計上されておりますが、そういったことをすれば、ずっとほかあ

ちこちにもそれが波及するんじゃないかなと思うわけですよ。だから、これは早速、やはりもっと警察のほうにも依頼をさらにお願いして、投棄者をきちっと特定しながら、今後不法投棄のないような取り組み方をせないけないんじゃないかと私は思っておりまして、県のほうも、そういった不法投棄に関する周辺の調査を、警察関係の退職者の方々が、再任用ぐらいの方たちで回っておられますけれども、そこのあたりを含めて、もう一回警察のほうにお願いをして、そして投棄者を早く、違反者をやはり見つけて、そして、きちっとした処置をすべきじゃないかと思います。この点、お尋ねしたいと思いますが。

〇議長(太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えします。

議員おっしゃるとおり、はっきりしてもらうために、再度また警察のほうにも捜査をお願いしたいと思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

これで、歳出22ページから23ページ、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出24ページ、第7款. 商工費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

質疑の途中でございますが、ここで15時まで休憩いたします。

午後2時49分 休憩午後3時2分 再開

〇議長 (太田重喜君)

休憩前に引き続き議案質疑を続けます。

最初に農林課長のほうより、先ほどの答弁についての訂正の申し出があっております。これを許します。農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

先ほど西村議員が御質問されました青年就農給付金の件でございますけど、所得関係でございます。こちらのほうで、一人一人がそれぞれ250万円と言っておりましたけど、夫婦の場合は夫婦合算した額で250万円ということでお願いいたしたいと思います。

それから、農業所得ということで言っておりましたけど、これは総合所得になりますので、 パートとか、その他の給与所得も含めてまいりますので、もしその中で250万円を超えられ た場合は給付できないということでお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

次に、歳出25ページから27ページまで、第8款. 土木費について質疑を行います。

26ページの4項.都市計画費、5目.公園費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、辻浩一議員。

〇1番(辻 浩一君)

公園費の報酬についてですけれども、ちょっと私、勘違いで、質問の趣旨がちょっと違っていたかもわかりません。指定管理者選定委員、これは市長が市の職員を指名して、そのうち会長を決めて、その会長が必要であるときに学識経験者を招聘できるというふうなことなんですけれども、私は委員が全部民間人4名だというふうに勘違いしておりましたけれども、市の職員もこれは入るんですか。まずそこを確認したいと思いますけど。

〇議長(太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答えします。

ただいま御質問のとおり、指定管理者選定委員会委員には、副市長、部長、課長、要するに市長が指名する職員をもって当然充てることになります。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

辻議員。

〇1番(辻 浩一君)

それで、最初から4名の民間人の報酬ということで予定してありますけれども、これだけの民間の方が必要なのかどうか、そこをまずお尋ね申し上げます。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長 (井上嘉徳君)

お答えします。

規則第3条第3項のほうに、「委員長が必要と認めるときは、学識経験のある者を委員とすることができる。」ということになっておりまして、このたびの予算計上に当たりましては、施設の運営、経営、管理について造詣の深い民間の方の御意見をいただきたいということと、民間委員をお願いすることで、さらに公正性及び透明性を確保することができるということで計上させていただいていることでございますが、4名の詳細につきましては、財務や施設運営、管理などに造詣の深い方の御意見がいただければということで4名を選任いたしたいと考えておりますが、これには減員することも当然想定しているところでございます。以上です。

〇議長 (太田重喜君)

计議員。

〇1番(辻 浩一君)

そしたら、まだ人員の選定もできていないということですか。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長 (井上嘉徳君)

まだ選定もできていないところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

次に、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

ただいまの辻議員の質問で大体わかったんですが、今回、議案第84号、議案第86号、議案第87号ですかね、3つあるわけですが、その中で、要するに都市公園のみゆき公園を指定管理者に今回移行をするということでの、みゆき公園だろうというふうにまず考えます。で間違いがないのか。

それで、私、2番目に出しております選定委員4名の内訳は、まだはっきりとは決まって いないということですね。

次が、これは規則でいきますと、1年というふうになっているんですね。(組織)、第3条の第7項で「委員の任期は、1年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。」というふうになっているわけですよ。たしか24年度でシーボルトの湯の指定管理者選定委員というのがおられたかと思いますが、もうそういうふうに、例えば、課が違う指定管理者だからいいという考え方なのか、そこら辺の、それとの、いわゆる整合性といいますか、そこら辺はどうなっているのか、お聞きをいたします。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答えします。

1番目のどこの施設をということでは、先ほど都市公園条例の一部を改正する条例のほう で説明いたしましたように、嬉野総合運動公園、みゆき公園をと考えているところでござい ます。

2番目の委員4名については、先ほど答弁申し上げましたとおり、まだ決定しているところではございません。

3番目の、委員の任期は規則で1年となっているが、前回、シーボルトの湯の委員との整

合性はということでございます。

任期は規則で1年となっているところでございますが、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条に、「指定管理者に管理を行わせることのできる公の施設については、それぞれ公の施設の設置に関する条例の定めるところによる。」ということで規定されております。また、当然地方自治法にも、その予算関係については目的に従って区分せんばいかんというようなことも規定されておりまして、都市公園条例に定めるところ及びその目的である土木費、公園費に計上しているということで、シーボルトの湯の場合については、その公の施設の設置の条例に伴い、そちらのほうの目的に従って指定管理者選定委員を選定しているということで、その施設それぞれに指定管理者選定委員を選定していくということで捉えているところでございます。

〇議長(太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩午後3時14分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

今、田中君1回です。どうぞ、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

それでは、2回目の質問に移りたいと思います。

みゆき公園を指定管理者にするということで、今回、指定管理ということでございます。 規則でいきますと、先ほども申し上げましたように、(組織)、第3条ですよね。第1項で、まず「委員会の委員は、副市長、部長及び課長の職にある職員のうち市長が指名する職員とする。」というふうにあって、第2項で「委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。」。要するに、職員の中から委員がいて、そしてその委員の中から委員長を指名すると。そして、第3項で「委員長が必要と認めるときは、学識経験のある者を委員とすることができる。」というふうになっているわけですね。その手順でいくと、今回のこの予算のあり方とか、若干どうなのかなというところがあるわけですよ。この規則を、再度やはり見直す必要があるのではないかなと思いますが、いかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答え申し上げます。

規則と予算との関連ということにつきましては、確かに委員長が必要と認めるとき、学識 のある者を委員とすることができるわけでございますので、委員長が必要と認めるときに予 算がなければ選任することもできないということでございますので、その点は御理解いただけるかとは思います。

ただ、先ほどから御意見いただいておりますとおり、私たちは施設の運営や経営、管理について造詣の深い民間の方の御意見をいただきたいということと、民間の方にお願いすることで公平性、透明性を確保することができるということで民間の委員の方をお願いしたいと考えるところでございますが、御指摘のように、意見が当然あることは前回の常任委員会でもいただいたところでございますので、嬉野市指定管理者選定委員会規則について、改正の手続をとらせていただければと思っております。

以上、お答えとします。

〇議長 (太田重喜君)

田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

もう3回目ですけど、それともう1点が、言いましたように任期の問題ですね。先ほど各施設の担当でというふうな答弁だったですよね。それで、いわゆる公園費の中で指定管理者を上げている。そういった答弁だったんですが、去年、一昨年ですかね、二つ、三つの施設を同時にやるときには、たしか企画のほうで一括して選定委員会というものを立ち上げられたというふうに私記憶をしているんですよね。何のときやったかな、たしかあったんですよ。一緒に、たしか指定管理を同時に2つの施設がやるときに、どこやったかな、福祉センターか何か、私もちょっと若干そこら辺曖昧なんですが、いずれにしても、そういうことで担当課ではなくて企画のほうで、たしか指定管理者というものを立ち上げられてやられた経緯があるんですよ。そこら辺からいくと、先ほどの課長の答弁は若干おかしいんじゃないかなというふうな気がいたします。今後、ですから、どういうふうな形をとられるかわかりませんが、先ほどおっしゃられたように、各施設でこういう指定管理者というのが幾つも立ち上がるとするならば、同じ1年間のあい中に指定管理者の選定委員会というのが幾つも立ち上がるという可能性は出てくるわけですよね。そうであるとするならば、やはりここら辺の規則あたりも若干見直すべきだろうというふうに思います。

それと、私、指定管理者を、先ほども申しましたが、悪く言うつもりはありません。非常に今後やっていくべきだろうと思いますが、やはり一番大事なのは、まちづくりの課長がおっしゃいましたけど、いわゆる経費を削減して、そして民間のノウハウを使いながら、よりその施設を有効的に活用するための指定管理者なんですよね。そこの旨というか、市の考え方というのを、そこをまず第1番目に考えてこういう指定管理者の選定もやっていただきたいということだけ、一般質問みたいになりましたけれども、要望して終わります。

〇議長(太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長(井上嘉徳君)

お答えします。

各施設ごとの委員会につきましては、それぞれの所管のところでということが、ちょっと最初に、以前、そういう何カ所かの指定管理者選定委員会ば一遍にしたとやないやろうかというお話があったわけですけれども、そういうことがあったのも事実かもわかりませんが、その後、やはり規則等を見ながら、それぞれの個別にすべきというふうに考えが変わっていったのかもわかりません。現在は、そういったことを引き継ぎながら個別にというふうな考えで、去年のシーボルトの湯の選定委員さんが、例えば、選定されて1年たっていなければまだあるのではないかということをおっしゃっているかと思いますが、新たに起こす総合運動公園につきましては、新たに1年間なら1年間という任期でお願いしたいということで考えているところでございます。

そのほか、経費の節減等につきましては、当然、職員がやっていた仕事について、ほかの 手薄な業務に回されるとか、いろいろな節減という意味での、我々の捉える意味での、そう いうことも考えられますので、重々にそこら辺を考慮しながら指定管理者制度の運営を図っ ていきたいと考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、27ページ、6項. 新幹線費、2目. 新幹線整備費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それじゃ、新幹線受託事業の内容ですけれども、俵坂トンネル湧水排水計画、測量設計業 務委託ということで、説明資料をいただいておりました。これに基づきまして質問をいたし ます。

鉄道・運輸機構との提携によってということでありますけれども、この湧水排水計画の、 まず事業の目的をお尋ねいたします。

それと、この分が湧水が大量にあるとするならば、農業用排水など生活に活用ができないかということで最初お尋ねをいたします。

〇議長(太田重喜君)

建設·新幹線課長。

〇建設・新幹線課長(中島憲郎君)

お答えいたします。

事業の目的ということでございますが、現在、俵坂トンネル、東工区、西工区、トンネルの掘削工事が着々と進んでまいっているところでございますが、8月31日現在でトンネルエ

区内の湧水量が、東工区で井手川内側で1日当たり約900トン、それから西工区の上岩屋側で1,600トン、1日当たりですけれども、湧水が出てきております。これを、やはりどこかで抜かにやいかんというふうなことで、最終的には井手川内側のほうで、明かり区間の手前の境のところで抜くわけでございますが、これが、先ほど言いました水量が全てそこに流れてくるというのは、ちょっと限られておりませんけれども、若干逃げるんじゃないかと思いますけれども、それを集めまして、土器から井手川内の交差点を通って、既設の水路に接続をして井手川内川へ流すと。流した暁には、下流で農業用の井堰がございますので、そこからまた農業用水への取水というふうなことになるかと思います。

また、湧水を農業用水などに活用できないかというふうな御質問でございます。

これにつきましては、先ほど言いましたように、最終的には農業用水にしますけれども、トンネルを出ましたところに、これは地元の説明会の折にも要望があっておりました。湧水のくみ取り場所を要望があっておりましたので、そこを設けたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

東側で900トン、西側で1,600トン、1日ということで、大量の水と思いますけれども、これによって、今、例えば、あの地域は山、また茶畑を含めた畑が相当あるわけですけれども、そういったところに水が、保水を含めて必要な分があるんでしょうけれども、これで渇水になる、かれるという状況にはならないのか。そういったときに、地権者にどういった形で対策をなさるのかということと、もう1つは、この一画に、土器ですか、この地区に水の、要するに排水処理をなさるということですけれども、もう1点、今現在、俵坂トンネルが工事、稼働しているんですけれども、もう1つが三坂トンネルですね。嬉野市におきましては2カ所トンネル工事があっているわけですけれども、場所としては、今、説明いただいています、今、報告もありましたけれども、この1カ所だけなのか、ほかの地区にもこういった処理があるのか、計画があるのか、お尋ねをいたしておきます。

質問3問ですので、重ねてもう1回質問します。

農業用水で今お尋ねをいたしていますけれども、今現在、公共施設におきまして、浄化センターのみずすましがありますけれども、ここで1カ所、そこの井戸水、湧水を農業用水に使っていいということがあっていますけれども、この部分が地元地区の一つの占有権ということで、一般市民にはちょっと使えないという形になっております。こういった形が今の計画の中ではあるのかないのか、確認をいたします。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

今、トンネル内の湧水の処理というふうなことでの質問でございますけれども、渇水期は どうするのかという御質問だったろうというふうに思っておりますけれども、まず基本的に、 トンネル工事をした時点で、トンネル工事をする側では水が出ないのが一番いいわけですけ れども、今回、今、課長が申しましたように出ております。今、8月の末時点でのデータで ございますので、当然雨とか、あるいはまた逆に天気が続く場合とか、そういったことで非 常に安定的な数量というのは認められないのかなという感じがしております。

それから2点目、三坂トンネルではということでございますけれども、俵坂トンネルにつきましては、御存じのように5.5キロメートル程度ございますが、三坂につきましてはかなり延長が短いというふうなことで、まだ進捗も遅うございますけれども、今、把握している分については、三坂での湧水というのはまだお聞きをしておりません。

それから、3点目のみずすましで処理水を農業用に使ってよろしいというふうなことになっているというふうなことですけれども、井手川内の土器につきましては、まだそこまでの十分な詰めと申しましょうか、あるいは既得権益といいましょうか、そういったところまでの話はまだ出てきておりません。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

確認みたいになりますけれども、大きなトンネルができるわけですから、それはよしとして、そのことによって水脈が変わって生活に影響を来すような状態になったときに、もちろん鉄道・運輸機構でしょうけれども、嬉野市でどういった対応をなさるのかというのが1点目の質問ですね。

2点目が、今現在あります井手川内の湧水処理の分と同時に、三坂については非常に規模が小さいので厳しいということですけれども、逆に東側ですね、上のほうですけれども、こちらのほうにもう1カ所こういった施設が、湧水の処理ができないものかということのお尋ねをいたします。

3点目が、先ほどのみずすましの処理の問題ですけれども、今現在、地元しか一つの利水、 利用ができないということで看板も表示されておりますけれども、これについての意見を、 所感なりを含めて確認をしたいと思います。

それと、最後のみずすましの件について、市長の意見もお尋ねしたいと思います。通しで お願いします。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

まず、私のほうでお答えする分につきましてお答えをいたしたいというふうに思います。まず、水脈が変わるんじゃないかというふうなことでございますけれども、今の時点につきましては、当初、工事前からでございますけれども、二十数年前の高速道路関係でのそういった問題もお聞きしておりますので、機構といたしましては、あらゆる対策といいましょうか、また、あるいは調査、特に上岩屋地区での井戸水の調査、観測ですね。それから、某旅館といいましょうか、そういったところでの温泉水の調査とか、そういったのを今やってきておりまして、今の時点では安定的な水位でいっておるようでございますけれども、これから事業が完了、あるいはまた、今現在は掘削ベースでお話をしておりますので、そこの分がコンクリートでライニングといいましょうか、そういったのをされた時点でが一番最後のデータ収集になるわけでございますので、今のところ全線がそこになるまではもう少し時間がございますので、その間の状況を見ながら最終的に判断をされると、あるいは判断をするというふうなことになろうかと思っております。

それから2点目に、西工区のほうでもとれないかというお話ですよね。それにつきましては、もう皆さん御存じかと思いますけれども、いわゆる作業坑の勾配が逆でございますので、はっきり申し上げて自然流下は認められないというふうなことで、どうしても機械的、あるいは電気的な仕掛けが必要だというふうに考えておりますので、その分については未来永劫、点検、あるいはランニングコスト等々ございますので、そこではなかなか難しいものがあるのかなということでございます。

それから、3点目のみずすましにつきましては、すみません、先ほど処理水と申しましたが、井戸水ということで今私も知りましたので、ちょっとコメントは後でさせていただきたいというふうに思います。

以上です。(「3点目は撤回します」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

市長答弁は。(「いや、結構」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)それは撤回すって。 次に、山口要議員、お願いします。

〇17番(山口 要君)

実は、この分の、今の受託事業の分なんですけれども、資料を見ましたときに、これが委託料、測量設計費で666万8,000円という形になっておりますけれども、これは、この分の測量設計だけ見ましたときに、先ほどこの受託事業のことについてお聞きしましたときには地元貢献というふうなことを言われましたけれども、この事業に関しては地元にこのような業者がいないのではないかなという気がいたしているわけなんです。そこら辺のことと、そして基本的には、この後、地元業者をどうするかということが一番大事なことであろうと。そ

れが初めて受託事業の趣旨に沿ってくるものであるというふうに私は思うわけなんですけれ ども、そこら辺あわせて、もう簡単にお答えをいただきたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

まさに今、議員おっしゃられるとおりでございまして、受託につきましては市内業者はおりません。本来ならば、年度当初に測量設計を済ませて、それから成果品が上がった時点で工事をする方法等もございますけれども、今回、これが初めてだったものですから、そこで機構と打ち合わせをする時間がちょっと若干ずれまして、工事を来年に回さざるを得ないというふうなことでございまして、もう工事につきましては市内業者というふうなことで方針は決めておるところでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

そこら辺の、もう1つ、この実施協定書というのがどのような中身になっているかどうか確認できないので、質問もしづらいんですけれども、この後の、例えば、今、部長が言われた地元業者に発注する場合においても、それも工事費の中に受託事業という形で向こうが出してくれるのかどうかということが気になるわけなんですね。今年度についてはこれで終わりと言われれば、もう一般会計、こちらのほうから出さなきゃいけないわけなんですけれども、となると、先ほど部長が言われたように、もう当然、前段の段階でそれをしておいて、それで工事の分を受託事業でするという手もあったというふうに思うわけなんですね。だから、そこら辺、もう一遍お答えいただきたいと思いますけれども。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

前に申しましたように、いよいよ明かり区間の工事が始まります。当然、各場所によっては道路の切り回し工事、水路の切り回し工事等々が出てまいります。そこの分については、機構の見解としても、なるだけそういう附帯工事的なものはもう市にお任せをしたいというふうなことで打ち合わせをしてきておりますので、もう来年はやめたというふうなことにはならないというふうに確信をいたしております。

以上です。(「いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

これで歳出25ページから27ページまで、土木費の質疑を終わります。

次に、歳出28ページから31ページまで、第10款.教育費について質疑を行います。

28ページの1項. 教育総務費、2目. 事務局費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それじゃ、この分のスクールサポーター派遣事業についてお尋ねをいたします。

今回、市単独の新規事業でありまして、当初ではもちろんなかったんですけれども、この 9月の補正で計上されました理由をお尋ねいたします。

それと、この事業は、私なりに解釈しますところによりますと、本来、先生方が担う仕事といいましょうか、業務と思いますけれども、今回、警察官OBを派遣した理由についてお尋ねをいたします。

もう1つ、生徒からしまして、元警察官という方が担当することによりまして、小学生、 また中学生、非常に多感といいましょうか、敏感な状況にある中で、あえてこういった形で 提案された理由をお尋ねいたします。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

3点お答えをさせていただきます。

1点目が、年度当初からの事業で行うべきではないかという意味での御質問ではないかと 思いますけれども、今議会で計上をいたしましたのは、今年度の10月から残りの期間を、次 年度、26年度からの本格実施に向けての試行期間、試みの期間として考えての計上でござい ます。

まず、嬉野中学校に試験的に配置をして、安全・安心に関するいろいろな試みを試行錯誤 してみたいと考えております。そして、来年度からの本格導入に備えていければというふう に考えております。

2点目ですけれども、先ほど申し上げましたように、学校機能のうち、安全・安心面を強化するという意味で配置をするわけですから、教諭の資格、経験だけでは限界があると思いますし、無理があるのではないかと思います。治安や安全・安心に対する専門的な知識を持ち、訓練を受けた人が適任ではないかなというふうに考えております。そういうわけで警察官OBを配置したいと思っております。

御参考までに、早い県では平成14年度から取り組まれております。これは埼玉県ですけれ

ども、それらの県でも、また平成19年度から始めました佐賀県でも、県警の事業の一環で行われておりまして、警察官のOBが配置をされております。

3点目ですね。これは後で学校教育課長からも答弁をさせたいと思いますけれども、議員の御質問は、来ていただく警察官の見た目といいますか、印象ですね。考え方とか性格、雰囲気、そういうものがかなり左右されるのではないかなと思いますけれども、こういう事業をやりたいということで県警に御相談したら、2名ほどすぐお話しに来ていただきました。そのときに、御紹介いただけるのであれば、できるだけ社交的、外交的な方、言い方は変ですけれども、なるべく警察官らしくない方がいいというふうに要望をいたしております。子どもたちや先生方にも十分溶け込んでいただける方を望んでおります。

あと課長から。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

元警察官と聞くと、身構えてしまうのではないかという御質問でした。

確かに監視される、あるいは取り締まられるということであれば、反発する感情、それが子どもたちに起こってくることも想像されます。しかし、このスクールサポーター派遣の目的は、さきに部長が申し上げましたように、監視、あるいは取り締まり、そういったものによる非行防止、問題行動防止ということではなくて、不審者など、犯罪から子どもを守り、学校の安心・安全機能を強化するということ、そしてもう1つ大事なのは、信頼関係の上に立って、生徒への声かけ、そういったものを行うことによって、問題行動の未然防止を図るということです。通常の警察官といいますか、そういったものと決定的に違うなと考えるのは、日常、生徒と接し、信頼関係を築きながら声かけなどを行い、見守られていると、そういう安心感を生徒が感じられるようにしていくことじゃないかと思います。そのためにも、生徒との信頼関係が生まれるように生徒と接する機会を十分確保していく、そういったことが非常に大事だと思います。また、問題行動を起こしてしまった子たちに対しても、継続的な声かけ、励まし、そういった立て直り支援というのを行っていきます。継続的にかかわることによって、信頼関係も一層深まっていくと考えているところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

3回しかございませんので、詰めて質問をいたします。

嬉野の小・中学校において、こういった対応をしないといけない状況なのか。よく教育長からの御答弁の中で、非常に嬉野は、そういったいじめもほとんどないし、もしくはそうい

った問題行動を起こす状況ではないということを聞いておりました。非常にそれはいいことだと思っております。しかし、あえてこの段階で入れられる、今、学校教育課長のほうから御答弁いただいたんですけれども、この中でちょっと心情的なことが非常にひっかかってくるわけです。そういった予防、未然に防ぐということであるならば、警察官じゃなくても、民間人、もしくは学校の先生あたり、要するに心のケアができる人、状況が雰囲気としてわかられる人、そういった方が必要であるとするならば適任じゃないかと思うわけであります。そしてもう1つは、PTAなり、先般の議会で承認をいたしましたいじめ問題発生防止等協議会かな、正式名ちょっと忘れたんですけれども、そういったものが承認されたわけですね。この機関、機能は、どういった形で役割を果たしているのか、確認をいたします。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

まず、学校の現状から見て必要性があるのかということだろうと思います。

嬉野市周辺、鹿島市、武雄市等も含めてですけれども、不審者等による声かけ事案の発生件数というのは、平成24年7月から25年9月までの間に、声かけ事案、不審者、不審電話、不審者情報などを含めて11件ございました。これは、あくまでも私どもが把握している件数ですので、警察サイドはまた数字が違ってくる可能性はあります。声かけ事案の発生時間帯というのは、ほとんどが下校時刻に集中をしております。

そのほか、問題行動等の発生状況についてですけれども、24年度、小学校で1件、中学校で3件ありました。小学校は家出、中学校は生徒間暴力です。25年度に入ってからは中学校で4件、これは喫煙です。問題行動は、他の市町に比べれば、件数的には非常に少ないほうです。ただ、生徒間暴力であるとか喫煙などは、発展をしますと非行につながっていく場合もあります。大きな問題行動に発展する前に実態を把握し、きめ細かに指導をしていくことが非常に大切だと考えているところです。そういった意味では、こういう警察の専門家、元OBですね、そういった方の専門的な知識、そういったものを生かしながら、状況によっては、例えば、生徒間暴力とかでいいますと、傷害事件との絡みであったり、そういった民事に発展する可能性も含めて、そういう専門家のアドバイスをいただくということも非常に大事なことだろうというふうに思います。

もう1つ、いじめ問題等発生防止支援委員会の絡みはどうなるのかということでしたけれども、この支援委員会は、基本的に学校、教育委員会がかかわって対応していく中で、どうしても問題解決が図れないような事案が発生した場合に第三者機関として開催を要望するものでございますので、途中の、例えば、実態把握調査とか、そういったところの中にこの支援委員会が直接入るものではございません。そういったものは、学校現場が関係機関と連携をしながら、関係者とまた調整をしながら実態把握をしていくというものですので、そうい

った意味からも、実態把握のノウハウとか、関係機関の連携とかいうふうなところでは、こ ういった方の専門家がいらっしゃることは非常に心強いことだというふうに考えております。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

ちょっと私の勘ぐり、憶測かもわかりませんけれども、今、嬉野市のほうからやりたいという一つのお願い、依頼をされて、こういった形で今上程しているということですけれども、全体の説明を聞いた中でですけれども、県内で佐賀市、唐津市、伊万里市、ほかにもあったか、ちょっと記憶にないんですけれども、そういったことが今既に実施をしているということで、県からの意向を受けて、それをはっきりいって自動的にされたのかなということがありますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

今回お願いする案件は、学校機能の安全・安心ということでございます。それで、先日、 練馬でもありましたけれども、学校の前に待ち伏せて子どもに傷害を、切りつけていくとい うようなことを考えると、いつ発生するかわからないわけですね。ですから、本当ならば、 安全・安心に関する分ですので、すぐにでも本格的な体制を整えたいというふうに思います けれども、本年度の残りの期間で一応試行をしてみて、来年度の配置をどうすればいいかと いうことを考えてみたいということで予算をお願いしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

今、山下議員の質問の答弁の中で、25年度については今4件ほど問題事件があるというふうにおっしゃいましたけれども、これが結局、嬉野中学校なのか、あるいは塩田中学校なのか、吉田中学校なのか、あるいは大野原小・中学校なのかというふうにちょっと思うわけですね。というのは、私の子どもが嬉野中学校に今お世話になっておりまして、子どもたちにもゆうべも尋ねました。今の中学校の状況はどうなのかということで尋ねたところ、安定をしていると。本当に校長先生を初め、各教師の皆さん、一生懸命子どもたちのためにやっていらっしゃるというふうに子どもたちの口からも聞きましたし、うちの家内もPTAの事務局をやっていますので、常に学校関係、出入りしていますよね。そのあたりからのいろんな学校関係のお話を聞くと、かなり安定をしているというふうに確認をとったわけなんですよ。

そういう中で、今、部長、あるいは課長のほうから、安心・安全を優先にするということでスクールサポーター派遣事業を取り組むというのは理解はするんですよね。しかしながら、そのあたりが今回単独費なんですよね、320万円が。単独費を使ってまでも、やはりそこをやらなければいけないのかなという一つの疑問点もあるんです。というのは、先ほどから部長のほうがおっしゃっている県の基準とか、そういうふうなのをおっしゃるわけですよね。そしたら、佐賀県警察スクールサポーター運用要綱がありますよね、多分御存じかと思いますけど。そのうちの第4ですよ、「スクールサポーターの勤務等」という項目があると思います。ここの第2項の中に、「警察署長は、学校から要請のある場合又は必要と認める場合は、学校にスクールサポーターを派遣するものとする。」というふうになっているわけですよね。だから、各学校長が各所轄の警察署長に対して、学校の安全・安心を優先させてください、してくださいというふうに学校長が言えば、これは佐賀県警が人材をつけるというふうになっているわけですよね。ですので、私は、先ほどから部課長がおっしゃる安全・安心を優先するというならば、このあたりにまずお話をされた経緯があるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

御参考までに、よその状況、私だけじゃなくて課長も調べてくれていますけれども、例えば、この派遣にしても人数が限られていますので、1年だけであったりとか、例えば、今年度は嬉野中にも来ていただいていますけれども、回数が少ないわけですね。そして、おととしかは西部中にずっとおられたんですけど、1年で引き揚げておられます。で、西部中からの感想としては、もっとずっといてほしかったということですので、そういう状況を聞いていただければ、その警察官OBの方が来ていただくということは、学校に対して大きな安心を生んでいるというふうに捉えております。(「いや、だから、この県警スクールサポーターの第4のところの第2項。だから、市のほうからは」と呼ぶ者あり)

すみません、続けて言わせていただきますと、先ほどこれで来るんじゃないかというふうにおっしゃっていますけれども、今年度、その配置についても、もう警察側からこことここに配置しますという程度のもので、例えば、1年間ずっと来ていただくというのはなかなか順番が回ってこないということで、伊万里とか唐津あたりも単独で置いているという状況だと思います。(「要請はしたんですか」と呼ぶ者あり)要請は、嬉野としてはしたことないということでございます。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

いや、だから、先ほど1回目質問したように、市のほうから、あるいは学校長のほうから 所轄のほうに、一応要請をした場合認めるというふうに要綱なっているんですよね。だから、 1回やって認められなかったなら、私は単独でこういうふうな対応をしていくというものは わかるんですよ。私もスクールサポーターそのものに対して反対をしているわけではないん ですけれども、やはりこういうふうに県がスクールサポーター運用要綱というものをつくっ ている以上、1回は次年度、26年度からこのサポーター運用について嬉野市で配置をしてく れないかというふうな、まず要請があってと思うんですよね。そういう中で、今、部長が言 われたように、人的な制限があって、なかなかこっちのほうにまでは回れないとかいうふう なお話であれば、それは安心・安全を確保するために単独で設置をしていきたいというので あれば理解ができるんですよ。その前段がなかったということであれば、ちょっともう少し このあたりしっかり考えてからの予算を組む必要があったのではないかなと思うんですが、 その点をもう一回お尋ねしたいと思いますし、先ほど4件の件で、どのあたりがどうだった のかということでお尋ねしましたので、個別の学校名が言えないのであれば仕方ありません が、その4件の喫煙等があったということです。課長のほうから報告があった分です。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

議員、前段がなくてということでございますけれども、県内、もしくは全国的な状況を見て、嬉野としては継続的なケア、見守り、そういうのをしていただきたいということで今回 お願いをしているというふうに御理解をいただければと思います。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

25年度の問題行動の発生状況、件数について、4件、喫煙と申し上げました。これは1校です。校名については差し控えさせていただきます。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

部長とさっきから水かけ論になっているかもわかりませんが、そいけん私としては、何で 市のほうから1回こういうのをこの要綱に基づいて申請しなかったんですかということを 言っているんですよ。部長が言っていることは、もう多分手いっぱいだから、言うよりも 単独でつけたほうが早くできるからというふうにしかとれないんですよ。せっかくこれだけ の、1年来てもらえるかもわからないわけですよね、もしかしたらお1人だけでも。でも、 そういう最初の手続をやってみて、そして単独なら単独でつくる、予算を設置するというの であれば私も理解ができると言っているんです。結局、今回スクールサポーターさんのほうで半年分で約100万円ちょっとですよ。年間で行けば200万円なんです。これはお2人となれば400万円なんです。それも全部単独費なんですよ。だから、せっかく県の事業として、佐賀県警の事業としてとりあえずあるんだから、一応市としてはそちらのほうからお1人でも何とか確保するという努力が私は必要じゃないのかなということで、私は部長のほうに先ほどから申し上げるところなんですよ。だから、そういうところをもう一回、次年度まで半年あるかと思います。これからこれが進むのであれば、多分ずっと続けられると思うんですよ。1年ぽっきりじゃないと思います。今年度の補正、26年度、それがずっとやられると思いますので、この佐賀県警察スクールサポーター運用というものもしっかり活用をすべきだと思うんですけれども、そのあたり含めて再度御答弁をいただきたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

県のスクールサポーターの配置事業の活用をすべきだということで受けとめておりますが、 県のサポート事業の配置校については、大体現状、通称荒れている、手がかかっている学校 に主に配置をしてあります。現状で、特に学校現場の安心・安全が保てないところにという ところですね。したがって、そういうところに配置をしてある現状です。ことしの状況、4 月からの状況を見ますとですね。そういうところからいけば、嬉野は議員の息子さんの話に あるように安定はしております。ただ、ゼロじゃないわけですね、先ほどから御報告をして いるように。したがって、一旦荒れ出すととことん荒れるというのもありますので、そうい った部分を先行的に予防的な措置として、そしてやっていきたいという気持ちもあります。

それから、東京練馬の事件、さらには福島の事件、そういう事件等が今起こりかねております。嬉野は特に高速道路も近いということもあって、いわゆるそういった声かけ事案等もございますし、痴漢行為もありますし、そういったことから子どもたちの学校での安心を守っていくためには、学校の先生ではどうしてもノウハウを持たない者もございますので、そういった点で今回試行的にお願いをしようというふうなことで話をしているところでございます。

2中学校の校長先生方にも、状況について、ちょっとコメントをもらいました。そういうことでしていただくということであれば、学校としては大変助かると。いわゆる安心を子どもたちに送ることができると。そして、本来、学校でするべき事項について、学校の先生方に十分していただくことができるようになるので、ぜひお願いをしたいというふうなことでコメントをいただいております。

以上、お答えにしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

次に、山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

私も同様な質問を出しておりますけど、今、御答弁をいただければ、もう同じことなんですけど、結論から申しますと、私はこのスクールサポーター制度の案に反対であります。

と申しますのも、やはり一番ひっかかるのは警察官OBという言葉ですよね。子どもたちと信頼関係を結ぶということが大切だということはもうもちろんおっしゃいましたけど、この制度を学校の現場から、先ほどからお話を伺っておりますと、そう荒れている状態ではないと。こういう制度を利用するまでは、現状ではそういう状況ではないと。私もそういう認識を持っておりますけど、この制度、学校の現場から、先生たちのほうから声が上がったんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

学校現場からの強い要請とかというのはまだあっておりません。先行して実施しております多くの県や各自治体の成果を見てみますと、好成果、いい成果ばかりで、デメリットやリスクはほとんどなく行われております。この事業が各自治体で行われていることを知り、またデメリットやリスクがないのであれば、教育委員会としては学校の治安維持、安全・安心の推進のため、できるだけ早く導入をさせていただきたいと、そういう考えでございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、デメリットは出ていないということですけど、今後、そういう事例も出てくるかもわかりませんよね。これはもう先のことですので、どうも言えませんけど、それはいいんですけど、やはり学校の中に警察官OB。あるところでは、大学の中に、キャンパスの中に交番を設置してあるというところもあるそうですけど、私も警察官OBと聞きまして、やはり抵抗が正直言ってあります。やはり先生たちもこれまで一生懸命子どもたちの生活指導に対しては取り組んでこられておりましたし、これからもやっていかれるのを、そちらのほうを主にされたら、私はここまでこういう制度を導入しなくても、これまでもやってきたわけでありますし、これからもやっていけるのではないかと確信しておりますけど、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

先ほどから申し上げておりますように、試行的にやってみたいということで申し上げてお

ります。できれば来年度から本格的に実施をしたいんですけれども、もしそういうことで不都合があれば、それは取りやめざるを得ないでしょうけれども、県警からいただいておりますアンケートでは、各学校からはもっとかかわっていただく時間を欲しいというようなアンケートも来ているわけです。むしろ子どもたちともっとたくさんかかわってほしいという要望があっているわけです。これはもう……(「先生たちがですか」と呼ぶ者あり)いや、先生もですけど、その警察官OBと子どもとの時間、かかわる時間がもっと欲しいというふうなアンケートがあっております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、警察OBの方ともっとかかわりを持ってもらいたいという話ですけど、やっぱり時間的に少ないですよね。授業とかなんとか、そういう学校の生活がありますから。だから、私は子どもたちと信頼関係を結ぶ時間というのが本当に少ないと思うんですよ。時間がとりづらいだろうなと思いますし、それは、やはりそれ以上に現場の先生方が子どもたちと信頼関係を今まで以上に高めていくのが先決ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

時間的にも非常に難しいのではないかという御指摘でした。それは、運用面での工夫でも大分改善をされてきております。事例で申し上げますと、例えば、朝の交通指導に、集中的に場所を決めて、危険な箇所に立っていただいて、その子たちに声かけ指導、また後に行っていただくとか、あるいは休み時間なども、先生たちはもう職員室、あるいは研究室のほうに戻りますけれども、そういった時間に生徒に直接かかわって声かけを行うとか、部活の帰りとか、あるいは勤務を振りかえて土日であるとか、あるいは中学校ではもう3年生あたりは部活が終わってしまって引退を――引退といいますか、部活が終わって、あともう放課後何もすることがないというふうな、そういう生徒たちが、ややもするとコンビニであるとか大型ショッピングセンターにぞろぞろと集まってしまうというふうなことがございますが、そういったときに、時間を決めてそういったところに立ち寄って生徒たちの状況をお店の人たちに聞いたりとか、そういった情報をもとにしてまた個別に対応していくとか、そういったことは教員では通常業務の中で到底できないところなんです。そういったき味からは、信頼を結ぶ時間が少ないのではないか、先生方だけで対応できるのではないかということの御指摘でしたけれども、今言ったような信頼関係を結ぶ工夫、あるいは先生ではどうしても

対応できない、そういった学校以外での対応も含めて、試行的に今後研究をして、よりよい ものにしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、副島孝裕議員。

〇10番(副島孝裕君)

それでは、ちょっと方向を変えて、私立幼稚園の件に関してお尋ねをしたいと思います。 この件に関しては、一応3点だけ通告を出しています。

補助金の明細及び増加数ですね。それから2番目に、少子化が急速に進む中、幼稚園への 就園が増加する要因と市内保育園の定数確保の関連はどうなっているのか。3点目に、園児 が目立って増加している幼稚園等が市内に存在するのか。それと、合同説明会のときに、一 部補助単価の引き上げがあったというような説明を受けましたが、この辺の内容について、 一応4つの項目をお願いします。

〇議長(太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

お答えをいたします。

補正をいたしましたけれども、年度で見れば人数はふえてはおりません。24年度の決算を 見ていただければわかりますけれども、決算の実績数が151人でございます。今回、補正で お願いしているのは142人です。ですから、その数でいけば9人減になっております。

当初予算での補助予定者数を110人としておりました。それは、やっぱり児童数の減少とか、保育園に流れる傾向とか、そういうものを考えて当初予算を少し人数を少なく見ていたということでございますので、御質問のように増加したということではなくて、当初予算からすれば増加したということでございます。

そして2点目は、少子化が進む中での定数確保ということでございますけど、保育園の定数に関しては私の所管ではないわけですけれども、私が前職としてわかる範囲で申し上げますと、全体的な流れとしての児童数は確かに減少をしているかと思います。しかし、少子化とともに核家族化も進行をしております。それで、若い世帯の所得というものも減少しているということでございまして、そういうことで共働きによる生活の維持が必要となって、保育に欠ける子がふえているということじゃないかと考えております。しかも、その保育に欠ける子の内容は低年齢化が進んでおります。そのため、保育園への入園は3歳未満児や乳児、1歳未満の子どもたちがふえているのではないかなと思っております。保育園への入園数は、子どもの数の減少ほどはあってはいないというふうに思います。定数は、今後もっと減ってくれば、それぞれの園、定数減をされるかと思いますが、私の所管である幼稚園は、その経

営の問題で、経営者が決められることでございますので、ちょっとよくお答えできないかな と思っております。

それで3点目の、目立って増加している幼稚園があるかということですけれども、塩田幼稚園だけがことしは昨年より7件増加をしております。また、市外の幼稚園からの申請が3件ふえております。ただ、予定しておりました1件は減っておりますので、それ以外の園はどこも少しずつ減少しているというのが実情です。現状です。

以上です。(「補助単価の引き上げ」と呼ぶ者あり)

補助単価の引き上げについては、ここでは少し説明をしにくいといいますか、後で資料で 提出させていただいてよろしいでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

大体この辺の事情についてはわかりました。ただ、一番疑問に思ったのが、これだけ少子 化が進む中で幼稚園の奨励金が増加する。今の部長の説明では、当初110人というところで、 24年度の決算が確かに151人ですか。これはもう、ただ、この補正に上げるときはまだ決算 は済んでいなかったんじゃないかなと思うとですけれども、そこで問題が、私が感じるのは、 当初の110人の立て方、これに積算根拠はどこにあるのか、この辺がちょっと誤っていたの じゃないかなというふうな感じがするとですけど、部長いかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長(江口常雄君)

私も4月から来まして、前担当に聞いてみたんですけれども、見込みが少し少なかったか もわからないということは言っておりました。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

最後になります。

資料に23年度の実績として1,489万円程度の金額が書いてあります。24年度の実績で1,552万9,100円ですから、金額にして60万円程度ですか、伸びています。それで、今年度当初が1,501万5,000円ですか。これに248万6,000円を足してくるとすれば、やはりこういった意味では、年度当初の110人というのはかなり積算が少な過ぎたのじゃないかなと思っております。というのは、もう既に9月議会が終了して、10月、11月になれば、もう早くも26年度の積算時期になるはずですから、やはりその辺を考慮していただきたい。

当然この数字を見て、最近の幼稚園が、ある程度部分的に非常に際立ったところが、特色のある幼稚園というのが出てきて、やはり市内の、今、既存の保育園というのはなかなかそういうのはやりにくいなと思いますが、幼稚園によって、やはりこれだけ少子化していく中で、定数確保のためにいろいろ特色のあるやり方をされると思います。そういったところがあるのではないかなというところで、3番目に質問を上げていたわけですが、塩田で7名増加をしているというのは何か要因がありますか。

それと、ずっと続けて聞いています、幼稚園自体が特色のあるやり方をやっておられるようなところがあればお聞きしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

申しわけありませんが、塩田幼稚園が7名ふえた理由というのは、そこまでちょっと調べておりません。

それで、特色あるというのは、私が直接はそれも知ったことはないんですけれども、嬉野幼稚園なんかが、ちょっと個人的な名称を挙げてあれなんですけれども、独自な取り組みをされているということはお伺いをしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

先ほどの教育部長、課長の説明で理解をいたしましたので、取り下げをいたしますが、あくまでも試行ということで理解をいたしました。半年間の試行ということですので、本格的にやるときには幅広い方からの意見を聞いていただいてやっていただきたいということだけお願いをしておきます。一部の方だけの意見でよかったということじゃなくて、よろしくお願いしておきます。

〇議長 (太田重喜君)

お諮りいたします。

議案質疑の途中でございますが、本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめ 1時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を1時間延長することに決定いたしま した。

それでは、議案質疑を続けます。

次に、30ページ、4項. 社会教育費、7目. 文化財費について、質疑の通告がありますの

で、発言を許可いたします。副島孝裕議員。

〇10番 (副島孝裕君)

議長の要請で、少し時間が追っているということでありましたので、ちょっと足早に行き たいと思います。

文化財費、11節の需用費に修繕料として一般文化財の大茶樹トイレの修繕料というところがあります。説明によれば、トイレのシロアリの被害があるということでありまして、ちょっとここで腑に落ちないのが、平成24年度には500万円の予算でトイレの大改修が行われています。これだけの改修のときにシロアリのそういう被害というのがわからなかったのかなというので、非常に疑問に思えるとですけど、その辺お尋ねします。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

お答えいたします。

平成24年度に行った大茶樹トイレの改修工事とは今回は関係ない部分の修繕になりますけれども、24年度は、成果説明書の271ページに記載しておりますけれども、30人槽のタンクの布設がえと水道設備及び便器の取りかえ、あと敷地の舗装工事と身障者用のスペースを設けております。今回は、トイレの建物の入り口から北側の囲い、それとそれに続く外側の外壁部分がシロアリで少し腐食をしております。これは、そのときには、今、教育長にお尋ねをしたんですけれども、聞いていなかったということでございますので、幾ら発生したかわかりませんけれども、今回、そのシロアリの駆除と柱部分の取りかえや竹製のカバーの取りかえをと考えて予算をお願いしております。

詳細については、業者と協議をしていきたいというふうに思います。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

これは、判明したのはいつごろのことですか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

文化財の担当も、しょっちゅう大茶樹のトイレには行きませんので、その管理をお願いしているところからの連絡で今年度になってわかったということであると思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

じゃ、その管理をお願いしているところはどこですか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

年間の委託料で皿屋谷地区にお願いをしてあります。それで、一応ここに報告書もありますけれども、定期的に見ていただいているということでございます。 (「以上です」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)委託料についてはよかですか。(「ずっとよかですか」と呼ぶ者あり)副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

すみません、じゃ、委託料に行きます。

設計監理業務で街なみ環境整備事業の中で、その委託料というのが追加で108万5,000円というのがあります。この件について、中身についてちょっと説明をいただきたいということと、上福ため池の設計委託料だと思いますが、説明によれば、深さとか、高さとか、実際の調査がしていなかったと。それで、秋の収穫後に一応空になして精査をしたいというふうな説明もあります。それで、当初の設計委託料というのがありますが、それとの関連ですね。それで、今回の補正に対して、ほかにもそういう設計委託料が入っているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

今おっしゃられたように、25年度の当初予算で217万4,000円の委託料がございます。それは、上福防災池設計業務の予算でございますけれども、それは石積みそのものの測量調査と設計図の費用ということでございます。今回、追加してお願いしておりますのは、ため池の敷地の境界でありますとか、ため池の容積ですね、そういうものをはかるということで、そういう部分も必要だということで、当初の見積もりの中にそういう業務が入っていなかったので、追加させていただきたいということでございます。

ほかに委託料があるかということですけれども、これは御蔵馬場線の道路美装設計委託料として17万1,000円を追加してお願いしております。この箇所の工事そのものも、見積もりについてはある程度詳細なものを提出してもらっておりますけれども、書類としての設計書が必要ということで計上をいたしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

財源についてですけれども、これは2分の1というのが街環ではずっと補助があります。 これは、社会資本整備総合交付金と理解していいわけですか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

今回、事業計画書をつけておりますけれども、そのように、その中での事業でございますので、この補助が受けられる範囲内でのすみ分けというか組分けですかね、をしているということでございます。何ページかな。(「2分の1の国庫補助というのは、社会資本整備総合交付金なわけでしょう」と呼ぶ者あり)これは、街なみ環境整備事業としての補助事業になります。(発言する者あり)

〇議長(太田重喜君)

何か追加説明ありますか。

暫時休憩いたします。

午後4時26分 休憩午後4時26分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

すみません、私がかわってお答えをいたします。

社会資本整備事業の県のほうの事業へのぶら下がりの補助、交付金事業というふうなことでございます。建築関係のほうのぶら下がりでございます。

以上です。(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

いいですか。副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

それでは、同じ委託料の新幹線駅舎周辺の埋蔵文化財の調査についてですけど、これはも う簡単に調査の進捗状況をお尋ねします。そして、多分今はもう収穫時期ですから、その収 穫が終わってからまたこれは調査があるのか、その辺、ちょっとあわせてお願いします。

〇議長(太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

現在の進捗状況は50%程度ということでございます。

5月に遺跡の1~クタール部分を確認調査いたしましたけれども、耕地整理があっておりまして、大半が削って平らになっているということになってございます。一部中世の遺構も確認されたということでございますけれども、残さなければいけないという程度ではないというふうに聞いております。あとは稲刈り後に残り20カ所ほどの確認調査をするということでございます。

あと、3月が最終的な委託の期間になりますので、その後に報告を受けて判断をするということでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

最後、これは49万円の減額ですけれども、当初入札減だということで、もう既に入札をされて事業は3月で完了するということで理解していいわけですか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

今、議員おっしゃったとおりでございます。

〇議長 (太田重喜君)

もう3回したけん、次んとこから。(「いや、次です。19節」と呼ぶ者あり)副島議員。

〇10番(副島孝裕君)

では、文化財費の最後の19節、伝建地区の保存対策事業について、これは当初1,717万1,000 円ということで、今回補正で103万7,000円というのが上がっております。合同説明会のとき は対策事業の中身がちょっと変更があったと、修景事業が修理事業に変わったということで すけれども、この辺の説明をお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

おっしゃったように、当初の計画では石垣2カ所、家屋2軒を計画しておりました。ところが家屋1軒がことしの1月になって辞退をされたということでございます。あと、県や国に相談をして次点として待っておられた方の要望が採用していいということでございましたので、その要望されたものが保存物件でありましたので、辞退された方の分は補助率が6割でしたけれども、その方については8割にアップしております。全体の費用額は85万円ほど、

費用額とは全体の経費の額ですね、減少しておりますけれども、補助率がアップしたため補助金を103万7,000円計上をお願いするということでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

副島議員。

〇10番 (副島孝裕君)

それでは、件数としては4件変わりはないということで理解していいですね。 それで、これは途中でこういう変更があった場合、これは年度内に完成できますか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

その予定で進めております。事業が変更になったことについても、先ほど申し上げました ように国、県、承認をいただいておりますので、なるべく速やかに事業をしたいというふう に思っております。 (「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

次に、4項. 社会教育費、10目. 社会文化会館費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、西村信夫議員。

〇15番 (西村信夫君)

社会文化会館の建設事業ということで360万円計上されております。

説明においては、既存の構造物の撤去に1,300万円かかったということで、それが25年度では竣工できないということで、26年度に960万円に先送りというようなことで説明を受けましたけれども、既存の構造物撤去ということについては、具体的にどのようなものなのか、まずその説明からいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(田中秀則君)

お答え申し上げます。

さきの総務企画常任委員会の折に資料の提出を求められておりましたので、その後、議員の皆様にお配りしていただいているというふうに思いますけれども、まず地中障害物の撤去工事につきましては、旧塩田側の護岸ブロック等が残っていたために撤去を行ったというところでございます。その分について170万円、それから土どめ工事ですね、これについて240万円、それから地盤改良工、これについて890万円ということで、合計1,300万円ということになります。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

西村議員。

〇15番(西村信夫君)

説明を受けましたけれども、この期間、構造物の撤去する期間はどのくらいかかるのか、 それに伴って社会文化会館の進捗状況がどういうふうな影響になっていくのか、まずお尋ね したいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(田中秀則君)

お答え申し上げます。

この護岸の撤去について、またそのほかの工事については、これが出たために進捗がおくれるということになりますので、これについては調整、協議の上に現既決予算の中でお願いをして、そして進捗がおくれないようにということでございますけれども、それが出た関係で進捗率についてはおくれております。

これについては、最終的には継続費の補正ということで、2カ月ぐらいはおくれるという ことで見込まれております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

西村議員。

〇15番(西村信夫君)

進捗率は現在どのくらい、何%ぐらいいっとるのか、全体的増として二、三カ月おくれる んじゃないかと言われますけれども、25年度内に完成をするという運びになるのか、26年度 になっていくのか、そこのあたりを具体的に説明までいただきたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(田中秀則君)

お答え申し上げます。

これにつきましては、8月末までの進捗率については約14.1%ということになっております。当初、予定としては8月末までには約50.9%という進捗を予定しておりましたけれども、現段階ではおくれている状況です。

今後につきましては、工期内で完成するよう調整を行っておりますけれども、厳しい面が ございますので、今後、再度工程の見直しを行いたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、山口要議員。

〇17番(山口 要君)

まことに恥ずかしい質問を出しているわけなんですけれども、感想みたいで申しわけない ということをおわび申し上げながらお尋ねしますけれども、オープニングセレモニーの今現 在、進捗状況といいますか、どの程度のところをお考えになっておられるのかということだ けをお尋ねしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(田中秀則君)

お答えを申し上げます。

現在、時期も先ほど申し上げましたように、時期が少しおくれるということで、それを含め検討をしている状況でございます。

オープニングの企画につきましては、文化、スポーツ、両面から考えております。スポーツについては、オープニングにふさわしい記念大会の開催とか、文化については伝承芸能フェスティバル、それから講演会等も考えております。

それから、一般質問の中でありましたNHKののど自慢大会の公開番組ということの開催についても、答弁がございましたように開館してから1周年記念と、そういうふうな形でのお願いをするということで計画をしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

オープニングがおくれるとは言っても、さほどおくれることではないわけなんですので、もうある意味では半年くらいの期間しかないということの中で、もうある程度詰めていかなきゃならないんじゃないかなという気がするわけなんですね。あとは企画のほうにもうお任せいたしますけれども、少しスピーディーな形で頑張っていただきたいということを要望すると同時に、今あちこちでいろんなコンサート、あるいはほかの行事、イベント等も含めて宝くじ助成金というものを使いながらやっておられるそれぞれの自治体があるわけなんですね。だから、宝くじ助成を有効に使いながら、そのイベント、オープニングイベントというものに活用されたらいかがかなということで御提案だけ申し上げておきます。

近辺の市町村でも鹿島、あるいは佐賀等においても宝くじ助成金を有効に使いながら、その補助を受けながらやっておられますので、それだけ要望して終わります。答弁は結構です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、31ページ、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、辻浩一議員。

〇1番(辻 浩一君)

19節の負担金、補助及び交付金についてですけれども、これは、いわゆる体協の職員の給与だというふうに思いますけれども、今回、法人化になっておりますけれども、簡単にお尋ねいたしますけど、まず法人化として、なぜ給与を高くしなければならないかという理由をお尋ね申し上げます。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えをいたします。

これについては、まず経緯から説明したいと思いますけれども、県内の10市において法人化されているのが半数以上でありまして、近隣の市においても早い段階での法人化をされております。そのようなところを踏まえまして、市長の意向としても、いわゆる独立した、主体性を持った団体として活動をしてほしいという、そういうふうなことによっての活性化をしてもらいたいという意向もありまして、理事会等においても市長も出席をしてお願いをしておりますけれども、そういうふうなことで体協内部で検討をされまして、今回の法人化となっております。

今回の人件費については、半年分ということで計上いたしておりますけれども、これについては、法人化になられたという、いわゆる会社という一つの考え方ですけれども、そういうふうな団体からいただいたということで、そういうふうなことも尊重をいたし、また、こちらのほうの内部もその上司とも協議をして、妥当であるというふうな判断のもと、この金額により今回補正予算として計上をしているところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

辻議員。

〇1番(辻 浩一君)

まさに、午前中、地域づくり・結婚支援課長言われたと思うんですけれども、委託管理とか、そういった民間に移譲するということは、経営の効率化、経費の削減というふうなことを言われたわけなんですよ。ということは、法人化して給与が上がるというと、また何か逆行しているような気がするんですけれども、本来であれば、民間にしたことによって事業を行いやすくなっているので、事業をして収入を得て上げるというのはわかるんですけれども、最初から設定をしておくと、毎年年数を重ねれば必ず給料が上がるというような体系になっ

ていると思うんですけれども、そこら辺をちょっとお尋ね申し上げたいと思いますけど。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えをいたします。

給与規則については、いわゆる法人化に伴って制定をされておりますけれども、あとの定昇といいますか、そういうふうなことについては毎年上げられるのかどうか、ちょっと体協さんのほうでの判断になるかと思うんですけれども、午前中の質疑の中でも言いましたけれども、基本的には効率化といいますか、経費の削減等はしていく必要は確かにあると思います。ただ今回、今までで給与については、いわゆる現職員の2人分の補正という形の計上ですけれども、今までが定額による給与ですね、それと、いわゆる社会保険料だけの給与という形になっていますので、今回、賞与とかの手当関係ですね、それと社会保険料、それと退職引当等も含めて積算を給与規則の中で設定をされておりますので、前例換算含めて、それによっての今回のこの計上額となっておりますので、それはそれとして、いろんな事業をする中で経費の削減等も必要になってくるかと思うんですけれども、今回は先ほど答弁いたしましたように、一つの会社としての体協さんのほうで判断をされた金額ということで、こちらも妥当というようなことで計上いたしておるところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

辻議員。

○ 1番(辻 浩一君)

今回は職員給与に準ずるというふうなことだというふうに思います。昔だったら民間のほうが給与が高かったと思うんですよ。それで、職員給与に準ずるということでは納得できると思うんですけれども、しかし、今の時代は逆転していると思うんですよね。今、こういった給与を民間でもらっている人はまずないと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えになっているのかということをまず、最後ですけど、お尋ね申し上げます。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

ちょっと暫時休憩をお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後4時44分 休憩午後4時45分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えいたします。

市外の近隣の市等も参考にさせてもらっています。(「聞き取りにくいですよ」と呼ぶ者あり)近隣の市の状況等も参考にさせてもらっていますけれども、その辺については、ちょっと比較がはるかに高い状況ということになっておりますので、市内の社協さんを参考にさせていただき給与をつくったということで聞いておりますので、職員給与をということよりも、その7割程度といいますか、そういうふうな状況でなっているかと思います。それに前例換算等も加味した給与体系による今回の計上額ということで聞いております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

次に、山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

私の質問も今、辻議員と同様ですので、もう質問はいたしませんけど、やはり先ほど他の 市町村と比較したときに法人の体育協会を同じような給与体系、同じレベルにしたいという 考えですよね。それで、今回こういうふうに給与が少ないからもう少し上げたいということ じゃないんですかね。

〇議長 (太田重喜君)

地域づくり・結婚支援課長。

〇地域づくり・結婚支援課長(山口久義君)

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、他市を参考にすれば高くなるという状況もありましたので、先ほど申したように市内の団体さんを参考にいたして今回の補正額も決めたということですね。 ということですから、今後もほかの市さんとかいうように近づけるとか、そういうふうな部分じゃありませんので。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

すみません。多分、社協さんとかそういう市内、そういう団体ですよね。を同じようなレベルじゃないんですかね。そこはどうですか。給与体系。(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後4時47分 休憩午後4時47分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。(「いいです」と呼ぶ者あり) もうよかですか。(「よかです」と呼ぶ者あり) 次に、田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

言いたいことは一緒なんですが、体協が法人化になって給与規則をつくって、その給与規則が市役所職員の給与に準ずるということですよね。そうでしょう、規則がそがんなっとでしょう。それは他の団体をもとにそういうふうにしたっていうことなわけですよね。今までより、でもそれが上がるということですよね。

今回、この指定管理者をやられるわけですよね。やられるというか、指定管理者という、今一つ出ていますよね、ほかの案件でですよ。これは私の考えなんですが、いわゆるみゆき 公園の指定管理者をどこがやるかというふうになったときに、体協さんとか、あるいはほかの一般公募をするわけですから、ほかの団体さんも当然あるとは思いますよ。もし指定管理者のそういう選考会を開いて、一般公募をした場合に。それで今回体協さんが法人になられたということで、当然応募の資格もあられるわけですよね。そうなったときに、考え方として、ここで規約をつくってほかの一般のところ並みに給与をしてというふうにすると、何か要するに指定管理者の一つの基準になる市が運営をしていたときの、いわゆる委託料というのを上げるための今回の改定みたいな感じに捉えざるを得ないんですよ。わかりますよ、だけど、いわゆる指定管理者の選定をするときに、じゃ委託料を幾らにするかという、その給与等を考えたときに、そこら辺の何というかな、考え方になってしまうわけです、我々。だから、要するに経費を削減して民間の方のノウハウをと先ほど申しましたけど、そういう感じからいくと、どうも手法的に納得がいかないような気がしてならないんですけど、その点いかがですか。担当課、あるいは副市長あたり。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長(中島庸二君)

確かに今おっしゃっているような面は、この補正予算の内容には、確かにそういう形で見えると思います。ただ、ちょっと視点を変えれば、今までは体育協会に種目団体を全て任せていて、果たしてそれでよかったのかという形ですよね。ただ単なる種目団体の集合体でありました。だから、ほとんど受け渡しだけやっていたものですから、実際の体協の基盤としては何もなかったわけです。はっきり言いますと。そういう形で中核をつくって法人化をし

て、体育の振興に何とか貢献していただきたいという形で、ぜひ法人化をしてくださいとい うのが市長の意向でございます。

そういう形であれば、どういう給与体系をつくるかという問題がありまして、登記もしなくちゃいけないということでしたので、この制度をつくっていただきました。それが結果的に今のような形で上がっているというような格好になると思います。ただ、これはうちだけではございませんので、どこでもそういう形で体育の振興に当たっては特に大きな市、また中堅の市もそういう形で動いておられます。だから、これをいかに県体でも種目団体の活躍を上げなきゃいけないし、また会長あたりもそのことを常に言っておられますので、ぜひそういう形でやっていただきたいということが主眼でございますので、この金額だけを捉えれば確かにそういうこともあります。ただ、指定管理者の資格をとっていただきましたので、それで応募をしていただければ結構だと思います。そういう形で、これが嬉野市の活性化になれば非常にいいなということは思っています。

ただ、今回いろいろ御意見をいただいておりますけど、これが給与の体系として適切か、 適切じゃないかというのは、それはいろいろ御議論があると思いますけれども、その辺、ま た今回の補正がこの時期でよかったのかという形もあります。それは、こちらも全然思わな いわけではないですし、また議員さんたちの御意見も拝聴したいと思いますけど、一応うち としては体協の思いを受けて、こういう形で予算を計上させていただいた経緯でございます。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

田中政司議員。

〇11番(田中政司君)

要するに体協が夏に法人化になって、給与体系ということができたというのと、いわゆる 指定管理者が今回出てきたというので、どうもそこら辺の我々にとってみればというところ があるわけです。あくまでもこれは別だとはわかるんですよ。その意味ではわかるんですが、 どうもそこら辺の意図的なところ、意図的といったらちょっと言い方がおかしいかもわかり ませんが、そういうふうなところがあって、今回のこの給与改定というのには非常に何か疑 問を感じるところがあるわけですよ。ですから、ということだけを申し述べておきます。ど うも納得いかないというところが私としてはあります。

以上です。いいです。

〇議長 (太田重喜君)

答弁よか。(「はい」と呼ぶ者あり)いいですね。 次に、園田浩之議員。

〇9番(園田浩之君)

お三方の質問と全く同じ内容なんですけれども、まさに今、田中政司議員が言われたんで

すが、納得できないとですよね。片や民間のノウハウを使っていただいてコストダウンというか、経費削減に努めてもらうと言いながら、コストアップというこの予算の計上というのは全く理解できないし、このままでは私はもうちょっとこの補正予算は私個人的には通せないというところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

答弁は。(「答弁できますか」と呼ぶ者あり)答弁要らんですか。(「答弁誰かできる方、 お願いします」と呼ぶ者あり)市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今回の、いわゆる法人化につきましては、先ほど副市長が申し上げたとおりでございまして、いわゆる趣味の団体であった体育協会が法人化をすることによって、いわゆる指導、研修、そしてそれぞれのスポーツのレベルアップということに自主性を持って努力していただく組織になるというふうに期待しておるところでございます。

そういうことで、今いろんな話がありますけれども、近隣の市町を参考にいたしまして組織化を検討していただきました。そういう中で、近隣の市町の人件費は非常に高うございます。そういうことで、そのまま導入するのについては、私どもは非常に厳しいということも考えておりましたけれども、体協のほうでも現在お二人いらっしゃるわけでございますけど、今までは決まった賃金で働いていただいておる状況でございましたので、法人化ということになりますと正式な職員になられるわけでございまして、そういう点で今まで以上に勤務の中身も変わってくるというふうなことでございますので、適切な給与をというふうに考えられました。そういう中で、私どもとしては、ほかの市と同様には非常に高くは出せないということは考えておりましたし、また体協もそのようなことでございました。

そういうことで、一つの参考として私どもの公務員の給料には7割ぐらいだと思いますけど、社協の給与を一応参考にして、大体のところを出されたというふうに思っております。

当然、常雇いということになられますので、いわゆる先ほど担当課長申し上げましたように、人件費その他かかってくるわけでございますので、そういう雇用の体系はしっかりやっぱりつくっていただくべきだというふうに思っております。

今、園田議員おっしゃったようなことでございますけれども、私どもといたしましては、いわゆる将来的には体協さんとかいろんなところにいろんなお仕事をお願いしていくわけでございまして、現在、私どもの職員が担当しておりますけれども、そういうものをずっと移していくということによって、嬉野市が目指しておりますスリムな行政ということについての道筋ができてきたというふうに私は考えておるところでございまして、非常に経費が上がっておるじゃないかという御意見でございますけど、経費としては、私どものほうとしては

相当下がっていくというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

園田議員。

〇9番(園田浩之君)

市長のおっしゃるのは、ごもっともなようですけれども、今回、ずっと補正予算に関して 見させていただいて、この体育協会へのこれは一般財源ですよね、それから、いわゆる補助 金ですか、出されることの体育協会に対する思いというんですか、後ろ盾というか。それと、 もう一般質問的なことになりますけど、人に優しいまちづくり、これはずっと補助金も尻す ぼみで、皆さん頑張っていらっしゃるんですけど、ことし限りじゃないかなと思えるほどの 進みぐあいなんですが、何かバランスがとれてない執行の仕方としか私には見えないんです よね。

くどいですが、この補正のつけ方にはちょっと理解できないというところでございます。 もう答弁は要りません。

〇議長 (太田重喜君)

次に、山口要議員。

〇17番(山口 要君)

大体説明を聞いて理解はしていませんけれども、わかったつもりでおりますけれども、この体育協会の法人化に対しての呼びかけ、流れというのもがいつごろから出てきたのか。そして、公園の指定管理者にする動きがいつごろから出てきたのか。非常にうがった見方を私いたしますけれども、余りにも今回の議案として、その人件費と指定管理者の分が出ていることについて、何となく理解しがたい部分があるんですよね。これが体協が指定管理者になるかどうかは別としまして、ある意味では今回その分が可決したとするならば、それが指定管理者料にそのままはね返ってくるというふうなことも考えられるんですよね。

まず、2つの流れがどのような形で今日まで来たのかということだけを御説明いただきた いと思いますけれども。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほど副市長が申し上げましたとおり、今回、指定管理の条例と体協の組織の費用が同じときに出たもので、そういうふうなこともあろうかと思いますけれども、体協の法人化についてお話をいたしますと、もう数年前から法人化についてはお願いしたいということで、うちの職員も法人化に対する情報収集等をずっと行ってきたところでございまして、先ほど申

し上げましたように、各地域の法人の状況とか、そういうものをちょっとお願いしてまいりまして、それでことしになりましてから大体条件等も知識として得ることができたということで、体協のほうにお話をして、そして法人化をされたらどうですかということでお勧めをしていったという経緯でございます。

以上でございます。(「指定管理者は」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

副市長。

〇副市長 (中島庸二君)

お答えいたします。

指定管理は、確かに午前中も申し上げましたけど、施設管理をある程度一元化したり見直 しをしなくちゃいけないということもありましたので、議員の皆様方からも再三指摘は受け ておりました。そういう形で何とか動かそうかということでございます。

ただ、今おっしゃったように、何か不明朗だということでございますけれども、確かに指定管理はことしじゅうに出さないと、来年社会文化体育館が出てきますので、それに合わせて何とか早目にやっていこうということはありました。ただ、今回、法人に体協がなられたのは、たまたま一緒になっただけということで私は考えております。

そういう形で、ぜひ受けていただくような法人になっていただければいいなということは 希望も数年前から持っておりましたけれども、実際、県とか鹿島市、武雄市もそういう形で 動いておりますので、私としては、たまたまこの時期が一緒になって、こういう補正でお願 いをしたということになっただけじゃないかということで、特段意図してそこまで来たんで はないと思います。

実際、ことしみゆき公園あたりを出せば、それなりのどこかがされて、また来年ほかの体育施設をやれればよかし、1年は社会文化会館も――先の話ですけれども、一、二年は市で管理しながら、できればそういう早目にやりたいということで、そういう流れは自然にできてきたかと思っております。

答弁長くなりましたけど、一応そういう考えでございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

今、副市長の答弁の中で、来年度、社会体育館ができるからどうのこうの、指定管理者ということをおっしゃいましたよね。その後の後段の部分では、当然、指定管理者、社会体育館については一、二年については市で運営をしながら、その後についてというふうな答弁されました。

揚げ足取るようで非常に申しわけないんですけれども、じゃ、そこら辺の来年、社会体育

館ができるから現在指定管理者がどうのこうのっていうことは当てはまらないんじゃないですか。今、答弁される分には、どうも私はそこら辺はおかしいというふうな気がするんですけれども、もう1つ何回も申しますように、やっぱりこの時期にそこら辺の2つの議案が出てきたということについて、やっぱり納得がいかないんですよね。ですから、例えば報酬の面でももう少し考え直されて、少し時期をずらして出されるとかいう方法もあったのではないかなという気がしてなりませんけれども、再度お答えをいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長 (中島庸二君)

私が推測でちょっと先ほど申し上げましたけど、当初の予定では社会文化体育館は25年度に完成する予定でございました。ただ、来年途中にできたのを、果たして指定管理にできるかなという感じは持っています。だから、1年か2年ぐらいはあるんじゃなかろうかということで、これはもう私の私見です。そういう形で動かなくてはいけないだろうということでございます。

ただ、もう当初から皆さんと同じでしょうけど、できた暁には、やっぱり市でいつまでも 市有で動かすべきじゃないということは(「それはわかりますよ」と呼ぶ者あり)思ってい ます。

それと、今おっしゃったように、確かにこの法人化の話で今回補正をお願いした件は、確かにどのようにして出せばいいのかなということでございましたけど、会社設立ということで法人化になりましたので、なったところでやっぱり出すべきだろうということで申請がありましたので、それを審査して、一応計上をさせていただきました。

ただ、この指定管理は確かにそういう捉え方をされるかわかりません。ただ、それもしかしこういう形で出ましたので、やむを得ないと思いますけれども、実際これを指定管理を来年からやるには、やっぱり今の時期しかございませんので、特に11月ぐらいまで管理をして12月にまた認定をお願いしたいということでございますので、たまたま一緒になった――これが果たして6月に法人化がなっていたときに、そういう形で予算を上げてよかったのかどうかというのは、ちょっと私も非常に迷うところでございますけど、一応確定した時点でお願いをすべきだろうと思いますし、また皆さん本当に思われるならば、次年度からスタートすべきだという意見も、それは当然うちのほうでもありました。

ただ、やっぱり申請をされれば、それができない、できるという判断をどこですべきかというのは非常に迷いましたけれども、今回お願いしたようでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口要議員。

〇17番(山口 要君)

前段といいますか、指定管理者の分の前の質問の分に戻りますけれども、そこの条項をずっと見ているときに、やっぱりどうしてもそこの条項の中のある部分のところにひっかかる部分があるんですよね。だから、そこら辺も含めてやっぱり報酬をもう少しスライドさせて出すとかいうことが考えられないかということだけをもう一度お尋ねをしておきます。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長 (中島庸二君)

一応、私のほうはそういう判断で執行部としては今回出させていただきましたけど、いろ いろな方法があるとは思います。

ただ、もう1つちょっと答弁のほうでおくれましたけれども、実は指定管理を出すのは給食センターと同じ問題がございまして、ことしで基本的に3年嘱託の方が全部かわられます。 そういう形で、ぜひ次年度からできるものはやろうということが一つは年度当初からございました。そういうこともあわせて一応お答えしておきます。よろしくお願いします。

〇議長(太田重喜君)

次に、5項.保健体育費、5目.学校給食費について質疑の通告があっておりますので、 順次発言を許可いたします。

初めに、平野昭義議員。

〇16番 (平野昭義君)

私は通告書に2点ほど書いておりましたけど、この予算書の中では嘱託員17名の報酬と共済費、合わせて1,096万4,000円を投入するようになっておりますけど、まずこの切りかえの対応ですね、両給食センターの切りかえの対応について説明でちょっとだけ聞きましたけど、もう少し詳しくお願いします。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

お答えいたします。

現在、両学校給食センターで雇用をしております嘱託職員の全員、正確に言いますと1人は9月に雇いましたので、1人だけ除いてほか全員ですけれども、平成26年3月末で雇用期間が切れて、全員を入れかえることになります。ですから、来年4月から全員を雇用していては給食の調理業務が全く機能しなくなりますので、引き継ぎのためにその半数程度をことしの12月から来年3月までの4カ月間、先行して雇用するものです。その間に調理業務の各部門のノウハウを習得してもらい、来年4月からまた雇用する方に伝達しながら、一緒に調理業務を行っていただくという計画でおります。

ですから、4カ月間は給食センターの人員が今回要求している人員分多くなりますけれど も、調理作業の工程ごとに部屋も分かれておりますので、対応はできると思っております。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野昭義議員。

○16番(平野昭義君)

去年、これはまた統合問題ですから、これとはちょっと違いますけど、非常に問題がありまして、給食ということについて、どのように考えておられるのかと。今聞きましたところは、いわゆる4カ月間、調理の勉強をして引き継いでもらおうと、その間、重なった給料が入ると、そういうふうなことを言われましたけど、私はこのことについて、去年もいろいろありましたから、佐賀県いっぱい言ったらなんですから、重立ったところは鳥栖、武雄を調べてみました。

まず、武雄も鳥栖も大体今のところまだ自校方式といって、センター方式は本当は食の合 理化ですよ。ですから、本当言うぎ自校方式が一番子どものためにはなるわけ。極端に言え ば、御存じですけど、自分のうちの朝御飯を自分のうちで食ぶっと、しかし、ある班でこう やってこうやって炊いて食えば、それだけの時間がやっぱり温度も下がるし、いろいろな本 当の食味があるなということで、本当は自校方式です。しかし、こういうふうに給食センタ ーをしておりますから、それは今言いませんですけど、この嘱託職員は期限が切れると、こ れは条例でそうなっておると思いますけど、私はこの問題については去年からも不満を持っ ておりますけれども、この嘱託職員が他の嘱託職員はいずれにしても、この給食嘱託員だけ はこの条例を廃止して、やっぱりある程度せにゃいかんと。鳥栖を聞いてみたら、鳥栖は嘱 託職員ですけど、本人が希望すればとどまっていいと、そういうふうに私に給食センターの ほうから言われました。ここはすぱって切ってしまって、血も涙もないと、自分たちは40年 勤めても、幾ら何でも給食嘱託職員でも、もう少しそういうふうな温情があってほしいと。 少なくとも3年を5年にするとか、あるいは6年にするとか、あるいは本人の希望にすると か、そういうふうな点について教育長、食の安全・安心をいつも言われますけど、4カ月で なるほど幾らか勉強できましょうけど、こういうふうにやる仕組みについて本当にこれがい いと思っておりますか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、嘱託職員は市の条例で、いわゆる3年までというふ うに規定がありますので、それに準じて給食センターの調理員さんたちもお願いしている部 分でございますので、いわゆる教育部局だけそういうふうにしてもらえば非常に安心・安全 の分も助かる部分もありますけれども、ただ、一律に組まれている部分でございますので、 それに従って言っているわけでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

○16番(平野昭義君)

確かに、事務的にはこれでも結構と思いますけど、そこに働く人々はもう本当に熱心で、 私も何年も給食のほうにお世話になりましたけど、自分の家庭よりもそちらが大事かと、朝 は勤務時間を早めてでも来られる人もおるわけ。それで非常に愛着というですか、そういう ふうなことも含めて、ただお金じゃなくして、給食に対する愛情ですね、これがやっぱり子 どもに伝わっていくけんが、私としてはこの1,096万4,000円ですか、これは撤回してもらい たかと思うわけですよ。そうじゃなからんぎ、もう少し、もっと給食に携わる人とか、ある いは保護者とかの意見をもう少し聞いて、嘱託員のあり方についてもう少し考えを見直して もらいたいと思いますけど、これは市長いかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今回の給食の問題につきましては、もう以前からお話しておりますように、安全・安心の 給食をどのような形で提供をしていくのかということに一番頭の中に入れて取り組みをした わけでございまして、そういう点で前もって研修をしていただくというふうなことで、子ど もたちに一番最適な、いわゆる給食を提供していくということで予算を組ませていただいて いるということでございます。

以上でございます。(「最後です」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

3回しんさったでしょう。(「3回したかね」「もう3回した」と呼ぶ者あり)3回しん さったです。(「そいぎ、もうちょこっとよかですか」「だめさ」と呼ぶ者あり)

次に、神近勝彦議員。

〇13番(神近勝彦君)

嘱託職員が3年というのは、もう私も十分理解をするんですよね。先ほどから安心・安全というふうなことを市長も、また教育長あたりも言っていらっしゃるかと思うんですけれども、これは嘱託職員、1年契約ですよね。1年契約で3年までの連続雇用ができるというふうになっているんですよ。何で去年この中の嬉野で15名、塩田で14名の今嘱託職員がいらっしゃるんですが、このうちの何で3分の1ずつぐらいでも、やっぱり新たな人にかえていな

かったのかというのが多分今回の大きな問題じゃないのかと思うわけですね。

昨年、1年前に結局1年間の3分の1だけでもずらしておけば、結局来年の3月31日で切りかえたときには3分の2の方は新しい方であろうけれども、3分の1はその1年間現場で学んだ方が絶対残るというふうな形になってくるんですよね。なぜそういうことを昨年とられなかったのかというのが、ここの一番の問題だと思うんですよ。その点について、いかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後5時17分 休憩午後5時17分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

お答えをしたいと思いますけれども、前の議会で提案をしました嬉野の給食センターの一本化の話をしておりました。

その当時に、要するに業務委託をして、嘱託職員を廃止して、業務委託をして一本化にやろうということでございましたけれども、いろいろな部面があって、嘱託職員のほうでいくということで議会のほうでも御意見が出てきて、嘱託職員のほうでいくようになったわけでございますので、ことし1年かけて2館残す方法での部分で考えていこうというふうなことで、要するに来年3月の時点でみんなおやめになる部分がありましたので、そういうところからいくと、さかのぼっていきますと、最後の、いわゆる嘱託員の3年目の方に幾らかおりてもらおうかという話も内々したところであります。しかし、調理員の方もそういったことで最後の1年をおりるという方はなかなかいらっしゃらないというところもあって、したがって、いわゆる採用時は一年一年の更新の3年間というふうなことで来ておった経緯もございまして、ことしにこの時期がずれ込んだというところでございます。

したがって、いわゆる4カ月というのは、12月の冬休み、春休み等が入りますので、そういう点で四月にまたがってというふうなことで、今回お願いしているところでございますので、要はそこら辺のこれまでの流れの中から、この時期になったというところでございます。以上、お答えにしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

今、教育長が言われた分については、あくまでも第2次行革の計画の中で上げられたわけ

ですよね。議会のほうには、給食センターの統合というお話しは一切なかったと思います。 あくまでも第2次行革を見て、それで一本化したいというふうな思惑があられたということ で一般質問を何名かの方、五、六名の方がやられたという経緯であって、一切私ども議会の ほうには給食の統合問題は出ていなかったと私は認識しているんですよ。

だから、今、教育長が言われたのは、あくまでも将来的には26年か27年かわかりませんけれども、そちらサイドではそう思っていらっしゃったというだけの話だと思うんですよね。 だから、議会が何もするなとか何とかというふうに、ここで議決を決めたわけではないということだけははっきりさせたいと思います。

そういう中で、結局昨年だったと思うんですよ、この給食の第2次行革の給食センター問題がなったのは。だから、そのときにことしの3月31日の段階で3分の1の方だけは新たにしとけば、こういうふうな結局大きな人件費を払うようなことも、もう少し避けられたのではなかったのかなと思うんですよ。だから、そのあたりの認識が私は一つとしてあったのではないかなと思います。

もう1点が、安心・安全をやるにしても、今働いている方にちょっとお尋ねをしました。全ての方に聞いたわけじゃないんですが、その方に聞いたところ、現在の給食センターのあのエリアの中で、限られた時間の中で給食をつくっていっている中に、結局これだけ約10名ですか、嬉野給食センターでは。10名の新人が入ってきて、調理を学ばせようと思っても多分4カ月でもなかなか厳しいのではないかなというふうな御意見もお聞きしました。そういう方々が4カ月間学ばれた後、また5名、約3分の1の方が今度は全く知らない状態で入ってこられる、本当に安心・安全な給食ができるのかなとやっぱり危惧するんですよ。多分、教育長、部長あたりは10名と7名を4カ月間研修させれば、何とかいいんじゃないかなというお気持ちで今度は予算計上なされたかと思うんですけれども、やはり実際調理をされている女性の方に聞いたら、やはり難しいと。今の段階でも栄養士さんと結局野菜の切り方に関して、煮込みの時間とか温度とかなんとかをしたときに、短冊切りじゃ多分煮えてしまってなくなりますよ、これはやっぱり角切りがいいですねとかというお話を栄養士さんとして、調理をやっている最中に変えているというふうなお話も聞いております。あくまでもベテランの方がそういうふうにおっしゃっているかと思うんですけどね。

だから、そういうところのやはり、ただ料理をつくるだけじゃないと思うんですけれども、 本当に4カ月の中で現地の方が言われたようにできるのかなと思って、そのあたりの不安が あるんですが、この点についてはいかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

お答えをいたします。

4カ月間ということで予算をお願いしておりますので、それはどうやるかにもかかわって きますけれども、しっかり所長あたりと話をしながらしていただくと、覚えていただくとい うことしか言えません。

〇議長 (太田重喜君)

神近議員。

〇13番(神近勝彦君)

今、もう部長が言われたとおり、本当、安心・安全な給食をできるように、本当に4カ月間で一生懸命調理のことを学んでいただくしかないと、もうそれしかないんですよ。

ただ、総務部長にお尋ねをしたいと思います。

私どもの条例の中では、あくまでももう嘱託職員は1年契約の3年更新なんですよ。しかしながら、あと1年、何か延ばすというふうな方法というのがあるのかないのか、あるいは派遣に残り塩田で7名、嬉野で5名、この分だけは派遣から入れるとか、そういうふうな形がとれないのかどうか。もし、そういうことがとれるのであれば、今回補正から外れている人数の分の中で、やはりリーダーとなるような、やっぱり何年も、5年、6年とか、結構やられている、もうなれた方を派遣のほうから入れていただくというふうなことも私は可能じゃないのかなと思うんですけれども、このあたりの考え方、総務部長かあるいは部長、どちらかお答え願いたいと思うんですが。

〇議長 (太田重喜君)

総務部長。

〇総務部長(筒井 保君)

お答えいたします。

嘱託職員の雇用につきましては、先ほど議員言われたとおり、1年更新の3カ年という形です。これにつきまして、現在ずっとこの要綱を守りながらいっているわけなんですけれども、やはり給食センター、先ほども問題になっております安全・安心という部分はございます。これにつきまして、例えば3分の1ずつ残しながら、特例で何かできないだろうかという部分を言われているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

これの部分につきまして、ちょっと私のほうでも勉強させていただきたいと思います。ちょっと、即答は今のところどういうふうな形があるということは、ちょっとお答えは難しい部分がございます。

以上でございます。(「業務委託ってされんもんね」と呼ぶ者あり)

〇議長(太田重喜君)

事業費。(「もう3回やりましたでしょう」と呼ぶ者あり)事業費は。(「事業費は説明いただきましたので、もう結構でございます」と呼ぶ者あり)

これで歳出28ページから31ページまで、教育費についての質疑を終わります。

次に、歳出32ページ、第11款. 災害復旧費について質疑を行います。

第1項.農林水産施設災害復旧費、1目.現年農林水産施設災害復旧費について、質疑の 通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは、林道災害復旧費の、まずこの制度の内容について説明をお願いします。と同時 に、あわせまして今回議案に上がっていますのは2カ所ということで全体説明で聞いており ますけれども、この分が地元負担があるのかということでお聞きします。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

この災害につきましては、ことしの7月3日から4日にかけましての豪雨により林道の一部のり面が崩壊したための復旧工事を行うものです。

今回、補正をお願いする対象路線につきましては、林道赤仁田線の1工区で、被災延長が15メートル、それと2工区になりますけど、被災延長が4メートルの2カ所お願いするものでございます。

それから、2番目の地元負担についてでございますけど、これにつきましては、林道は市 が維持管理するものでございますので、地元負担はありません。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

質問の内容がちょっと拙かったんですけれども、この内容説明の中で林道災害復旧という 制度の内容説明をお願いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長(納富作男君)

お答えいたします。

この林道災害復旧の中身につきましては、補助対象分につきましては、国の補助が2分の 1、市の補助が2分の1ということでなっております。

以上でよろしいでしょうか。以上ですけど。(発言する者あり)(「市の持ち出し」と呼ぶ者あり)

すみません、市の予算で2分の1ということになっております。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

多分、いずれも現地を私は見ていませんから何とも言えませんけれども、いろんな災害の 状況があろうかと思いますけれども、その中で今回は崩落、完全に崩落、下まで落ちている ということの状況の中での対象に林道災害復旧が該当になって、地元、地域負担はないとい うことで該当されたのか。そういうことですね。

はっきり言ってちょっと個人的になりますけれども、私の地元のところに防災パトロールで2回来ていただいた地区があるんですけれども、これは急傾斜崩落地であるんですけれども、今回、申請をいたしましたところ、やっぱり地元負担が相当数あって、基本的には地元では非常に厳しいので対応できないと。今回全額ですから、その差は何なのかなということで質問をしたわけです。

〇議長 (太田重喜君)

農林課長。

〇農林課長 (納富作男君)

お答えいたします。

今回の補助対象となるのは、先ほど申しました国の補助対象となるのは1工区の15メートル分だけでございますけど、これは1カ所につきまして、工事費といたしまして費用が40万円以上なるところにつきましては災害の該当になるということでございます。

以上です。(「形が崩れているところ、崩れてないところ」と呼ぶ者あり)今回にかかわらず。

今回の補正のほうにつきましては、1カ所長いところ、15メートルの分につきましては林 道の上のほうからの崖が崩れたところでございまして、その分につきましては、費用が40万 円以上ということで災害の該当になります。もう1つの4メートルのところは、路肩がちょ っと崩れているところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

これで歳出32ページ、災害復旧債費についての質疑を終わります。

これで議案第89号 平成25年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)についての質疑を終わります。

次に、議案第90号 平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)全部について質疑を行います。

質疑の通告はありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第91号 平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別

会計補正予算(第2号)全部について質疑を行います。

46ページ、1款. 土木費、1項. 都市計画費、1目. 土地区画整理事業費について質疑の 通告がありますので、発言を許可いたします。西村信夫議員。

〇15番(西村信夫君)

私が最後ということで、二、三点わらかない部分がありましたので、質問させていただき たいと思います。

この清算金の49万2,000円の内訳といいますと、説明におきましては24年度中に2件分の交付、清算金をしなければならなかったわけですが、受取人の住所が不定というようなことで、今回、安永弁護士のほうにこの財産管理人として選任をされとるというようなことでございましたけれども、そこのあたりを具体的にもう一回説明いただきたいと思いますけれども。

〇議長 (太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設・新幹線課長(中島憲郎君)

お答えいたします。

まず、これに至った経緯につきまして御説明いたします。

換地処分時に、まず市道とか公衆用道路等に個人名義でまだ登記が市になってないとか、個人名義で登記簿が存在した場合に、その所在が特定できなかった権利者が約17名ほど第八のほうでございまして、その17名全てにおいて公示送達の手続を行いまして、法務局へ供託の申請を行ったわけでございます。その17名のうち2名様についてが登記をなされたときの所在地が記入はされていなくて、名前はわかっていても個人の特定ができないという、そういう理由で供託申請が不受理になったということでございます。

そこで、この手続の方法といたしまして、清算の方法といたしまして、この相続財産管理 人ということを選任いたすわけでございますが、その折に当市の顧問弁護士であります安永 法律事務所と協議を行いまして、安永法律事務所を財産管理人ということに選任をいたしま して、清算金の交付事務を行うということで、今回の補正に至ったわけでございます。

その清算金が2名の分で49万2,000円ということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

西村議員。

〇15番(西村信夫君)

17名の対象者の2名が住所がわからないというようなことで、今回、安永顧問弁護士に財産管理人を委託されたということですが、49万2,000円ということにつきましては、面積的にはどれくらいの面積なのか、そして、その面積に応じての清算金なんですけれども、その

土地の評価部分については、そこのあたりはどれくらいなのか、そこのあたりをおわかりやったら教えていただきたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後5時36分 休憩午後5時37分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

建設・新幹線課長。

〇建設・新幹線課長(中島憲郎君)

申しわけございません。手持ちに資料がございませんので、後だって資料を提出させてい ただきます。 (「以上、終わります」と呼ぶ者あり)

〇議長 (太田重喜君)

資料は後からちゃんと出します。 (「はい」と呼ぶ者あり)

これで提出議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、9月12日も議案審議の予定でございましたが、 本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、12日は休会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、9月12日は休会することに決定いたしました。 本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時38分 散会